

■ 巻頭言 ■

ポスト・マイナンバーパンデミック 憲法、人権を護れてはじめてデジタル化はゆるされる

ショックドクトリン政治をすすめる菅政権は、「自助」、「行政改革」を旗頭に、過激なデジタル化を叫ぶ。デジタル化は、使い方を誤れば、人権をむしばむ。にもかかわらず、この政権の看板であるデジタル改革関連法のなかに「人権」、「プライバシー」の文字が見当たらない。まさに、デジタル監視法である。コロナ禍、緊急時に便乗した人権ゼロの「デジタル国家総動員体制」の確立を狙っているからだ。

菅政権のデジタル化政策は、人権などまったく眼中にない中国習政権のデジタル国家主義、ハイテク監視国家、市場社会主義のイメージと重なる。いや、それ以上悪いかもしれない。そもそも自国内で人権を粗末に扱う菅政権は、中国やミャンマーなどの人権状況を非難できるわけがない。

「パンデミック」という言葉が流行っている。「パンデミック」の「パン」は「すべて」、「デミア」は「人々」が元々の意味。まさに、菅政権は「マイナンバーパンデミック（背番号感染爆発）」を引き起こすウイルスのような存在にみえてくる。

菅首相は21年3月31日の衆院内閣委員会で、マイナンバー制度に関連するこれまでの国費支出が8,800億円に上ると説明した。かたや、アメリカはコロナワクチン開発に1兆円。菅政権は、ムダなIT公共工事に血税を注ぐのをやめようとしない。「背番号が先か、ワクチンが先か」は、あえて問うまでもないことだ。マイナンバーカード

保有が3月末時点で全国民の28%を超え、申請も4,500万件弱で36%超えた。「マイナンバーパンデミック」には大貢献したと誇る。ところが、これで国民が受けられるデジタル行政サービスなどほとんどない。デジタル監視、だけが進む。まさに、菅政権の「デジタル国家総動員体制」づくり、優先の愚策で、国民のいのちやくらしが危機に瀕している。コロナパンデミック対策ファーストだろうに！！

マイナンバーパンデミックを流行らせる菅政権のデジタル監視法案に多くの市民団体が積極的に抵抗した。だが、原案がほぼ無傷で通ってしまった。デジタルデバインド（情報技術格差）の御仁揃いの既存の野党依存では闘えないのは明らかだ。ところが、市民団体は、彼らに頼ろうとする。シングルイシューの「My 国党」（マイナンバーから国民を護る党）を立ち上げよう！国や地方で闘える独自の議員を誕生させよう！といった動きはない。あらたなチャレンジができないのは残念だ。

わが国の市民団体は、概して英語に弱く外圧を利用した効果的なグローバルなキャンペーンができていない。この島国の「デジタル収容所列島化」の危機を外部に発信できていない。ミャンマーの市民団体は、国際語である英語で世界に発信できる。あちらの方が闘い方は上手だ。

菅政権のデジタル国民総動員体制づくりは、超危険である。Mシステムとか、スーパーシティ構想とか、人権をむしばむ提案が目白押しだ。市民組織は、シングルイシューの政党づくりも含め、ポスト・マイナンバーパンデミックでの賢明な闘い方が問われている。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～ポスト・マイナンバーパンデミック
- ・ EUの包括的AI規制始動
- ・ 自治体によるLINEの危険な使われ方
- ・ 国民投票法改正とSNS規制・言論の自由
- ・ 少年の実名報道禁止緩和とプライバシー

2021年7月10日
PIJ代表 石村 耕治

2021年4月21日、EUの包括的AIシステム規制始動

EUの顔認証情報利用禁止を 含むAI（人工知能）規制案を読む

EUのプライバシー侵害 AI パンデミック対策ワクチン
— 人権が護られてはじめてAI開発・利用はゆるされる —

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

《内容目次》

●はじめに～人権が護られてはじめてAI開発・利用はゆるされる

- ◆GDPRとAI規制規則との関係
- ◆ひと目でわかるEUでのAI規制の経緯
- ◆ひと目でわかるEUのAI規制の仕組み

■第1部 EUの包括的AI規制の枠組み

- ◆ひと目でわかるAI規制法の枠組み
- ◆「人間が主役のAI」に向けてEUとアメリカが競争
- ◆なぜEUは包括的なAI規制を実施するのか～EUは、人間が主役のAI開発・利用の拠点になる！

■第2部 EUのAI規制規則案を深読みする～危ないAIは、逃げられない、逃がさない！！

- ◆EUのAI規制規則案のポイント解説
- ◆4分類のAI規制規則の仕組み
- ◆透明性確保：AIシステム利用事実の告知義務
- ◆「禁止されるAI実務」と「高リスクAIシステム」
 - 1 禁止されるAI実務／ブラックリスト掲載AIシステム
 - 2 高リスクAIシステムへの「ゆりかごから墓場まで方式」規制とは
 - (1) 高リスクAIシステムのプロバイダー／開発者に対する規制
 - (2) 高リスクAIシステムのユーザーに対する規制
 - (3) 高リスクAIシステムの輸入者に対する規制
 - (4) 高リスクAIシステムの販売者に対する規制
 - (5) 高リスクAIシステムのプロバイダー／開発者となるユーザー、輸入者、販売者および第

三者

- (6) 小括
- (7) 限界事例
- 3 AIシステム市販後規制、情報共有、市場監視
 - (1) プロバイダー／開発者の市販後モニタリング義務
 - (2) 事故および稼働過誤情報の共有

- ◆AI規則（案）の執行体制
- ◆行動規範に基づく倫理的・自発的協力
- ◆AIシステム規制のガバナンスの仕組み
 - 1 欧州AI委員会／AIボードの創設
 - 2 各加盟国のAIシステム規制機関
- ◆AIシステム規制違反への罰則
 - 1 AI規制規則違反に対する制裁
 - 2 EUの機関・エージェンシー・団体によるAI規制規則違反

■第3部 わが国での危ないAIシステム利用実態

- ～EUのAI規制からわが国のAI利用ケースを検証する
- ◆マイナンバーパンデミックを流行らす菅政権～人権ゼロのデジタル収容所列島化を目指す菅政権
- ◆顔認証式マイナカード使用オンライン保険資格確認システム～人権を蝕む顔認証情報のマイナンバー管理制度の裏口導入
- ◆インドの生体認証式IDカードから厚労省の悪巧みを読み解く
- ◆危ないQRコード・顔認証情報使用のマイナカードのスマホ申請

- ◆問われる東京渋谷区でのNINE依存で顔認証データの利用
- ◆子どもの学習成績をマイナバーでAI国家管理～問われる人格権のポイント評価

●むすびにかえて

【添付資料】

●もっと知りたいEUの統治機構と法制度

●はじめに～人権が護られてはじめてAI開発・利用はゆるされる

人工知能(AI=Artificial Intelligence)が、目覚ましい発展をとげている。これまで人間にしかできなかつた知的な決定を、AIは、情報処理手順(アルゴリズム/algorithm)とデータ(big data)を準備すれば、機械的に遂行できるようにした。こうした知的な決定を人間の介在なしに行うことを、「自動決定(ADM=automated decision making)」、通称で「ADM」と呼ぶ。自動運転自動車が、赤信号を認識して運転を停止することが適例である。視覚認識(visual cognition)仕様の医療機器がガン細胞を探知・発見するのもADMの利用例である。このように、AIシステムやADMプログラムは、官民にわたりさまざまな分野で活用が広がっている。市場調査、商業サービス、金融サービス、健康医療サービス、政府行政サービス、公共サービスなど多岐にわたる。

今日、先端技術の1つであるAIシステムやADMプログラムは市民生活に数えきれなくらいのメリットをもたらしている。

その一方で、AIシステムやADMプログラムに入れるアルゴリズムやデータに偏り(偏頗/バイアス/algorithmic bias)があると、不透明で想定外の結果が出たりする¹。

例えば、課税庁が、AI税務調査対象者選定システムに、①「疑わしければ課税庁の利益に」の

アルゴリズムを入れたとする。逆に、②「疑わしければ、納税者の利益に」のアルゴリズムを入れたとする。①と②では、納税者の同じ申告データを入れても、判定結果に大きな違いが出てくるかもしれない。納税者や税の専門職も、「私はデジタル大嫌い。紙(文書)で何が悪いんだ。AIなんていらん！」と言ってはられない。「どんとこいAI！」でないと、AIの奴隷にされてしまうかもしれないからだ。AIシステムに入れるアルゴリズムについて、課税庁から独立した機関による適正な審査がいる。また、市民・納税者・専門職によるチェックも欠かせない²。将来的には、AIシステムに入れるアルゴリズムの適否を争う訴訟も多発するに違いない³。

これは、ユーザーである政府が、プロバイダーであるIT企業に依頼し開発してAIシステムを税務行政サービスに利用するケースである。

そもそも、野放図にAIシステムやADMプログラムを利用してはならない分野もある。AIシステムまたはADMプログラムを、公的機関や民間機関が無差別な人の監視や選別に使うケースである。憲法が保障する移動の自由や言論/表現の自由、思想/信条の自由のような市民的自由や人権の侵害につながるからである。

今年1月、アメリカのスタンフォード大学のAI研究機関は、顔認証AIが、SNSの顔写真から政治性向を読み取れる、との研究成果を発表した⁴。その確率は70%を超えるという。

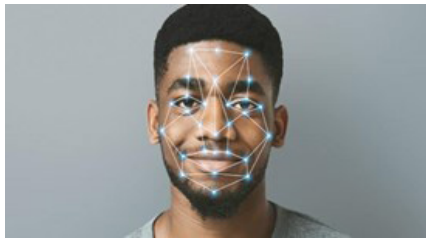
¹ See, Kristin N. Johnson, "Automating the Risk of Bias," 87 Geo. Wash. L. Rev. 1214 (2019); Felix Mormann, "Beyond Algorithms: Toward a Normative Theory of Automated Regulation," 62 B. C. L. Rev. 1 (2021); Peter K. Yu, "The Algorithmic Divide and Equality in the Age of Artificial Intelligence," 72 Fla. L. Rev. 331 (2020)

² See, Steven Toscher, Daniel Kellerman, "The Impact of Big Data on IRS Civil and Criminal Tax Enforcement," 2-AUG L. A. Law. 14 (2019); See, Michael A. Chichester Jr., Jaclyn R. Giffen, "Recruiting in the Robot Age," 98-JUN Mich. B. J. 34 (2019)

³ Kimberly A. Houser & Debra Sanders, "The Use of Big Data Analytics by the IRS: Efficient Solutions or the End of Privacy As We Knows It?," 9 Vand. J. Ent. & Tech. L. 817 (2017)

⁴ See, Michal Kosinski, "Facial recognition technology can expose political orientation from naturalistic facial images," Scientific Reports (Jan., 2021) Facial_recognition_technology_can_expose_political.pdf; Facial recognition technology can predict a person's political orientation with 72% accuracy Facial recognition technology can predict a person's political orientation with 72% accuracy (psypost.org)

AIシステムやADMプログラム利用が禁止または厳正な規制が必要とされ



る分野としては、雇用（採用・勤務評定・契約更新・解雇・昇給など）や教育があげられる。こうした分野での評価に、人種・性別・性的指向などでバイアスのかかったアルゴリズムをインプットして自動決定（ADM）プログラムを使えば、当然、不公正な結果が導き出されるからである。加えて、クッキー（cookies）などを使ったターゲティング広告も問われている。自動的に賭博サイトやわいせつ画像の有料サイトへ誘導するなど悪質なものが少なくない。EUでは、こうした人権をむしばむ、あるいは人の意思や行動を操作するAIやADMの利用を禁止する方向である。

最近では、ネット上に流通する有害情報・社会的法益侵害情報、不当投稿・ツイートを自動選別・削除（モデレート）するAIシステムも、議論のあるところである。使い方を誤れば、言論／表現の自由をむしばみ、国家や政府に都合の悪いSNS（ソーシャルメディア）への言論・投稿・ツイートを削除（モデレート）するのが当り前の中国型のデジタル監視国家主義とも結びつく。

このように、民主的な価値観に基づくAIシステムの使い分け、人間によるコントロールをどうするかは、デジタル化時代の重い課題である。また、こうしたコントロールを誰が行うか、政府？あるいは民間？を、決めなければならない。つまり、政府規制（法規制）か、自主規制（行動規範／行動指針による倫理規制）か、または双方の併用規制か、の問題もある。AIシステム規制手法の基本問題に加え、規制の適用範囲（EU域外への適用）、透明化を含む法適合性評価やその基準、情報開示、規制違反に対する罰則なども重い課題である。いずれにしろ、`都市計画がないのにEU域内に次々と家が建つ無法状態に急いでストップ

をかける必要がある。

EU（欧州連合）の欧州委員会（European



Commission）は、去る（21年）4月21日に、AI（人工知能）規制をねらいとする規則案（Proposed Regulation on AI／以下「AI規制規則案」または「規則案」）を公表した⁵。AI規制規則案の正式名称は、「人工知能に関する統一ルールを定めかつ一定の法律を改正するための規則（Regulation laying down harmonized rules on artificial intelligence and amending certAIIn legislative acts）」である。タイトルIからXII、前文+85条と9つの別表からなる。通称では、EU「AI法（Artificial Intelligence Act）」とも呼ばれる。

◆ GDPRとAI規制規則との関係

EUは、すでに、ヨーロッパ地域の個人情報保護法ともいえる「一般データ保護規則（GDPR=General Data Protection Regulation）」を採択している。GDPRは、官民双方が規制対象の法律である。EUは、GDPRを、2016年5月24日に発効させ、2018年5月25日から施行している⁶。

GDPRは、データ保護に関する`一般法、である⁷。これに対して、2021年4月21日に公表されたAI規制規則案は、AIに規制対象を絞った`特別法、である。したがって、AI規制規則案が成立・施行され、双方がぶつかる場合には、AI規制については特別法であるAI規制規則が優先する。

EUは、2020年に、『AI白書（White Paper on Artificial Intelligence）』⁸を公表している⁹。このAI白書は、今回のAI規制規則案は、`GDPRのAI版、を發布するための草案ともいえる。

⁵ Regulation laying down harmonized rules on artificial intelligence and amending certAIIn legislative acts Europe fit for the Digital Age:Artificial Intelligence(europa.eu)

⁶ GDPRの邦文での分析について、詳しくは、www.pij-web.net/cnn/CNN-94.pdf

⁷ CNNニュース94号参照http://www.pij-web.net/cnn/CNN-94.pdf なお、わが国の個人情報保護委員会による仮邦訳が公表されている。gdpr-provisions-ja.pdf (ppc.go.jp)

① 一般データ保護規則 (GDPR)

データ保護の一般法

② AI規制規則 (案)

データ保護の特別法

一般法であるGDPR22条では、次のように規定して、個人（データ主体）に対し、ADMプログラム（AIシステム）においてもつばら自動決定の対象とされない権利を保障する。

第22条 プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定

1 データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を生じさせる、または、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもつばら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。

すなわち、EUにおいて、個人は、人の監視または人が関与しない形で自分のデータが自動処理の対象となることを拒否する権利を保障されている。このことから、例えば、信販事業者が、ローン審査をする場合に、オンラインのアルゴリズムとチャットボット【人工知能（AI）を活用した自動会話プログラム】のみで、消費者の信用格付けをしようとする場合、当該消費者は、これを拒否することができる。

加えて、GDPR13条～15条では、いかなる機関も、ADMプログラム（AIシステム）で、個人の権益に影響を及ぼす決定をするアルゴリズムにデータを挿入する場合には、その処理に先立ち、本人にその旨を通知するように求められる。

◆ひと目でわかるEUでのAI規制の経緯

こうした性格を有するAI規制規則案の公表にいたるまでの経緯は、おおまかに説明すると、【**図表1**】のとおりである。

【図表1】AI規制規則案公表までの主な経緯

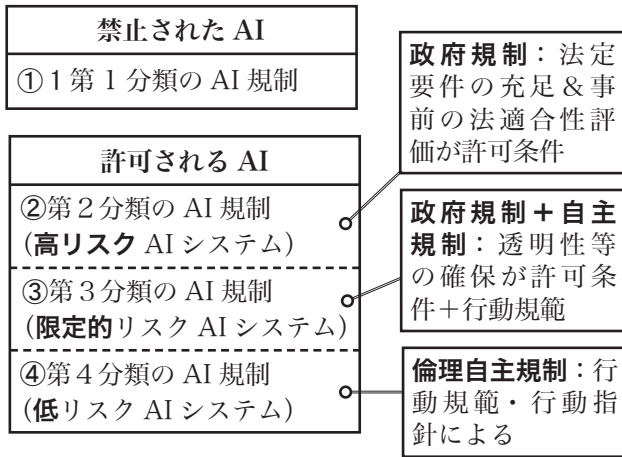
年月	主な出来事
2018年4月	欧州委員会が、EUのAI戦略を各機関に伝達（Communication Artificial Intelligence for EU rope）「EUは「人間が主役のAIルール」を定め、AI投資・開発・利用を促進し、米中などと競争し、世界のAI市場を主導する。」
2018年6月	AI専門家グループ（AI HLEG=High-Level Expert Group on AI）設置「AI倫理ガイドライン草案の検討」
2019年4月	AI HLEGが「信頼できるAIのための倫理ガイドライン（Ethics guidelines for trustworthy AI）」を策定・公表「①AI倫理原則、②原則遵守の7つの要件、③チェックリスト」
2020年2月	欧州委員会が「AI白書（White Paper on Artificial Intelligence）」と「AI・IoT・ロボットに関する安全・賠償責任レポート（Report on the safety and liability implications of AI, the Internet of Things and robotics）」を公表。公開諮問（パブコメ）を実施。
2020年10月	欧州議会が、AI関連の3文書【①AI・ロボット・関連技術の倫理枠組み（Framework of ethical aspects of AI, robotics and related technologies）、②AI民事責任体制（Civil liability regime for AI）、③AI知的財産（Intellectual property rights for the development of AI technologies）】を採択
2021年4月	欧州委員会が、21日に、AI規制規則案を公表

◆ひと目でわかるEUのAI規制の仕組み

このAI規制規則案では、「AIシステム（AI system）」に4段階に分けて規制を加える。分類は、リスクベース方式（risk-based approach）、つまり「危険度、順である。4分類規制の基本的な仕組みは、わかりやすくいえば、次のとおりである。

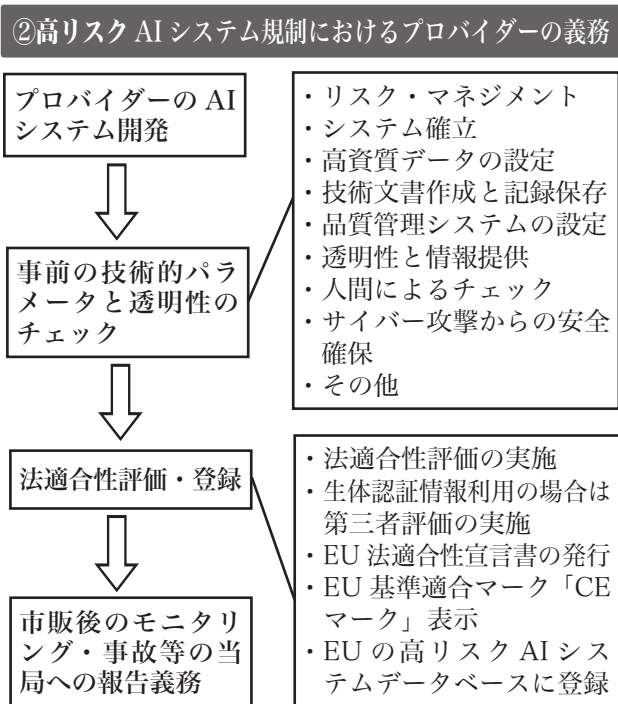
⁸ commission-white-paper-artificial-intelligence-feb2020_en.pdf (europa.eu)

⁹ わが国の経産省は、「AI原則の実践の在り方に関する研究会」（旧AI社会実践アーキテクチャー検討会）を開催し、EUなど諸外国の法制の動きを含め、先端産業の健全な育成に向けてAIシステム／ADMプログラムに関するAIガバナンスのあり方を探っている。本稿の執筆にあたっても参照した。



EU の AI 規制規則案では、②高リスク AI システムに対する政府規制が中核になる。この分類にあてはまる AI システムに対してはライフサイクル (生涯工程)、つまり「ゆりかごから墓場まで方式 (cradle-to-grave approach)」で、さまざまな角度から縛りがかかる。徹底した規制を実施し、市民の自由や人権保護を先行させるためである。

規制は、プロバイダー (IT 企業)、ユーザー (民間利用者や公的機関)、輸入者や販売者にまで及ぶ。高リスク AI システムの「プロバイダー」の義務を取り上げて、アバウトに説明すると、次のとおりである。



また、④低リスクの AI システムに対しては、政府規制ではなく、業界団体などが自主的に定めた倫理・行動規範・行動指針により自主規制が実

施される。そして、③限定的リスク AI システムには、政府規制と自主規制が適用になる。こうした 4 分類規制の基本的な仕組みをもう少し詳しく読んでみると、次のとおりである。

【図表 2】 4 分類規制の基本的な仕組みをもう少し詳しく読む

≪ 4 分類規制のあらまし ≫

【禁止された AI ①】

①**第 1 分類の AI 規制**：禁止された AI 実務 (prohibited AI practices) (規則案 5 条) ①人間の行動を操作し肉体的または精神的にむしばむ AI システムの利用、②子どもや障害者を相手の搾取行為への AI システムの利用、③AI を使ったスコアリングシステム・社会信用ポイント制 (social scoring / 個人の行動や人格的特性などのデータに基づき、国家や企業が個人の信頼性などを格付けする AI システム)、④公共空間での無差別な AI 顔認証監視カメラやライブ遠隔顔認証 AI システムの利用。

【許可される AI ②・③・④】

②**第 2 分類の AI 規制対象**：高リスク AI システム (High-risk AI systems) (規則案 5 条) ≪政府規制：法定要件の充足と事前 (ex-ante) の法適合性評価が許可条件≫

(a) 規制対象 AI 製品の安全基準 (規則案別表第 2)：産業機械、医療機器など、法により第三者認証対象となるもの。

(b) 特定分野の AI システム (規則案別表第 3) 例：

① 運輸のような重要な社会インフラへの AI システムの利用、② AI 手術支援ロボットシステム、③ 具体的な事実に対する法の適用のような司法行政などへの AI システムの利用など。

③**第 3 分類の AI 規制対象**：限定的リスク AI システム (limited risk AI systems) (規則案 52 条) ≪政府規制：透明性等の確保が許可条件 + 自主規制≫ 企業による消費者との対話 (chatbots) の解析などへの AI システム利用など。

④**第 4 分類の AI 規制対象**：低 (極小) リスク AI システム (minimal risk AI systems) (規則案 69 条) ≪原則として自主規制 / 行動規範による倫理規制≫ AI システムを利用したビデオゲーム、eメール・スパム・フィルターなど。

≪規制方法のあらまし≫

★これら 4 分類の AI システムのうち、規制の中核となるのは、②「高リスク AI システム」。高リスク AI システムについては、ライフタイムプロセス (生涯工程)、つまり「ゆりかごから墓場まで方式 (cradle-to-grave approach)」で、徹底的に政府規制を実施。

★政府規制は、原則として各加盟国の権限ある当局などが実施。EU の AI 規制の統括組織として、

欧州 AI 委員会／AI ボードを新設。EU 共通の AI システムデータベースを新設し危険な AI を集中監視。

- ★③限定的リスク AI システムについては、プロバイダーが透明性確保などの政府規制に加え、行動規範 (Codes of conduct) 行動指針による自主規制 (倫理・自主規制)。
- ★④低リスク AI システムについては、行動規範 (Codes of conduct) 行動指針による自主規制 (倫理・自主規制) が基本。
- ★リスクある AI システムには、加盟国の権限ある当局や業界団体から当事者に自主的な是正をとるように指導を実施。
- ★AI 規制規則違反には罰則。AI システム禁止またはコンプライアンス違反など、その種類や程度に応じて、最大で 3,000 万ユーロ (おおよそ 39 億円) か、企業には世界の売上高の最大 6% か、どちらか高い方の過料 (規則案 71 条)。また、EU のさまざまな機関やエージェンシー、団体などが AI 規制規則に違反した場合には、欧州データ保護監督官 (EDPS=EU ropean Data Protection Supervisor) が過料を科す (第 72 条)。

①第 1 分類の AI 規制は、「厳禁される AI 実務 (expressly prohibited AI practices)」であり、官民の業務に AI システム (ADM プログラム) を利用してはならない分野である。AI 規制規則案は、公共空間での無差別な AI 顔認証監視カメラやライブ遠隔顔認証 AI システムの利用、スコアリングシステム・社会信用ポイント制などを限定列挙している (規則案 タイトル II、5 条)¹⁰。

②第 2 分類の AI 規制対象は、「高リスク AI システム (High-risk AI systems)」である (規則案 タイトル III、6 条以下)。高リスク AI システムについては原則として利用を解禁する。しかし、その法適合性については市販前またはサービス開始前 (*ex ante*) の評価、その後のモニターなど厳しいコンプライアンス義務が課される。

③第 3 分類の AI 規制対象は、「限定的リスク AI システム (limited risk AI systems)」である。限定的リスク AI システムについては、AI 使用にあたり情報処理手順の開示 (Algorithmic transparency) などの透明性確保義務が課される。

④第 4 分類の AI 規制対象は、「低 (極小) リスク AI システム (minimal risk AI systems)」である。低リスク AI システムについては、人権に影響

が少ないとみて、原則として規制の対象から外している [前記【図表 2】参照]。代わりに、欧州委員会 (EU ropean Commission) などが、AI システムの個々の IT 企業 (プロバイダー／開発者)、その業界団体または双方に対して行動規範 (Codes of Conduct) を定めるように奨励し、自発的協力を求める仕組みになっている (規則案 69 条)。

これら 4 分類の AI システムのうち、規則案で中核となるのは、②「高リスク AI システム」である。高リスク AI システムについて、規則案では、いわゆる「ゆりかごから墓場まで方式 (cradle-to-grave approach)」で、徹底的に政府規制を実施する。

なお、AI 規制規則違反には、各加盟国の権限ある当局が、AI システム禁止またはコンプライアンス違反など、その種類や程度に応じて、最大で 3,000 万ユーロ (おおよそ 39 億円) か、企業には世界の売上高の最大 6% か、どちらか高い方の過料を科す (AI 規制規則案タイトル X 第 71 条)。また、EU のさまざまな機関やエージェンシー、団体などが AI 規制規則に違反した場合には、欧州データ保護監督官 (EDPS=EU ropean Data Protection Supervisor) が過料を科す (第 72 条)。

EU の AI 規制規則案は、EU 域内にいるユーザーを対象に AI システムの販売や AI システムのサービスを提供する IT 企業 (プロバイダー／開発者)、とりわけ中小事業者、起業家 (startups) に大きな影響が及ぶ。加えて、UE 域外に拠点を置き、EU 市場でビジネスを展開する外国 IT 企業にも多大な影響を及ぼす。EU の AI 規制規則案は、EU 域外にも適用があるからである。

わが国では、法や倫理による縛りなくプライバシー／個人情報や糧に、AI システムを使って調理し、利益をあげようとする IT 企業がばっこしている。また、開発された AI システムを使って日常的に人権侵害を繰り返す官民のユーザーも多い。こうした西欧型の民主的な価値観、市民的な自由や人権を後回しにし、利益をむさぼるわが国の IT 企業は、いずれ EU 市場ではビジネスができなくなる。

本稿第 1 部では、EU の包括的な AI 規制規則案の枠組みと包括的な規制を必要としたわけを探る。第 2 部では、EU の包括的な AI 規制を深読みする。そして、第 3 部では、EU の基準を参考にわが国での人権をむしばむ AI システムの利用ケースを点検してみたい。

¹⁰ AI 規制規則案 6 条では、「高リスク AI システム (High-risk AI systems) について具体的に定義していない。しかし、規則 6 条 2 項関係別表第 3 において具体例を掲げている。後記【図表 5】参照。

■第1部 EUの包括的AI規制の枠組み

EUの新たなAI規制規則案は、EU域内での野放図なAI利用に包括的な規制を加えることが狙いである。加盟国政府やIT企業（プロバイダー／開発者）やユーザー（官民の機関）などに対して、AI技術の利用や提供にあたっては、欧州の民主主義的な価値観、EU市民の自由や人権を護るよう求める。

この規則が正式に通れば、AIシステム、とりわけ個別の同意のない顔認証情報システムが人権をむしばむ利用につながらないように、法と倫理の双方の面から厳しい規制がかかる。

◆ひと目でわかるAI規制法の枠組み

EUの欧州委員会（EC）は、4月21日にAI規制規則案を公表した。タイトルIからXII、前文+85条と9つの別表からなる。法と倫理双方の面から多様な規制が盛り込まれている。その目次を邦訳（仮訳）してみると、次のとおりである。

【図表3】AI規制規則案の目次（仮訳）

前文
タイトルI
通則 [General provisions]
第1条 趣旨 [Subject matter]
第2条 適用範囲 [Scope]
第3条 定義 [Definitions]
第4条 付則第1への修正 [Amendments to Annex I]
タイトルII
禁止されたAI実務 [Prohibited artificial intelligence practices]
第5条
タイトルIII
高リスクAIシステム [High-risk AI system]
CHAPTER 1 高リスクAIシステムの分類 [Classification of AI systems as high-risk]
第6条 高リスクAIシステムの分類ルール [Classification rules of AI systems as highrisk]
第7条 付則第3への修正 [Amendments to Annex III]
CHAPTER 2 高リスクAIシステムの要件 [Requirements for AI systems as high-risk]

第8条 要件へのコンプライアンス [Compliance with the requirements]

第9条 リスク・マネジメント・システム [Risk management system]

第10条 データとデータガバナンス [Data and data governance]

第11条 技術文書 [Technical documentation]

第12条 記録保存 [Record-keeping]

第13条 ユーザーへの透明性確保と情報提供 [Transparency and provision of information to users]

第14条 人によるチェック [Human oversight]

第15条 正確性、堅固性およびサイバーセキュリティ [Accuracy, robustness and cybersecurity]

CHAPTER 3 高リスクAIシステムのプロバイダーやユーザーその他の当事者の義務 [Obligations of providers and users of high-risk AI systems and other parties]

第16条 高リスクAIシステムのプロバイダー義務 [Obligations of providers of high-risk AI systems]

第17条 品質管理システム [Quality management systems]

第18条 技術資料作成義務 [Obligations to draw up technical documentation]

第19条 法適合性評価 [Conformity assessment]

第20条 自動作成ログ [Automatically generated logs]

第21条 是正行為 [Corrective actions]

第22条 情報通知義務 [Duty of information]

第23条 権限ある当局への協力 [Cooperation with competent authorities]

第24条 製品製造者の義務 [Obligations of product manufacturers]

第25条 授権代理人 [Authorised representatives]

第26条 輸入者の義務 [Obligations of importers]

第27条 販売者の義務 [Obligations of distributors]

第28条 販売者、輸入者、ユーザーその他第三者の義務 [Obligations of distributors, importers, users or any other third-party]

第29条 高リスクAIシステムのユーザーの義務 [Obligations of users of high-risk AI systems]

CHAPTER 4 認定当局と認定団体 [Notifying authorities and notified bodies]

第30条 認定当局 [Notifying authorities]

第31条 法適合性評価団体への認定申請 [Application of a conformity assessment body for notification]

第32条 認定手続 [Notification procedure]

第33条 認定団体 [Notified bodies]

第34条 認定団体の子団体および下請け [Subsidiaries and subcontracting by notified bodies]

第 35 条 本規則に基づく確認番号と指定された認定団体 [Identification numbers and lists of notified bodies designated under this Regulation]

第 36 条 認定の変更 [Changes to notifications]

第 37 条 認定団体の適格性にかかる不服申立て [Challenge to the competence of notified bodies]

第 38 条 認定団体との調整 [Coordination of notified bodies]

第 39 条 第三国の法適合性評価団体 [Conformity assessment of third countries]

CHAPTER 5 基準、法適合性評価、証明書、登録 [Standards, conformity assessment, certificates, registration]

第 40 条 調和した基準 [Harmonised standards]

第 41 条 共通仕様書 [Common specification]

第 42 条 一定の要件への適合性の推定 [Presumption of conformity with certain requirements]

第 43 条 法適合性評価 [Conformity assessment]

第 44 条 証明書 [Certificates]

第 45 条 認定団体の決定に対する不服申立て [Appeal against decisions of notified bodies]

第 46 条 認定団体の通知義務 [Information obligations of notified bodies]

第 47 条 法適合性評価手続の逸脱 [Derogation from conformity assessment procedure]

第 48 条 EU 法適合性宣言書 [EU declaration of conformity]

第 49 条 法適合性の EU 基準適合マーク (CE marking of conformity)

第 50 条 文書保存 (Document retention)

第 51 条 登録 [Registration]

タイトル IV

一定のシステムへの透明性確保義務

[Transparency obligation for certain AI systems]

第 52 条 一定の AI システムへの透明性確保義務 [Transparency obligation for certain AI systems]

タイトル V

技術革新支援措置 [Measures in support of innovations]

第 53 条 サンドボックス AI 規制 [AI regulatory sandboxes]

第 54 条 公益用の AI システム開発のために多くの個人データを処理にかかるサンドボックス AI 規制 [Further processing of personal data for developing certain AI systems]

in the public interest in the AI regulatory sandboxes]

第 55 条 小規模プロバイダーやユーザーのための措置 [Measures for small-scale providers and users]

タイトル VI

ガバナンス [Governance]

CHAPTER 1 欧州 AI 委員会 / AI ボード [European artificial intelligence board]

第 56 条 欧州 AI 委員会 / AI ボードの創設 [Establishment of European artificial intelligence board]

第 57 条 AI ボードの構成 [Structure of the Board]

第 58 条 AI ボードの業務 [Tasks of the Board]

CHAPTER 2 加盟国の権限ある当局 [National competent authorities]

第 59 条 加盟国の権限ある当局の指定 [Designation of national competent authorities]

タイトル VII

スタンドアロン高リスク AI システム用 EU データベース [EU database systems for stand-alone high-risk systems]

第 60 条 スタンドアロン高リスク AI システム用 EU データベース [EU database systems for stand-alone high-risk systems]

タイトル VIII

市販後のモニタリング、情報共有、市場監視 [Post-market monitoring, information sharing, market surveillance]

CHAPTER 1 市販後モニタリング

第 61 条 高リスク AI システムに対するプロバイダーのモニタリングおよび市販後モニタリング計画 [Post-market monitoring by providers and post-market monitoring plan for high-risk AI systems]

CHAPTER 2 事故および稼働過誤情報の共有

第 62 条 重大な事故や製造過誤の報告 [Reporting of serious incidents and of malfunctioning]

CHAPTER 3 執行 [Enforcement]

第 63 条 EU 市場における AI システムの市場監視とコントロール [Market surveillance and control of AI systems in the EU market]

第 64 条 データや文書へのアクセス [Access to data and documentation]

第 65 条 加盟国レベルでのリスクのある AI システムへの対応手続 [Procedures for dealing with AI systems presenting a risk at national level]

第 66 条 EU 安全手続 [Union safeguard pro-

cedure]

第67条 リスクある基準適合AIシステム
[Compliant AI system which present a risk]

第68条 正式なコンプライアンス違反 [Formal non-compliance]

タイトル IX

行動規範 [Codes of conduct]

第69条 行動規範 [Codes of conduct]

タイトル X

守秘および罰則 [Confidentiality and penalties]

第70条 守秘 [Confidentiality]

第71条 罰則 [Penalties]

第72条 UNの機関、エージェンシーや団体に対する過料 [Administrative fines on Union institutions, agencies and bodies]

タイトル XI

権限の委任と小委員会手続 [Delegation of power and committee procedure]

第73条 委任行使 [Exercise of the delegation]

第74条 小委員会 [Committee procedure]

タイトル XII

最終規定 [Final provisions]

《以下、略、邦訳省略》

欧州委員会は、2020年に、『AI白書 (White Paper on Artificial Intelligence)』を公表したことについてはすでにふれた。この白書は、欧州委員会 (EC) やそのアドバイザーがAIと人権のあり方について、数年にわたる検討結果を公表したものである。今回公表したAI規制規則案は、この白書をベースに練り上げられ、正式な規則を制定するためのたたき台となる原案 (draft regulation) である。

このAI規制規則案で、とりわけ注目を浴びたのは、顔認証技術利用の法規制である。公共空間での無差別なAI顔認証監視カメラの利用やライブ遠隔顔認証AIシステムの利用を原則禁止としている。例外的に認められるとしても、誘拐犯やテロ対策など他者の人身保護が優先する場合に限られる。

◆「人間が主役のAI」に向けてEUとアメリカが競争

AI規制規則案は、AI利用について、アクセルとブレーキを装備する法制といえる。すなわち、EUのIT企業 (プロバイダー/開発者) が高い倫理観を持ってAIビジネスを展開できるようにアクセルを踏む。その一方で、デジタル監視国家の中国やプライバシー保護基準が甘いアメリカや日本などのIT企業 (プロバイダー/開発者) のEUでのAIビジネス展開にブレーキをかけるのが狙いである。言い換えると、EUは、「人間が主役」の観点からAI利用の適正化、健全な発展をはかるためのグローバルなルールづくりを先導する。これにより、人権ファーストで高い倫理観を持ったヨーロッパIT企業 (プロバイダー/開発者) の競争力強化、AI世界市場への参入を目指している。

生体認証情報の法規制については、すでにアメリカ・イリノイ州生体認証情報プライバシー法 (BIPA) CNN-99.pdf (pij-web.net) やカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) CNN-98 [完成版].indd (pij-web.net) などの法制がある。これらの法制では、規制対象は、原則として民間機関での生体認証情報の利用に限定している。また、とりわけAI技術を組み合わせた生体認証情報の利用に焦点を合わせた立法でもない。

バイデン政権誕生後、連邦レベルでのAI政策論議が活発になってきている。2021年3月12日、第117回連邦議会下院監視と改革委員会の国家安全保障省委員会 (U.S. House Committee on Oversight and Reform Subcommittee on National Security) とサイバー・革新的技術・情報システムに関する軍事小委員会 (U.S. House Armed Services Subcommittee on Cyber, Innovative Technologies, and Information Systems) とが、人工知能国家安全保障委員会2021年報告 (2021 Final Report of the National Security Commission on Artificial Intelligence) に関する合同公聴会を開催した。

この公聴会では、小委員会委員長や長老議員、人工知能国家安全保障委員会 (NSCAI) 委員長、証人から、AI技術革新が急であることから、人

¹¹ <https://www.nscAI.gov/wp-content/uploads/2021/03/Full-Report-Digital-1.pdf>

材を集約して研究開発を積極的に推進すべきであるとの主張が目立った。とりわけ、中国やロシアとの軍拡競争に打ち勝つために AI の研究を強力に推進すべきである声が強かった。国家安全保障、軍事問題を専門とする小委員会の公聴会であったのが響いたのであろう。

しかし、同時に、この公聴会で証言した議員や証人からは、AI 技術の誤用、市民的自由や人権侵害を防止するために、テクノデモクラシー (techno-democracy) の構築も重視すべきであるとの意見も相次いだ。その結果、AI 技術の開発・利用にあたっては、民主的な価値観、透明性、強力な監視、説明責任、法令遵守を求めるためのガバナンスの確立が必須である旨のコンセンサスが得られた。加えて、アメリカが主導して価値観を同じくする諸国とテクノデモクラシーの輪を一段と広げる必要があることも確認された¹²。

民主党主導のアメリカ連邦議会での AI 技術の開発・利用の民主的コントロールについての今後の動きには、目が離せない。しかし、アメリカ議会での動きは、いまだ机上の空論の域を出ない。中身の具体的検討はこれからだ。



(public use)

アメリカのバイデン政権は、中国型のデジタル監視国家体制を痛烈に批判し、「人権尊重を重視する AI 技術の開発・利用、テクノデモクラシーを確立する」政策を明確にすることで、EU と競争する姿勢を強めている。

これに対して、今般の EU の AI 規制規則案は、軍事バランスなどを抜きにした人権ファーストの具体的な実施策である。重みが違う。内容も、生涯不変の究極のプライバシーである生体認証情報

の原則利用禁止に加え、高リスク AI システム規制に傾斜した包括策だ。しかも、民間機関のみならず政府機関も含め民官双方に適用される。世界の主要国・地域では初めてのものである。

アメリカのバイデン政権、ホワイトハウス国家安全保障アドバイザーを務めるジェイク・サリバン氏 (White House National Security Adviser Jake Sullivan) は、4月22日に、SNS ツイッターで、EU の新 AI 政策に歓迎の意を表した¹³。しかし、EU の AI 政策は、アメリカが想定する AI 政策と大きな隔たりがある。EU の「高リスク」の概念や法適合性評価の基準など、規制の哲学 (regulatory philosophies) はさまざまな点で異なる。EU とアメリカとの間では、GDPR の域外適用や巨大デジタルプラットフォーム GAFA の個人情報取扱いなどをめぐり、以前から大きな問題を抱えている。AI 規制規則案の取扱いをめぐり、大西洋両岸協力 (trans-Atlantic corporation) の今後が注目される。

◆なぜ EU は包括的な AI 規制を実施するのか ～ EU は、人間が主役の AI 開発・利用の拠点になる！

AI の利用は世界で急拡大している。AI 関連の調査・コンサルティング企業である IDC は、2021年2月に、世界 AI 市場に関する調査結果を発表した¹⁴。2021年の世界 AI 市場は、ソフトウェア・ハードウェア・サービスを含め 35 兆円規模、2024年には 59 兆円規模になると予測する。AI システムがとめどもなく広く社会に浸透する様子が伺える。AI が、人類の未来を明るくするとばかり、脚光を浴びる。しかし、AI には「光と影」がある。AI の人権面での危うさも次第にはつきりしてきている。そのなかには、既存の法令で対処するのが難しい課題も少なくない。

EU が AI 規制に踏み切る理由はさまざまある。その 1 つに、EU が慣れ親しんできた民主国家観に対峙するデジタル監視国家観、スマートシティないしオープンシティなどと名うったデータ監視都市構想で人格権を軽視するうねり、中国化への

¹² <https://oversight.house.gov/news/press-releases/oversight-and-armed-services-subcommittees-held-joint-hearing-on-the-final>

¹³ <https://twitter.com/JakeSullivan46/status/1384970668341669891?s=20>

¹⁴ IDC (International Data Corporation) は、IT や AI などに関する調査・分析・コンサルティングを手掛けるグローバルな企業。IDC Forecasts Improved Growth for Global AI Market in 2021

懸念がある。中国は、すべての一般市民はもちろんのこと、少数民族、ウイグルのジェノサイド（民族浄化策）にAI顔認証監視カメラ網（天網）などをフル活用し、国際的批判を浴びている。加えて、AIを利用した社会スコアリングシステム（social scoring／個人の行動や人格の特性などに基づき、国家が個人の信頼性などを格付けする社会信用ポイント制。以下「社会信用ポイント制」ともいう。）の活用を広げている。社会信用ポイント制は、国家が国民の行動を監視し賤別する統治ツールとして、市場社会主義モデル、人権ゼロのデジタル監視国家づくりに一役買っている。

こうした中国スタイルの個人情報無制限に収集・分析し、市民を監視・追跡・選別する社会はEUではゆるぎされない。ヨーロッパで共有されてきた民主的な価値観とぶつかるからである。市民の自由や人権を尊重する政治体制とは相いれず、EUとしては絶対に容認できない。EUが、AI規制を急いでいる究極の理由である。

今回のAI規制規則案は、世界の個人情報保護法制に大きな影響を及ぼした一般データ保護規則（GDPR）のAI版草案ともいえる。GDPRと同様に、EUでビジネスを展開するIT企業に対しては、EU域外にあっても適用になる。このことから、やりたい放題、野放図な生体認証情報技術ビジネスを展開してきたグローバルなIT企業（プロバイダー／開発者）への影響も極めて大きい。アメリカや日本の名だたるIT企業（プロバイダー／開発者）も例外でない。EU市場でAIビジネスを展開したいIT企業（プロバイダー／開発者）は、自国でのビジネスモラル、人権に対する姿勢も問われかねない。

EUは、AIには「光と影」があることを熟知している。このAI規制規則案を通じて、人権ファーストで倫理観あるAI開発・利用を主導する意気込みを世界に向けてアナウンスした。

EUの欧州委員会（EU ropean Commission）は、行政執行機関である。AI規制は、この委員会の初の女性委員長を務めるウルズラ・フォン・デア・ライエン（President Ursula von der Leyen）（任期2019年12月1日～2014年10月31日）が、精力的に進める最重要政策の1つである。



ライエン欧州委員会委員長 (public use)

今回のAI規制の狙いは、AIがEUの重視する自由や民主主義、人権といったヨーロッパが共有してきた価値

観を損なう事態を避けることにある。人がAIにコントロールされるのではなく、人がAIをコントロールする、すなわち「人間が主役」の原点に立ち返ることにある。

EU欧州委員会（EU ropean Commission）のブレトン（Thierry Breton）コミッショナーはいう。「AIは手段であり、目標ではない（AI is a means, but not an end）」と。

また、欧州委員会（EU ropean Commission）のデジタル時代への欧州適合担当委員のマルグレーテ・ベステアー（Margrethe Vestager）上級副委員長（Executive Vice-President for a EU rope fit for the Digital Age）は言明する。「EU市民の安全と基本的人権が、AIによって脅かされれば、我々のルールは介入する」と。

ちなみに、EUの主要立法としては、「規則（regulation）」と「指令（Directive）」がある。「規則」は、加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。すなわち、加盟国の政府等を直接法的に拘束する。このため、加盟国の国内立法は不要である。一方、「指令」は異なる。付加価値税指令（VAT directive）のように、個々の加盟国に効力を及ぼすには、加盟国の国内立法が必要である〔添付資料【図表E】参照〕。

AI規制規則案（AI規制法案）は今後、EUの閣僚理事会（EU ropean Council）と欧州議会（EU ropean Parliament）で審議される。議論を活発化させ、細部にわたり中身の検討を充実させなければならない。これと並行して、公開諮問（public consultation／パブコメ）手続をとり、広く各界から意見を聴取しなければならない。幅広い合意のもとで成立するまでにはかなりの時間を要する。

¹⁵ 付加価値税の共通システムに関する2006年11月28日付理事会指令2006／112／EC（VAT指令）（Council Directive 2006／112／EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax）

■第2部 EUのAI規制規則案を深読みする ～危ないAIは、逃げられない、逃がさない！！

EUは、今回のAIシステム規制規則案を通して、AIやADMに対し、法と倫理の双方の面から包括的な規制に着手した。「危ないAIは、絶対に逃げられない、逃がさない。」をモットーに、法と企業倫理（行動規範）の2つのツールを使い分け規制を実施する。とりわけ、高リスクAIシステムについては、EUのAIの法規制を遵守しないと、EU域内からは完全に排除される。また、組織内対応の不備などを含むコンプライアンス違反に対しては、その程度に応じて厳しい制裁（過料）が課される。現行法制のもとで問題なく流通しているAI製品やサービスであっても、あらたなAI規制秩序が確立されれば、決して安穩としてはられない。以下に、EUのAI規則規制案のポイントを深読みしてみる。

◆EUのAI規制規則案のポイント解説

(1) AI規制規則適用の範囲

AI規制規則の適用対象は、次のとおりである(AI規制規則案2条)。

【図表4】AI規制規則の適用対象

- ① AIシステムを市場に出すまたはサービス提供するIT企業、つまりプロバイダー(provider)／開発者(developer)。プロバイダー／開発者は、EU域内または第三国に所在しているかどうかは問わない。
- ② EU域内に所在するAIサービスのユーザー(user)
- ③ 製造されたAIシステムがEU域内で使用される場合には、第三国に所在するAIシステムのプロバイダー／開発者およびユーザー。具体的には、販売者(distributor)および輸入者(importer)。

例えば、AIシステムがわが国で開発され、EU域内のユーザーに提供されるとする。

この場合は、わが国のプロバイダー／開発者

に対して、EUのAI規制規則は域外適用(extraterritorial application)になる。

AI規制規則は、とりわけ国境のないネット／デジタル環境に適用になる。このため、例えば、ユーザーであるEUの民間機関や政府機関とAI技術のプロバイダーであるIT企業とがオンラインで結ばれているとする。この場合にも、IT企業が地理的にEU域外に所在していても、この規則は適用になる。すなわち、AIシステム規制は、状況に応じて、EUへの販売者(distributor)または輸入者(importer)にあたる者にも適用になる(規則案26条、27条)。これら規制対象者は、AI規制規則上のガバナンスおよびコンプライアンスが厳しく問われる。

(2) 定義

規制の対象となる「AIシステム」は、次のように定義される(規則案3条1号)。

【図表5】「AIシステム」の定義

- ① 「人工知能システム(AI system)」とは(規則案3条1号)
本規則案第3条1号関係別表(Annex)第1に掲げた1つ以上の「AI技術(techniques)および手法(approaches)」により開発され、かつ、一連の与えられた人間が定義した目的、コンテンツ、予測、勧告または相互に状況に影響を与える決定をすることができるソフトウェアである。(規則案3条)。
- ② 「AI技術および手法」とは(規則案3条1号関係別表第1)
 - Ⓐ 各種機械学習手法(machine learning approaches)
 - Ⓑ 各種ロジック・知識ベース手法(logic- and knowledge-based approaches)
 - Ⓒ 各種統計的手法(statistical approaches)

(3) 欧州委員会のAI規制の考え方

欧州委員会(EU ropean Commission)のAI規制の考え方や理由は、AI規制規則(AI規制法案)の解説メモ(Explanatory Memorandum)に目を通せばわかる。要約すれば、次のとおりである。

¹⁶ ただし、AI規制規則案は、一定の場合には適用除外となる。例えば、もっぱら軍事目的で開発されかつ利用されるAIシステムには、適用除外となる(2条3項)。また、第三国の公的機関、EUまたは加盟国と締結した法執行または司法共助のために国際条約に基づいて関連当局または機関がAIシステムを利用する場合には、適用除外となる(2条4項)。

AI（人工知能）または AI システムは、多くの利点を持っている。その一方で、この新たなテクノロジーは、ヨーロッパの価値観や基本的人権、民主主義の原則、オープンな社会の展開にとり危険な面も多々みられる。とりわけ、公共空間における生体認証情報の収集やその他大衆監視技術としての AI 利用は、自由でオープンなヨーロッパ社会にとり大きな脅威になっている。このままでは、EU 市民の生存に深く介入し、その危険度も格段に高まる。

EU における AI に対する認識の高まり、幅広いコンセンサスを得て、欧州委員会（EU ropean Commission）は、EU 域内で AI は野放しにするのは、自由や人権、民主主義の原則にとり脅威になるとの結論にいたった。そこで、人間不在の AI システムに対して、その作り方や使い方の危険度に応じて、注意深く歯止め策を講じ、法と法以外の規範（倫理）双方の面から包括的な規制を加えることにした。

新たな AI 規制規則は、リスクベース・アプローチ（risk-based approach）に基づき、AI システムに包括的規制をかけようとするものである。EU が、AI システムの信頼性を確かなものにするための新たなグローバルなルールをつくる。そして、EU はそれを広めていくフロントランナーとして挑戦しようとするものである。いわば、「プライバシー／人格権をむしばむ AI パンデミック」にストップをかけるための画期的な「ワクチン」とみてよい。

◆ 4 分類の AI 規制規則の仕組み

法規制は、具体的な AI システムの開発・利用方法を、そのリスク度に応じて、次のように 4 段階に分類して実施される。その内容をもう少し深読みすると、次のとおりである。

【図表 6】 4 段階に分類した AI システム規制の仕組み

① 禁止される AI 実務 (expressly prohibited AI practices) (規則案 5 条)

- ① 人間の自由意思に基づく行動を操作する AI システム
- ② スコアリング／社会信用ポイント制（個人の行動や人格的特性などに基づき、公共機関やその代理機関が個人の信頼性などを格付けする）AI システム
- ③ 公共空間にいる個人を監視するために顔認証情報を利用する AI システム
- ④ リアルタイムの遠隔顔認証 AI システム

② 高リスクな AI システム (high-risk AI systems) (規則案 6 条以下)

- ① 運輸のような重要インフラへの AI システムの利用：市民の生命や健康を危険に陥れかねないことが理由
 - ② 試験の評価のような教育・職業訓練への AI システムの利用：教育や職業訓練コースを受けられるかどうかは応募者の生命にかかわることが理由
 - ③ 手術支援ロボットのような AI システムを利用した製品：人の生命や健康を危険に陥れかねないことが理由
 - ④ 採用の際の履歴書の診断のような雇用や労務管理などへの AI システムの利用：人権がかかわることが理由
 - ⑤ 融資などの際の信用スコアリング（クレジットスコア）への AI システムの利用：必要不可欠な公的および私的サービスにかかわることが理由
 - ⑥ 証拠の信頼性評価のような法執行への AI システムの利用：人権がかかわることが理由
 - ⑦ 旅券等の信ぴょう性の証明のような移民・亡命・国境管理への AI システムの利用：人権がかかわることが理由
 - ⑧ 具体的な事実に対する法の適用のような司法行政などへの AI システムの利用：法の適正手続にかかわることが理由
- 「ゆりかごから墓場まで方式 (cradle-to-grave approach)」による徹底的な規制。AI システムの法適合性について事前チェックの義務化、EU が設置・管理する AI システムデータベースへの登録。プロバイダーへの各種ガバナンス確立の義務化、ユーザーが負う義務の明確化など (29 条)。

③ 限定的リスクの AI システム (limited risk AI systems)

- ① 企業が消費者との対話 (chatbots) の解析などに AI システムを利用している場合など。この場合、原則として消費者はその事実を事前に知らされる権利を有する¹⁷。
- AI システム利用の際の情報開示 (Algorithmic transparency) の義務化 (規則案 13 条、52 条) などの規制はある。しかし、原則は、欧州委員会 (EU ropean Commission) などが、AI システムの個々のプロバイダー／開発者、その業界団体または双方に対して行動規範 (Codes of Conduct) を定めるように奨励し、自発的協力を求める仕組みになっている (規則案 69 条)。

④ 低 (極小) リスク AI システム (minimal risk AI systems)

上記①・②・③にあてはまらない利用。例えば、AI システムを利用したビデオゲーム、e メール・スパム・フィルターの利用など。大部分の AI システムの利用は、この分類にあてはまる。AI 規制規則案では、この分類にあてはまる AI システムを、

EU 市民の権利や安全には大きな影響を及ぼさないとの理由で、法規制の対象から除外している。

代わりに、欧州委員会 (EU ropean Commission) などが、AI システムの個々のプロバイダー／開発者、その業界団体または双方に対して行動規範 (Codes of Conduct) を定めるように奨励し、自発的協力を求める仕組みになっている (規則案 69 条)。

◆透明性確保：AI システム利用事実の告知義務

EU の AI 規制規則案では、AI システムの透明性を確保するために、一定の場合に、プロバイダーやユーザーに対し受任義務を課している。例えば、AI システムのユーザー (公的機関や民間機関) は、個人 (natural persons / 自然人) が AI システムを利用していることをしっかりと認識できないと思われる場合、利用の事実を当該個人に告知しなければならない、と規定する (規則案 タイトル IV 52 条)。

この透明性確保措置により、個人は、その利用状況などから明らかに AI システムが利用されていると理解できる場合を除き、AI システムが利用されていることの告知を受けることができる。ただし、法執行目的での AI システム利用の場合は別である。

また、オーディオ (音声) やビデオ (映像)、イメージ (画像) 制作に、AI システムを使った人物画像合成の技術、いわゆる「ディープフェイク (deep fakes)」が利用する場合、ユーザーは、そのコンテンツを人工的にまたは操作して制作することを開示しなければならない¹⁸。

AI 規制規則案タイトル IV は、「透明性確保義務 (transparency obligations for certAIn AI systems)」の表題で、次のように規定する。

①プロバイダーは、自然人 (個人) と相互のやり取りをすることを目的とする AI システムの設計や開発にあたっては、当該自然人がそうした目的を知ることができるようにしなければならない。た

だし、利用状況や利用関係からその目的が明らかにわかる場合を除く。この義務は、犯罪行為の摘発、防止、捜査および起訴するために法律により認められている AI システムには課さないものとする。ただし、こうした AI システムが、公衆に対し犯罪行為を報告するように利用される場合は除く。

②感情認識システム (emotion recognition system)、生体分類システム (biometric categorization system) のユーザーは、その対象となる自然人 (個人) に対し、当該システムが作動していることを告知するものとする。この義務は、犯罪行為の摘発、防止、捜査および起訴するために法律により認められている生体分類に使用される AI システムには課さないものとする。

③画像 (イメージ)、音声 (オーディオ) または映像 (ビデオ) のコンテンツを作製または操作する AI システムで、現存する人、物、場所その他の実体または出来事を合成できる、または、本物または実在の人物を不正に合成で (「ディープフェイク (deep fakes)」) できるものがある。この種の AI システムのユーザーは、そのコンテンツが合成または操作されていることを開示しなければならない。

ただし、この種の AI システムが、犯罪行為の摘発、防止、捜査および起訴するために法律により認められている場合、または EU の基本権章典 (Charter of Fundamental Rights of the EU) で保障された表現の自由権や芸術・科学の自由権の行使に必要な場合には、第三者の権利や自由の保護を適切にすれば、その限りではない。

④前記①、②および③は、本規則のタイトル III【高リスク AI システム】に規定された要件や義務にはその効力は及ばないものとする。

◆「禁止される AI 実務」と「高リスク AI システム」

以上のように、今回の AI 規制規則案タイトル III では、AI システムを 4 つに分類して法規制を加える。これらのうち、わかりにくい規制内容について、以下にもう少し深読みしてみる。

¹⁷ ただし、刑事訴追の対象となる刑事犯罪などが関係する場合は除く (規則案 52 条 1 項)。

¹⁸ わが国でも、アスリートの盗撮画像や映像、女優や特定個人の画像や映像を AI 技術の 1 つであるディープフェイク【ディープラーニング (深層学習) + フェイク (偽物)] を使って加工したニセ画像を各種サイトで頒布する行為が社会問題となっている。テレビ番組などで放映された画像を基にしたニセ画像については、法執行当局が著作権違反で摘発している。ディープフェイク／人物画像合成技術の規制については、芸術作品の作成にも使用されている。このことから、この種の AI 技術の規制は、憲法が保障する表現の自由の視角からも問題になる。

1 禁止されるAI実務／ブラックリスト掲載AIシステム

許容されないリスク (unacceptable risk) 段階にある厳しく①禁止されるAI実務、つまり俗にいう「ブラックリスト掲載AIシステム (blacklisted AI system)」とは、市民の人権や生存、安全に明確な脅威を与えると考えられるAIシステムを指す (規則案タイトルII 5条)。具体的には、次のような例があげられる。

- ①ユーザーの自由意思を巧みにコントロールし、人間の行動を操作するために利用されるAIシステムがあげられる。具体的には、ゲームや玩具の音声機能で子どもに危険な行動を促すようなAIシステムの利用は厳禁される。長距離トラック運転者に長時間運転させるために非可聴域の周波数を探し出すためのAIシステムの利用は厳禁される。アルゴリズムを使ってギャンブル依存症の人をその種の広告サイトに誘導する有害なAIシステムなども厳禁される。
- ②政府がAIを用いて個人データを分析して格付けする「スコアリング (social scoring)」／「社会信用ポイント制」があげられる。すなわち、政府が、AIシステムを利用して個人の行動や人格的特性などにに基づき、国家が個人の信頼性などを格付けすることは厳禁される。
- ③公共空間にいる個人を監視するために顔認証情報を利用するAIシステム (ただし、誘拐やテロなど人身保護の場合で裁判所の令状その他の独立した機関の判定に基づくときなどは除く。) があげられる。具体的には、公道上で無差別に顔認証情報により個人を識別するAI監視カメラシステムなどがあげられ、厳禁される。
- ④リアル遠隔顔認証 AI システム



中国でのAI監視カメラ展示会 (public use) 遠隔AI監視カメラでの顔認証 (public use)

2 高リスクAIシステムへの「ゆりかごから墓場まで方式」規制とは

AI規制規則案の中核となるのが、②高リスクAIシステム (high-risk AI systems) に対する規制である (6条以下)。この分類にあてはまる

AIシステムに対してはライフサイクル (生涯工程)、つまり「ゆりかごから墓場まで方式」で、さまざまな角度から縛りがかかる。徹底した規制を実施し、市民の自由や人権保護を先行させるためである。

コラム AI規制規則の立ち位置

AI規制規則は、AIシステムに適用される規則である。AIシステムは、機械や玩具、エレベーター、装置、医療機器などさまざまな製品に採用されている。また、AIシステムは、航空機、自動車、鉄道の安全などの部品として採用されている。こうした製品などに対しては、それぞれの安全性を確保するなどの目的で定められている既存の製品安全基準に関するEU規則が適用になる。

それぞれの製品などに適用される製品安全基準関係EU規則は、「一般法」にあたる。一方、AI規制規則は、「特別法」にあたる。AIシステムに関して双方の規則が重なる場合も想定される。こうした場合には、原則として「特別法」であるAI規制規則が優先して適用になる。

「高リスクAIシステム」については、本規則案タイトルIII・CHAPTER 2で一般要件を定める。そのうえで、同タイトル・CHAPTER 3以下で、適用対象者別に一般要件のうちのどれが、どのように適用になるかを定める。

【図表7】AI規制の仕方

《高リスクAIシステム法適合性：一般要件》

- 第8条 要件へのコンプライアンス [Compliance with the requirements]
- 第9条 リスク・マネジメント・システム [Risk management system]
- 第10条 データとデータガバナンス [Data and data governance]
- 第11条 技術文書 [Technical documentation]

《対象者》

- (1) プロバイダー／開発者の場合
- (2) ユーザーの場合
- (3) 輸入者の場合
- (4) 販売者の場合
- (5) その他

紙幅が限られることから、《高リスクAIシステム法適合性：一般要件》に関する詳しい説明を省き、適用対象別に、一般要件とその他の要件が

どのように適用になるのかを、やさしく説明する。

(1) 高リスク AI システムのプロバイダー／開発者に対する規制

高リスク AI システム (high-risk AI systems) のプロバイダー／開発者は、次のような規制を受ける (規則案タイトル III、チャプター 3)。

【図表 8】 プロバイダー／開発者に対する規制の仕組み

①技術的パラメータ [外部からいれる値] と透明性

①リスク・マネジメント・システム

プロバイダー／開発者は、リスク・マネジメント・システムを確立、実施、文書化し、かつ維持しなければならない。この場合においては、AI システムの予見できるリスクの確認や市場に出した後のモニター制度のような手法を含む。リスク・マネジメント・システムにおいては、各種リスクは、できるだけ AI システムの設計および開発段階で削減または最小化できるようにしなければならない (規則案 16 条 b 号による 9 条の準用)。

②高品質データの設定

高リスク AI システムは、的確で誤りがなく、完全な高品質データを設定したうえで、訓練、有効性、試行しなければならない。この要件は、適切なデータガバナンスおよびデータマネジメントを通じて充足しなければならない (規則案 17 条による 10 条の準用)。

③技術文書作成と記録保存

高リスク AI システムの設計は、出てきた結果を追跡しかつ実証できるようにしなければならない。このことから、プロバイダー／開発者は、AI システムが AI 規制規則案を遵守しているかどうかを点検できるように、技術文書 (technical documentation) を作成したうえで保存しなければならない (規則案 18 条による 11 条・12 条の準用)。

④品質管理システム

プロバイダー／開発者は、資質管理システム (quality management system) を設定するように義務づけられる。とりわけ、定期的な規制遵守状況、AI システムの設計に対するシステムティックレビュー、技術スタンダードおよび報告制度に関する戦略が求められる。

⑤透明性とユーザーに対する情報提供

高リスク AI システムについて、ユーザーは、どのように結果を導き出すことができるのかを理解し、かつコントロールできなければならない。この点について、プロバイダー／開発者は、文書や説明書を準備しなければならない (規則案 13 条)。

⑤透明性とユーザーに対する情報提供

高リスク AI システムについて、ユーザーは、どのように結果を導き出すことができるのかを理解し、かつコントロールできなければならない。この点について、プロバイダー／開発者は、文書や説明書を準備しなければならない (規則案 13 条)。

⑥人間によるチェック

高リスク AI システムは、権限ある自然人による効率的な方法でチェック (oversee) できるように設計されていなければならない。この要件は、高リスク AI システムの利用による健康、安全および基本的人権へのリスクを防止するまたは最小化することが狙いである (規則案 14 条)。

⑦システムの堅固性、正確性、サイバー攻撃からの安全性

高リスク AI システムは、悪意ある第三者による攻撃や介入に対応できるように、高水準のシステムの堅固性、正確性、サイバー攻撃からの安全性 (robustness, accuracy and cybersecurity) を確保できるものでなければならない (規則案 15 条)。

⑧授権代理人の指定

プロバイダー／開発者は、EU の域外に所在する場合、有効な書面の形で授権代理人 (当該プロバイダー／開発者からの委任を受け EU 域内に所在する自然人または法人) を指定しなければならない (規則案 25 条)。

②法適合性および登録手続

①法適合性評価

プロバイダー／開発者は、高リスク AI システムが AI 規制規則案の要件を充足している旨を示すための法適合性評価 (conformity assessment) を実施しなければならない (規則案 19 条)。プロバイダー／開発者は、AI システムに相当の変更を加える場合には、あらたな法適合性評価を実施しなければならない。高リスク AI システムは、これを遠隔生体認証 (remote biometric identification) および公共インフラ網 (public infrastructure networks) として利用しようとする場合、第三者遵法評価を受けるものとする。政府機関が発行した証明書は、最大で 5 年間有効とする。遠隔生体認証および公共インフラ網高リスク以外の AI システムについて、プロバイダー／開発者は、自主的な評価を選択し、EU 法適合性宣言書 (EU declaration of conformity) を発行することができる。プロバイダー／開発者は、適切な形で継続的に宣言書を更新しなければならない (規則案 48 条)。

② EU 基準適合マーク (CE marking)

プロバイダー／開発者は、AI システムを EU

域内で自由に作動させるためには、EU 基準適合マーク (CE marking) を見えるところに張り付け、その AI システムが規則を遵守している旨を示さなければならない (規則案 49 条)。

⑤登録

AI システムを市場に出すまたはサービスを提供するに先立ち、プロバイダー／開発者は、その AI システムをあらたに設置する旨を、一般に公開されている EU が設ける高リスク AI システムデータベース (EU Database of High-Risk AI Systems) に登録 (register) しなければならない (規則案 51 条・60 条)。

③モニタリング

①市販後モニタリング

プロバイダー／開発者は、市販後モニタリングを実施し、AI システムの性能に関しユーザー等が提供したデータを収集、文書化および分析をしなければならない (規則案 61 条)。

②報告義務

プロバイダー／開発者は、AI システムに関する重大な事故または機能過誤に加え、重大な受任義務違反を該当する加盟国の権限ある当局に届け出なければならない (規則案 22 条・62 条)。

(2) 高リスク AI システムのユーザーに対する規制

高リスク AI システム (high-risk AI systems) のユーザーは、おおまかにいえば、次のような規制を受ける (規則案 29 条)。

【図表 9】ユーザーの義務

高リスク AI システムに対するユーザーの義務

- ①ユーザーは、高リスク AI システムを、プロバイダー／開発者が準備した説明書に基づいて利用し、入力データを管理し、装置の異常をモニターし、かつ、当該 AI システムが自動的に作成したログ (AI の利用状況やデータ通信など履歴や情報) の記録を保存しなければならない。
- ②信用機関 (credit institutions) による高リスク AI システムの利用については、信用機関を規制する EU 指令 (Directive 2013 / 36 / EU) のもとで負う義務の規定を準用する。
- ③高リスク AI システムのユーザーは、情報を、他の EU 規則 (Regulation (EU) 2016 / 679 または Directive (EU) 2016 / 680) のもとで求められるデータ保護影響評価 (data protection impact assessment) を実施したうえで利用するものとする。

(3) 高リスク AI システムの輸入者に対する規制

高リスク AI システム (high-risk AI systems) の輸入者 (importer) は、おおまかにいえば、

次のような規制を受ける (規則案 26 条)。

【図表 10】輸入者の義務

高リスク AI システムに対する輸入者の義務

輸入者は、高リスク AI システムが市場に出される前にプロバイダー／開発者が実施した法適合性評価手続を護り、準備した技術資料を保存しなければならない。

(4) 高リスク AI システムの販売者に対する規制

高リスク AI システム (high-risk AI systems) の販売者 (distributor) は、おおまかにいえば、次のような規制を受ける (規則案 27 条)。

【図表 11】販売者の義務

高リスク AI システムに対する販売者の義務

販売者は、高リスク AI システムに法定の EU 基準適合マーク (CE marking) を記し、利用のための法定資料や説明書が添付されていることを確認しなければならない。

(5) 高リスク AI システムのプロバイダー／開発者

となるユーザー、輸入者、販売者および第三者

高リスク AI システム (high-risk AI systems) のプロバイダー／開発者となるユーザー、輸入者、販売者および第三者は、次のような規制を受ける (規則案 28 条)。

【図表 12】対象者一般に対する義務

高リスク AI システムのプロバイダー／開発者となるユーザー、輸入者、販売者および第三者の義務：いかなる当事者も、次の場合には、プロバイダー／開発者とされ、受任義務を負う。①高リスク AI システムを、商号や商標をつけて市場に出すまたはサービスを提供する場合、②すでに市場に出しているまたはサービスを提供している高リスク AI システムの目的に変更を加える場合、または、③高リスク AI システムに相当の変更を加える場合。これら①・②・③いずれの場合においても、当初のプロバイダー／開発者は、AI 規制規則案のもとでは、もはやプロバイダー／開発者とされない。

(6) 小括

すでにふれたように、規則案では、「高リスク AI システム」について、具体的に定義していない。しかし、以上のように、AI システムが高リスクとみなされれば、プロバイダー／開発者は広

範な受任義務を負うことになる仕組みになっている。つまり、②高リスク AI システムについては、プロバイダー／開発者には、コンプライアンスチェック、EU が集中管理するデータベースへの登録とか、さまざまな法適合性要件が課される。

【図表 8】②高リスクが伴う①～③のような AI システムについては、市場に出される前に、加盟国政府が指定する権限ある当局 (competent authorities) または欧州データ保護管理官 (EDPS=EU ropean Data Protection Supervisor) による審査を受ける必要がある。AI 規制規則案では、こうした審査のため、権限ある当局または EDPS に対して、サンドボックス AI 規制 (AI regulatory sandboxes)¹⁹ の仕組みを構築するように求める (53 条以下)。

加えて、高リスク AI システムについては、すでにふれたように、プロバイダー／開発者は高度の質の面での厳格な要件を充足する危機管理システム (risk management system) を構築するように求められる (規則案 8 条、9 条)。

一方、AI システムを使うユーザー側も、さまざまな義務を負う。例えば、IT 企業、つまりプロバイダー／開発者が用意した説明書その他の情報を遵守したうえで AI システムを利用するように求められる。また、ユーザーは、個人データ保護評価を実施しなければならない。

(7) 限界事例

どちらの段階の規制にあたるのか、わかりにくい事例もある。例えば、遠隔生体認証 AI システムは禁止、あるいは許容されても高リスクに分類され、厳格な規制に服するように求められる。いずれにしても、法執行目的で、公共空間にいる個人を無差別に監視するための顔認証情報 AI システムやリアルタイムの遠隔顔認証 AI システムは、EU では厳禁される。

これらは、例外的な利用は認められてはいるものの、きわめて限定的、かつ厳格な条件で認められる。例えば、失踪した子どもの捜索、テロ防止、3 年以上の刑罰の対象となる重大犯罪の容疑者の特定などの目的での遠隔生体認証 AI システムを利用するケースなどである (規則案 52 条)。ただし、この場合、裁判所または独立した機関による承認などが

必要になる。しかし、禁止か許可かの線引きはあいまいである。とりわけ、フランスのように EU 加盟国の治安当局によっては、精度の高い遠隔生体認証 AI システムを幅広く利活用している。最終規則策定までには、相当の難航が予想される。

3 AI システム市販後規制、情報共有、市場監視

EU の AI 規制規則案では、AI システムのライフサイクル (生涯の工程) 規制を目指している。これまで、「AI システム稼働中の規制」に焦点をあてて、分析・紹介してきた。

以下においては、「AI システム市販後規制」、つまり「市販後モニター・情報共有・市場監視 (Post-market monitoring, information sharing, market surveillance) についてふれる (AI 規則案タイトル VIII)。

(1) プロバイダー／開発者の市販後モニタリング義務

AI 規制規則案は、プロバイダー／開発者に、AI 技術や高リスク AI システムに関する市販後モニタリング・システム (Post-market monitoring system) を確立し、記録文書を残すように求める (規則案 61 条)。つまり、規則案に基づいた仕様でデザインし、かつ実施するように、プロバイダーに求める。

【図表 13】プロバイダーの市販後モニタリング義務

プロバイダーによる市販後モニタリングおよび高リスク AI システムに対する市販後モニタリング計画

- ①プロバイダーは、AI 技術や高リスク AI システムの性質に応じた方法で、市販後モニタリング・システムを確立し、文書で記録するものとする。
- ②市販後モニタリング・システムは、高リスク AI システムの遂行についてその生涯の工程にわたり、ユーザーが提供したまたはその他の情報源を通して収集したデータを、積極的かつ組織的に収集、記録および分析するものとする。
- ③市販後モニタリング・システムは、市販後モニタリング計画に基づくものとする。市販後モニタリング計画は、本規則付則 I V いう技術文書の 1 部をなす。欧州委員会は、この計画を施工するための法令を定めるものとする。

¹⁹ サンドボックス AI 規制 (AI regulatory sandboxes) とは、外部システムへのアクセスを制限したセキュリティモデルを指す。語源は、「サンドボックス (sandbox / 砂場)」に由来し、子どもは砂場の中では遊んでいいが、砂場の外では遊んではいけないという制限を課す意味で使われる。

(2) 事故および稼働過誤情報の共有

高リスク AI システムのプロバイダーは、基本的人権を保障する EU 法に違反する重大な事故や稼働過誤 (serious incidents and of malfunctioning) が発生した場合、15 日以内に、報告書 (report) にして発生地を所管する加盟国の市場監視当局に通知する義務を負う (規則案 62 条)。通知をうけた当局は、所定の手続を踏んだうえで、その加盟国で人権問題を所管する公的当局や団体に情報を提供する。

なお、欧州委員会は、本規則施行後 12 か月以内に、この手続に関するガイダンスを作成し、公表することになっている。

◆ AI 規則 (案) の執行体制

AI 規制規則案の執行 (enforcement)、すなわち AI システムに関する市場監視・コンプライアンスについては、EU の製造物市場監視・コンプライアンス規則 (Regulation (EU) 2019 / 1020)²⁰ に基づいて行われる (規則案チャプター 3)。

AI システムの市場監視やコンプライアンスについては、製品別、サービス利用別など、様々な角度から包括的に実施される。また、欧州委員会や各加盟国の複数の機関が関与する形になっており、その仕組みは若干複雑である。その概要は、以下のとおりである。

【図表 14】 EU 市場での AI システムの監視とコントロールのあらまし

<p>① EU 市場における AI システムの市場監視とコントロール</p> <hr/> <p>①加盟国での執行</p> <p>各加盟国の監督当局は、管轄する市場の監視活動の結果を定期的に欧州委員会 (EU ropean Commission) に報告しなければな</p>
--

らない。同時に、当該監督当局は、市場監視活動において、競争原則に関する EU 法の適用に関して潜在的に利害があると確認された情報を、遅滞なく、欧州委員会および自国の競争当局に報告しなければならない。

②高リスク AI システムの監視

高リスク AI システムについては、機械、玩具、エレベーターといったように製品別に、AI 規制規則案別表 II に掲げる準拠規則に基づきそれぞれの市場監視当局が担当する。

③市販の AI システム

市販の AI システムで、金融機関が使用するまたは金融機関にサービスを提供するものについては、金融機関の監督を担当する権限ある当局が、市場を監視する。

④法執行目的の AI システム

法執行目的で使われる AI システムは、権限あるデータ保護監督当局、または、法執行・移民・難民を担当する当局の活動を監視する各加盟国の権限ある当局が、市場を監視する。

⑤ EU 機関が利用する AI システム

EU の機関、団体などが AI システムを利用する場合、欧州データ保護監察官 (EDPA=EU ropean Data Protection Supervisor) が、市場を監視する。

⑥加盟国間の協力体制

AI システムの監視にあたっては、加盟国が協力してその任にあたる。

②データや文書へのアクセス (開示) (規則案 64 条)

①市場監視当局のデータや資料へのアクセス権の保障

市場監視当局は、プロバイダー／開発者の研修、有効性、試行に関するデータセットについて完全なアクセス (開示) を求めることができる。開示の対象には、リモートアクセスを可能にする API (application programming interfaces)²¹ などのツールも含む。

②ソースコード²²のアクセス (開示)

高リスク AI システムの法適合性をチェックするに必要な場合に、市場監視当局は、ソー

²⁰ Regulation of 20 June 2019 on market surveillance and compliance products) EUR-Lex - 32019R1020 - EN - EUR-Lex (europa.eu)

²¹ API とは、アプリケーション、ソフトウェア、プログラムをつなぐこと。また、API を公開することとは、ソフトウェアに API という外部とやりとりする窓口を作り、外部アプリとコミュニケーションや連携ができる状態にすることを指す。

²² コンピュータへの指示やアルゴリズム (情報処理手順) のようにプログラムのもとになる文字列のこと。プログラム言語 (プログラミング言語) であらわされる。ソース、ソース・プログラム、原始プログラムなどともいう。ソースコードは知的財産権上の保護の対象となり、重要な企業秘密となる。このため、市販されている一般的なパソコンソフトなどでソースコードが提供されることはほとんどない。ただ、一部のソフトウェアでは改良や修正、再頒布などを目的にオープンソース化されているものもある。

スコードのアクセス（開示）を求めることができる。

③基本的人権保護のためのアクセス（開示）

高リスク AI システムの利用に関して、EU 法が保障する基本的人権を保護するために、監督または執行を担当する各加盟国の公的機関または当局は、自国の管轄権の範囲内で、AI 規制規則案により作成されかつ保存されている資料へのアクセス（開示）を求めることができる。この場合、加盟国の公的機関または当局は、当該アクセス（開示）に関係する加盟国にその旨を通知するものとする。

④規制当局の公表

AI 規制規則の施行から 3 か月以内に、各加盟国は、規制を実施する監督当局名などを一般市民がアクセスできるウェブサイト公表するものとする。各加盟国は、そのリストおよび更新した場合にはそのリストを欧州委員会や他のすべての加盟国に通知するものとする。

⑤人権侵害が危惧される AI システムの検査要請

加盟国の公的機関または当局は、基本的人権保護のために前記③にいう資料にアクセスしたが、EU 法への違反があるかどうか定かではないとする。この場合には、市場監視当局に対して、理由を付して問題の高リスク AI システムを技術的検査するように求めることができる。市場監視当局は、求めがあつてから合理的期間内に、公的機関または当局との密接な協力のもとに検査をする。

⑥守秘義務

加盟国の公的機関または当局は、前記③の手続きにおいて入手した情報や資料について守秘義務を負う。

③各加盟国レベルでのリスクある AI システムへの対処手続（規則案 65 条）

①リスクある AI システム (AI system presenting a risk) と何か

リスクある AI システムとは、健康、安全および基本的人権の保護にリスクのある AI システムを指す。

②リスク評価と対応

各加盟国の市場監視当局は、AI システムが前記①にいうリスクある AI システムにあたることの十分な理由があると考えられる場合、問題となった AI システムが、AI 規制規則案に規定されたすべての要件や義務を遵守しているかどうかの評価を実施しなければならない。人権保護に関するリスクがある場合、市場監視当局は、その旨を公的機関または当局に通知

しなければならない。オペレーター／管理運営者 (operators)²³ は、市場監視当局および他の加盟国の公的機関または当局からの必要な協力に応じる。評価過程において、市場監視当局は、AI システムが本規則に規定された要件や義務を遵守していないと判断した場合、遅滞なく当該 AI システムがコンプライアンスに必要な適切な是正措置をとるようにオペレーター／管理運営者に求めるか、または、リスクの性質に応じて、合理的な期間内に、市場から AI システムを回収もしくはリコールするように求める。

③コンプライアンス違反の通知

市場監視当局は、コンプライアンス違反が、自国内にとどまらないと考える場合には、評価結果とオペレーター／管理運営者に取るように求めた措置を欧州委員会および他の加盟国に通知するものとする。

④オペレーターによる是正措置の域内周知

オペレーター／管理運営者は、問題の AI システムに対して取られたあらゆる適切な是正措置が EU 域内市場に行きわたるようにしなければならない。

⑤市場監視当局による是正措置

AI システムのオペレーター／管理運営者が、前記②にいう期間内に十分な是正措置を取らなかった場合、市場監視当局は、その加盟国内市場でその AI システムの利用を禁止または制限する、市場から AI システムを回収もしくはリコールのための適切な暫定措置 (provisional measure) を講じることができる。こうした措置を講じた場合、市場監視当局は、欧州委員会または他の加盟国にその旨を通知する。

⑥加盟国市場監視当局への情報提供

前記⑤にいう情報には、手続を開始した加盟国の市場監視当局以外の加盟国の市場監視当局が問題視した法令違反の AI 監視システムの確認に必要な次のような詳細なデータを含むものとする。AI システムの出所、指摘されたコンプライアンス違反とリスクの特徴、加盟国がとった措置の性格や期間、関係するオペレーター／管理運営者との議論など。

⑦不同意の場合の通知

手続を開始した加盟国の市場監視当局以外の加盟国の市場監視当局は、遅滞なく、欧州委員会および他の加盟国に、問題の AI システムのコンプライアンス違反に対して取った措置およびその他処分に関する情報、さらには、通知された加盟国の措置に同意しない場合に

²³ オペレーター／運営管理者 (operators) とは、プロバイダー (provider) ユーザー (user)、授権代理人 (authorised representative)、輸入者 (importer)、販売者 (distributor) を総称する (規則案 3 条 8 号)。

はその反対を含め、通知するものとする。

⑧経過期間後の自動承認

前記⑤のいう情報を受け取ってから3か月以内に、加盟国が取った暫定措置に対して加盟国または欧州委員会から反対がない場合、その措置は、正式に認められたものとされる。ただし、このことは、製造物市場監視・コンプライアンス規則 (Regulation (EU) 2019/1020) 18条に基づき関係人であるオペレーター／管理運営者の手続上の権利行使を妨げるものではない。

⑨加盟国による制裁措置

すべての加盟国の市場監視当局は、遅滞なく、自国市場から問題の製品の回収のような適切な制裁措置をとることを認められる。

④ EUの安全手続 (Union safeguard procedure) (規則案 66条)

①市場監視当局に是正措置への異議・協議・評価

前記③⑤にいう通知を受け取ってから3か月以内に、他の加盟国が取った措置に対する反対がある場合、または、欧州委員会がEU法に違反する措置であるとみた場合、欧州委員会は、遅滞なく当該加盟国およびオペレーター／管理運営者と協議に入るものとし、かつ、その加盟国が取った措置を評価するものとする。評価の結果、欧州委員会が、前記③⑤にいう通知から9か月以内に、当該加盟国の措置が正当であるかどうかを決定し、かつ、当該決定を関係加盟国に通知するものとする。

②評価に伴う対応

当該加盟国の措置が正当である場合、すべての加盟国は、違法なAIシステムをその市場から回収するに必要な措置を取り、その後欧州委員会に通知するものとする。当該加盟国の措置が正当ではないとされた場合には、関係する加盟国は当該措置を撤回するものとする。

③統一基準・共通仕様違反の場合

加盟国の措置が正当であるとされ、かつ、AIシステムのコンプライアンス違反が本規則40条および41条にいう統一基準 (harmonised standards) または共通仕様 (common specifications) との不具合に起因する場合には、欧州委員会は、EU規則2012年1025号 (Regulation (EU) 1025/2012)²⁴ 11条に基づく手続を適用するものとする。

⑤リスクある基準適合AIシステム (ComplAInt AI System which present a risk) (規則案 67条)

① AIシステムオペレーターによる対応

前記③にいう評価により、加盟国の市場監視当局が、AIシステムが本規則のコンプライアンスには順応しているものの、人の健康や安全、基本的人権、その他公益の保護の面でリスクがあると判断した場合、問題のAIシステムのオペレーター／管理運営者は、合理的期間内に、AIシステムの市場からの回収またはリコールなどにより、リスクを除去するように求められる。

②是正措置の周知

プロバイダー／開発者またはオペレーター／管理運営者は、問題のAIシステムに関して取られたすべての是正措置を、前記①のもとで加盟国の市場監視当局が定めた期間内に、EU市場のなかで利用できるようにしなければならない。

③通知する情報

リスクあるAIシステムであると判断した加盟国は、その旨をすみやかに欧州委員会および他の加盟国に通知するものとする。通知する情報には、詳細なあらゆるデータを含む。とりわけ、問題あるAIシステムを確認するために必要なデータ、AIシステムの出所、サプライチェーン、リスクの特徴、加盟国が取った措置や期間など。

④欧州委員会による評価・対応

欧州委員会は、遅滞なく、加盟国やオペレーター／管理運営者と協議に入り、加盟国が取った措置を評価するものとする。評価結果に基づき、欧州委員会は、当該措置が正当化できるかどうか、そして、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

⑤欧州委員会による周知

欧州委員会は、決定をした場合、その決定を加盟国に周知する。

⑥正式なコンプライアンス違反 (Formal non-compliance) (規則案 68条)

①停止対象となるコンプライアンス違反

加盟国の市場監視当局は、以下のような結論の1つにいたった場合には、当該プロバイダー／開発者に対して当該コンプライアンス違反の解消を求めるものとする。

① AI規制規則案49条の法適合性に関するEU基準適合マーク (CE marking) を違法に張り付けた場合

② 法適合性に関するEU基準適合マーク (CE marking) を張り付けていない場合

²⁴ EUR-Lex - 32012R1025 - EN - EUR-Lex (europa.eu)

- ㉓ EU 法適合性宣言書 (EU declaration of conformity) が発行されていない場合
- ㉔ EU 法適合性宣言書 (EU declaration of conformity) が正しく発行されていない場合
- ㉕ 法適合性評価手続に関係する通知された団体の識別番号が張り付けられていない場合

②コンプライアンス違反への対応

前記①に掲げたコンプライアンス違反がある場合、関係加盟国は高リスク AI システムが市場に出回らないように、あらゆる適切な制限または禁止措置をとる、または当該 AI システムを市場からリコールまたは回収するものとする。

- ③行動規範は、AI システムの個々のプロバイダー／開発者、その業界団体または双方が起草することができる。この場合、ユーザー、利害関係人やこれらの者を代理する団体の参加を求めることができる。行動規範は、関連性などを考慮して複数の AI システムを対象とすることができる。

- ④欧州委員会と欧州 AI 委員会は、行動規範の起草を奨励しかつ促進するために、特別の利害、小規模プロバイダー／開発者のニーズや起業を考慮するものとする。

◆行動規範に基づく倫理的・自発的協力

AI 規制規則案では、大きく、①禁止された高リスク AI システムと②それ以外の許可される AI システムとに分けて規制を実施する。

そして、後者②の許可される AI システムのうち、とりわけ高リスク AI システム以外の AI システム【つまり、第 3 分類の AI 規制対象の限定的リスク AI システム+第 4 分類の AI 規制対象の低(極小)リスク AI システム】については、「行動規範 (Codes of Conduct)」「行動指針」ともいう。】を定め、それを倫理的・自発的に遵守する形で実施する構図になっている。

AI 規制規則案によると、「行動規範」は、EU 当局の後押しのもと、IT 企業、つまり AI システムのプロバイダー／開発者、業界団体、または双方が、利害関係人などの参加を得て、自発的に作成することになっている。

以下に、AI システムに関する「行動規範」について、図説する。

【図表 15】 AI システムに関する「行動規範」とは

行動規範 (Codes of conduct) (69 条)

- ①欧州委員会と加盟国は、適正なコンプライアンスを確保することを狙いに行動規範を定め、高リスク AI システム以外の AI システムに対し自発的な適用を奨励しかつ支援する。
- ②欧州委員会と欧州 AI 委員会 (EU ropean Artificial Intelligence Board) は、適正なコンプライアンスを確保することを狙いに行動規範を定め、AI システムの設計や開発における環境の持続可能性、障害者のアクセス可能性、利害関係人の参加および明確な目標を持つ開発チームの多様性、ならびに目標達成を測定するためのキーパフォーマンス・インディケータなどの面で AI システムに対して自発的な適用を奨励する。

◆ AI システム規制のガバナンスの仕組み

AI システム規制を統括する機関として、EU に「欧州 AI 委員会 (EU ropean Artificial Intelligence Board)」が設けられる。しかし、AI ガバナンスは、第一次的には、各加盟国主導で行われる。効率的なワンストップ・ショップの仕組み (one-stop-shop mechanism) になってはいない。必ずしも AI システムのオペレーター／運営管理者 (プロバイダー・ユーザー・授権代理人、輸入者・販売者) にフレンドリーな仕組みではない、との声もある。最終規則に向けた今後の見直しが注目される。

1 欧州 AI 委員会／AI ボードの創設

AI 規制規則の執行を監督するために、あらたに AI 規制を専門に担当する「欧州 AI 委員会 (EU ropean Artificial Intelligence Board / AI 委員会 / AI ボード)」が設けられる (規則 5 6 条～5 8 条)。欧州 AI 委員会 (Board) は、各加盟国のデータ保護機関などと協力して新規則の統一的な執行を行う。また、欧州委員会に対して助言と支援を行う。

一方、各加盟国は、国レベルでの規則の遵守状況を監督するために 1 人以上の権限ある担当官を任命するように求められる。これら担当官は、規則違反に対して過料その他の制裁を科すことができる。これらの制裁は、原則として各加盟国が科す。

【図表 16】 欧州 AI 委員会／AI ボードの創設

①欧州 AI 委員会の創設 (規則案 56 条)

- ①欧州 AI 委員会 (EU ropean Artificial Intelligence Board / 以下「AI 委員会」、{AI ボード}ともいう。) を創設する。
- ② AI 委員会は、次のことに関し欧州委員会に

助言し、かつ支援する。

- ①本規則が適用になる事項に関して、加盟国の監督当局と欧州委員会が効率的な協力ができるようにすること。
- ②今規則が適用になる事項に関して域内市場を横断する問題が生じた場合、欧州委員会、加盟国監督当局その他の権限ある当局がガイダンスや分析をする調整および支援を行うこと。
- ③本規則の統一的な適用を確保するために加盟国の監督当局と欧州委員会を支援すること。

② AI 委員会 / AI ボードの構成 (規則案 57 条)

- ① AI 委員会 / AI ボードは、加盟国の監督当局(その長または高官が代表として参加)と欧州データ保護監督官 (EU ropean Data Protection Board) で構成される。加盟国の他の当局は、問題がその当局と関連性がある場合には、会議への参加を求めるものとする。
- ② AI 委員会 / AI ボードは、その委員の単純多数決で手続規則 (rules of procedures) を、欧州委員会の同意を得たうえで、採択する。手続規則には、本規則 58 条に掲げた AI 委員会 / AI ボードの業務遂行に関するものも含む。AI 委員会 / AI ボードは、特別の問題を検証するために小委員会を立ち上げることができる。
- ③ AI 委員会 / AI ボードの議長は、欧州委員会が務める。欧州委員会が、会議を招集し、かつ、本規則や手続規則に基づき AI ボードの業務執行に関する議題を用意する。欧州委員会が、本規則に基づいて AI ボードの活動の事務および分析的な支援を行う。
- ④ AI 委員会 / AI ボードは、その会合に外部の専門家やオブザーバーの参加を求め、かつ、その活動について知ってもらうために妥当な範囲内で利害関係を有する第三者との意見交換を行うことができる。欧州委員会は、AI 委員会 / AI ボードと EU の諸機関やアドバイザグループなどとの間で意見交換の促進に務める。

③ AI 委員会 / AI ボードの業務 (規則案 58 条)

- AI 委員会 / AI ボードは、前記 56 条 2 項【①】に基づき欧州委員会に助言と支援を行う場合の留意事項は、次のとおりである。
- ①加盟国間での専門性にたけた最良の実務慣行を収集しかつ分かち合うこと。
 - ②加盟国間での統一的な行政実務慣行を推進すること。前記 53 条にいうサンドボックス AI 規制 (AI regulatory sandboxes) 関連事項を含む。
 - ③本規則の施行関連事項への見解表明、勧告または投稿を公開すること。

2 各加盟国の AI システム規制機関

AI 規制規則案では、各加盟国は、国レベルでの規則の遵守状況を監督するために 1 人以上の権限ある担当管を任命するように求める (規則案 59 条)。

【図表 17】 各加盟国の AI システム規制組織

- ①本規則を適用するために、各加盟国は、国の権限ある当局 (national competent authorities) を創設するまたは指定するものとする。加盟国の権限ある当局は、その活動や業務の客観性および不公平性を確保したうえで組織されるものとする。
- ②各加盟国は、国の権限ある当局のなかから国の監督当局 (national supervisory authority) を指定するものとする。国の監督当局は、加盟国が組織上や行政上の理由で複数の当局を指定する場合を除き、認定当局 (notifying authority) および市場監視当局 (market surveillance authority) として活動するものとする。
- ③加盟国は、指定をした場合、その旨を欧州委員会に通知するものとする。この場合において、複数の当局を指定したときには、その理由を記すものとする。
- ④加盟国は、国の権限ある当局に対し、本規則に定める業務に必要な財源と人材を十分に供給するものとする。とくに、国の権限ある当局は、高度の AI テクノロジー、データ、データ計算、人権、健康や安全リスク、各種スタンダードや法的基準に関し資質が高く専門性を有する人員を恒常的に配置するものとする。
- ⑤加盟国は、国の権限ある当局の財源や人材の状況に関して十分な評価を行ったうえで欧州委員会に年次ベースの報告をするものとする。欧州委員会は、その情報を欧州 AI 委員会 (Board) に渡し、審査に付し、必要に応じて勧告を行うものとする。
- ⑥欧州委員会は、各国の権限ある当局間での経験の交換を支援する。
- ⑦国の権限ある当局は、小規模プロバイダーのことも織り込んだうえで、本規則の執行に関しガイダンスやアドバイスを提供する。国の権限ある当局は、EU 法が適用になる AI システムに関するガイダンスやアドバイスをしようとする場合には、EU 法に関する国の権限ある当局が適切な相談に乗るものとする。加盟国は、オペレーター / 運営管理者が連絡を取りやすいように、1 つの中央コンタクトポイントを設置するものとする。

◆ AI システム規制違反への罰則

AI 規制規則違反については、AI システム禁止またはコンプライアンス違反など、その種類や程度に応じて、各加盟国が、過料その他の制裁／罰則を科す仕組みになっている（AI 規制規則案タイトル X 第 71 条）。

また、EU のさまざまな機関やエージェンシー、団体などが AI 規制規則に違反した場合には、欧州データ保護監督官（EDPS=EU ropean Data Protection Supervisor）が過料を科す仕組みになっている。

① AI 規制規則違反 加盟各国の規制当局	② EU の機関・エージェンシー・団体による AI 規制規則違反 欧州データ保護監督官
--------------------------	--

1 AI 規制規則違反に対する制裁

AI 規制規則違反に対する制裁について、例をあげてわかりやすく説明すれば、次のとおりである。

各加盟国の権限ある当局は、禁止される AI 実務、つまり俗にいう「ブラックリスト掲載 AI システム」（規則案タイトル II 5 条）を開発し市場に出した、またはサービスを提供した場合、最大で 3,000 万ユーロ（おおよそ 39 億円）か、企業には世界の売上高の最大 6 %か、どちらか高い方の過料を科す。

各加盟国の権限ある当局は、AI 規則規制に定める受任義務に違反する場合、最大で 2,000 万ユーロか、企業には世界の売上高の最大 4 %か、どちらか高い方の過料を科す。

各加盟国の権限ある当局は、不正確、不完全または虚偽の報告があった場合、最大で 1,000 万ユーロか、企業には世界の売上高の最大 2 %か、どちらか高い方の過料を科す。

AI 規制規則案タイトル X 第 71 条は、「罰則 (penalties)」の表題で、次のように規定する。

【図表 18】 AI 規制規則違反に対する罰則

①加盟国は、本規則に規定する文言や条件のコンプライアンス（遵守）を求め、本規則違反に適用するための過料（administrative fines）を含む罰則にかんするツールを定め、かつ、適切で効果的な執行の必要なあらゆる措置を講じる

ものとする。罰則の規定にあたっては、効果的、均等かつ抑止力あるものでなければならない。罰則を科すにあたっては、とりわけ小規模プロバイダーや起業者の利益および経済的支払能力を考慮するものとする。

②加盟国は、ルールや措置およびそれらの修正を行った場合には速やかに欧州委員会に通知するものとする。

③下記の④または⑥に違反する場合、最大で 3,000 万ユーロか、違反者が会社の場合には前会計年度における世界の売上高の最大 6 %か、いずれか高い方の過料を科す。

④第 5 条にいう禁止される AI 実務に違反する場合

⑥ AI システムが第 10 条【データおよびデータガバナンス】に違反する場合

④本規則のもとでの要件や義務を負う AI システムで、5 条から 10 条のときを除くコンプライアンス違反の場合には、最大で 2,000 万ユーロか、違反者が会社の場合には前会計年度における世界の売上高の最大 4 %か、いずれか高い方の過料を科す。

⑤通知を受けた団体（notified bodies）や加盟国の権限ある当局の求めに応じて提供した情報が不正確、不完全または虚偽である場合、最大で 1,000 万ユーロか、違反者が会社の場合には前会計年度における世界の売上高の最大 2 %か、いずれか高い方の過料を科す。

⑥個々の事例において過料の額を決定する場合、特別な事態に関連するあらゆる状況を勘案し、かつ次のようなことに対し適切な配慮をするものとする。

③違反と結果の性格、重大さおよび期間

⑥同じオペレーター／運営管理者による同じ違反に対して、他の市場監視当局がすでに過料を科しているかどうか

③違反をしたオペレーター／運営管理者の規模と市場占有率

⑦各加盟国は、自国内に設立された公的当局その他の団体に対して過料を課することができるかどうか、またはどの程度まで過料を科すかのルールを定めることができる。

⑧他の団体に対する過料に関するルールは、加盟国の法制度に従い、過料は権限ある裁判所によって課される形で適用することができる。加盟国におけるこれらのルールの適用は、同等の効果をもつものとする。

2 EU の機関・エージェンシー・団体による AI 規制規則違反

AI 規制規則違反は、EU のさまざまな機関やエージェンシー、団体などが AI システムを利用する場合にも起こりうる。こうした場合には、欧州データ

保護監督官（EDPS=EU ropean Data Protection Supervisor）が、これらEUの諸機関などに過料を科す（AI規制規則案タイトルX第72条）。

制裁について、わかりやすく説明すれば、次のとおりである。

【図表19】EUの機関によるAI規制規則違反にEDPSが科す過料の概要

- ①欧州データ保護監督官（EDPS=EU ropean Data Protection Supervisor）は、本規則が適用になるEUの諸機関（institutions）、エージェンシー（agencies）および団体（bodies）に対して過料を科すことができる。過料を科すかどうかやどれだけの額の過料を科すかを決定する場合には、特別な事態に関連するあらゆる状況を勘案し、かつ次のようなことに対し適切な配慮をするものとする。
- ④違反と結果の性格、重大さおよび期間
- ⑥同じ問題に関係したEUの機関、エージェンシーまたは団体に対してEDPSが以前に命じた措置の遵守を含む、違反の救済や違反の悪影響を和らげるための欧州データ保護監督官（EDPS）の協力
- ③EUの機関、エージェンシーまたは団体による同様の以前の違反
- ②次のような違反には、最大で50万ユーロの過料を科す。
- ③第5条にいう禁止されるAI実務にかかるコンプライアンス違反
- ⑥第10条に規定する要件の伴うAIシステムにかかるコンプライアンス違反
- ③本規則のもとで課される要件や義務を負うAIシステム、ただし第5条から第10条の規定の適用があるものを除く、にかかるコンプライアンス違反には、最大で25万ユーロの過料を科す。
- ④本条に基づく決定をするにあたり、欧州データ保護監督官（EDPS）は、EDPSが行う手続の対象となるEUの機関、エージェンシーまたは団体に対して違反とされる事項に関し聴聞の機会を与えるものとする。欧州データ保護監督官（EDPS）は、関係当事者が意見を陳述できる状況化においてのみ決定をするものとする。不服については、申立てがある場合、この手続の中で対応するものとする。
- ⑤関係当事者の防御権は、この手続の中では十分に保護されなければならない。関係当事者は、欧州データ保護監督官（EDPS）のファイルにアクセスする権利を有する。ただし、個人や企業の法的利益を保護するために、個人データまたは企業秘密は対象外とする。
- ⑥本条において科された過料を収集した基金は、EUの一般会計予算に計上される。

■第3部 わが国での危ないAIシステム利用実態

～EUのAI規制からわが国のAI利用ケースを検証する

◆マイナンバーパンデミックを流行らす菅政権～人権ゼロのデジタル収容所列島化を目指す菅政権

こうしたEUの動きとは対照的なのがわが国である。菅政権は、コロナ禍を緊急時に乗じて「名ばかりデジタル改革、実質、邪悪な「デジタル収容所列島化、を目指す。人権を後回しにする「デジタル国家総動員体制、づくりしか眼中にない。明らかにEUとは真逆の動きを加速させている。

EUが警鐘を鳴らすように、デジタル化やAIシステムは、使い方を誤れば、人権をむしばむ。にもかかわらず、この政権の看板であるデジタル改革関連法のなかに「人権、」「人格権、」の文字がまったくない。個人情報保護法制を骨抜きにし、IT業界の利権を優先し、個人情報を企業に売り渡す。国民をスッポンポンにして、人格権を背番号（マイナンバー）で紐づけて国家監視の枠組みに組み入れる。この政権には、自由や民主主義、人権といった民主国家が共有してきた価値観がまるでない。そもそも自国内で人権を粗末に扱う菅政権は、中国やミャンマーの人権状況などを非難できるわけがない。

菅首相は2021年3月31日の衆院内閣委員会で、マイナンバー制度に関連するこれまでの国費支出が8,800億円に上ると説明した。かたや、アメリカは新型コロナワクチン開発に1兆円を投



じた。アメリカなしではわが国民はワクチンすら受けられない。にもかかわらず、菅政権は、ムダなIT公共工事に血税をジャブジャブ注ぐのをやめようとしな。い。「背番号が先か、ワクチンが先か」は、あえて問うまでもないことだ。

「パンデミック」という言葉が流行っている。「パンデミック」の「パン」は「すべて、」「デミア」

は「人々」が原義。まさに、菅政権は「マイナンバーパンデミック（背番号感染爆発）」を引き起こす新型コロナウイルスのような存在にみえてくる。

マイナンバーカード保有が3月末時点で全国民の28%を超え、申請も4,500万件弱で36%を超えた、「マイナンバーパンデミック」には貢献したと誇る。だが、これで受けられるデジタル行政サービスなどほとんどない。「デジタル監視国家」、「デジタル収容所列島化」だけが進む。まさに、菅政権の「デジタル国家総動員体制づくり」優先の愚策で、国民のいのちや暮らしが大きな犠牲を強いられている。

日の丸ワクチンはつくれない、PCR検査も徹底しようとしなさい。効果が不確かな、場当たりのなま延防止措置や緊急事態宣言を繰り返すだけ。人流をストップさせる思い切ったロックダウンをかけないと、変異種のリバウンドの大波は止められない。この1年間何をしてきたのだろうか。だが、菅政権は、科学軽視で、科学的なデータに基づいた行動（data-driven scientific behavior）ができない。オリパラ開催に固執、やると決めたら一億一心、既定路線には有無をいわせない。コロナウイルスワオーズに、打つ弾（ワクチンやPCR検査）は満足になし、それでもオールジャパンの精神論（密回避）と竹やり（マスクなど）で切り抜けられると豪語する。「出口戦略」を描けない、ロジスティクス思考を欠き、「インパール」を繰り返す政権だ。科学を軽視し、場当たり政治しかできないこの愚劣な政権には一日も早く退場してもらわないといけなさい。

コロナパンデミックやアメリカのバイデン政権の誕生で、新自由主義は大きく後退した。にもかかわらず、悲しいことに、わが菅政権は、新自由主義の「自助」の旗を掲げ、コロナ対応そっこのけで、国民の「人権反故」に一心不乱なのである。中国並みのデジタル監視国家づくりしか視野にないのである。人権をまったく語らないデジタル庁など、実質「デジタル[公安調査]庁」以外の何物でもない（CNNニュース105号参照 <http://www.pij-web.net/data/CNN-105.pdf>）。コロナパンデミックの最中、デジタル監視法、入管法改悪、高齢者医療負担増額など、いのちと暮らしを粗末にする政策を自公など反動的な多数の力で次々と押し切る。

EUの人権尊重のAIビジネスルールづくりを見る限りでは、人権やIT倫理に無頓着なわが国が、世界のIT業界を主導する資格がないことだけは、

はっきりしている。全国の医療機関や薬局に顔認証式番号カード使用オンライン保険資格確認システム（Mシステム）を設置するような公共工事で金儲けし、国民の人権をむしばんで平気なIT企業は、衰退の軌道を走るようになる時代に入っているのではないか。

EUでは、GDPR（一般データ保護規則）で、個別の同意を得ない顔認証情報AIシステムの利用が禁止されている。今般のAI規制規則案は、EU域内での野放図なAI利用に法的規制を加えることが狙いである。加盟国政府やIT企業（プロバイダー／開発者）やユーザー（官民の機関）などに対して、AI技術の利用や提供にあたっては、欧州の民主主義的な価値観、EU市民の自由や人権を護るように求める。

この規則が正式に通れば、顔認証情報AIシステム、とりわけ、公共空間での無差別なAI顔認証監視カメラやライブ遠隔顔認証AIシステムの利用、さらには、スコアリングシステム・社会信用ポイント制などは厳禁される（規則案5条）こうしたEUのAI規制規則案を素材に、わが国での問題の多いAIシステム利用ケースを検証してみる。

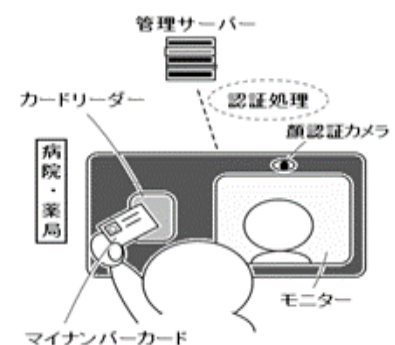
◆顔認証式マイナカード使用オンライン保険資格確認システム ～人権を蝕む顔認証情報のマイナンバー管理制度の裏口導入

政府・厚労省は、かねてから顔認証機能付きICカードリーダーを使い、患者のマイナンバーカード内のICチップを読み込んでオンライン資格確認を行うシステムづくりを進めてきた。すでに、総額で1,000億円を超える国費を投じている。

そして、この3月から、全国22万カ所の医療機関や薬局への顔認証式マイナンバーカード使用オンライン保険資格確認システム（Mシステム）設置がはじまった。

このシステムでは、医療機関や薬局の窓口カードリーダーを設

●オンライン顔認証式マイナンバーカード使用保険資格確認システム



置する。そして、原則、患者本人がカードをかざして情報を読みとらせる。保険資格確認用のサーバーで照合するとともに、カードの顔写真で本人確認も行う仕組みだ。

しかし、このシステムを使うと、患者は、自分の顔面情報を政府の管理サーバーに提供を半ば強制されることになる。ということは、政府の狙いは、国民全員の顔認証情報を裏口収集しマイナンバーでの監視をするために医療機関（Medical institutions）などを総動員することにつながる。

この計画は、公道上のNシステムを、あらたに「Mシステム」として医療機関や薬局にも設けるに等しい。つまり、「マイナンバー（背番号）+顔（生体）認証情報」を使った国民監視システム、「Mシステム」つくりにある、とみてよい。今や国民の人権／究極のプライバシーである顔認証情報までもが国家管理される危ない状態にある。

国家に睨まれた市民は、形だけの手続きをとって、医療機関などで裏口収集した顔認証情報を国中の監視カメラ網に垂れ流され、追い回されるのではないか。

わが国のMシステムは、EUのGDPR（一般データ保護規則）や今般のAI規制規則案では、絶対にゆるされない個人データ利用、AIシステムにあたる。人権ゼロが当り前の日本政府・厚労省の悪だくみは、あまりにもレベルが低いといわざるをえない。これは、見方を変えれば、民意の低さ、国会議員の人権感覚の悪さにもつながってくる。

生体情報は、生涯不変の情報である。漏れたり、悪用されたら取り返しがつかない。こうした監視ツール、人権侵害ツールを全国22万カ所に設置するのは、常時国民の基本的な人権、プライバシー権を侵害し、憲法違反である。

今のところ、医療機関は、健康保険証に替えて、患者の人権を蝕むオンラインの生体認証式監視カメラシステムを設置するかどうかは任意である。また、カードリーダーを設置したかどうかにかかわらず、これまでどおり健康保険証で診療することができる。21年5月からは、保険証番号でのオンライン資格確認がはじまる。個人情報の詰まったマイナンバーカードを、医療機関が取り扱う必要はなくなる。

ここで、医療機関は、立ち止まって、今一度、政府が進めるオンラインの生体認証式保険資格確認システムの是非を、患者の人権保護の面から、よく考えて欲しい。煮え切らない態度がもどかしい。

◆インドの生体認証式IDカードから厚労省の悪巧みを読み解く

NECやパナソニックなどわが国のIT企業（プロバイダー／開発者）は、早くから、このオンライン顔認証式マイナンバーカード使用保険資格認証システムを実用化している。政府・厚労省の悪だくみの裏では、患者（国民）の究極のセンシティブ情報（人格権）を儲けにつなげようと「IT利権」がうごめいている。

生体認証式背番号カード制といえば、インドの「アダードール（Aadhaar）」がある。アダードールでは、国民監視のための生体認証データとしては、本人の顔面+目の虹彩+10本の指の指紋を使う。申請は、原則任意だが、福祉の受給には12桁の番号付き紙カード取得は必須である。申請には、生体情報を含む、次のような個人情報の提出を求められる。

① 身元確認のための個人情報 【必須】氏名・住所・生年月日（年齢）・性別【選択】携帯電話番号・電子メールアドレス
② 生体情報 【必須】顔面・10本の指の指紋・2つの目の虹彩
③ 5歳以下の子どもの場合 上記①・②+両親／保護者の氏名



インドのアダードール 顔や目の虹彩の採取現場（Public Use）

実は、インドでのアダードール（生体認証式背番号カード制）導入は、NECのような日本のIT企業の協力で実現した制度である。（CNNニュース91号）<http://www.pij-web.net/cnn/CNN-91.pdf>。わが厚労省の顔認証データのマイナンバー管理計画は、いわば「日本版アダードール」の裏口導入とみてとれる。

ちなみに、インドのアダードールカードは、プラスチック（ラミネート）カードでも、ICカード

でもない。わが国のマイナンバー（個人番号）の通知カード（廃止）と同じく紙製。紙製のカードは、各人が自宅や勤め先、ネットカフェなどにあるPC（パソコン）などで中央センター（サーバー）にアクセスし、プリンターでプリントアウトできる。ICカードを使っていないのは、インドでは、住所のない人も多いのと、郵便事情が悪く、郵送は難しいからだ。

アダードールカードでは、当初バーコードを使っていた。しかし、現在では、QRコードを使っている。QRコードは、日本発の技術である。このことから、このアダードールシステムプログラムには、NECのような日本IT企業が関与していることがわかる。

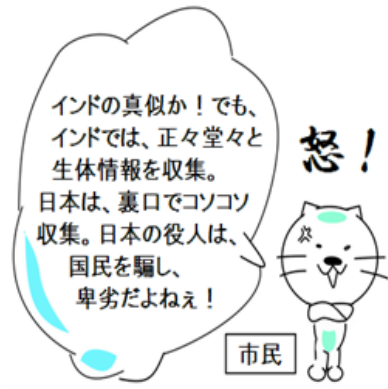


アダードールレター切り取り使用のPR (Public Use)



アダードールはQRコードが核 (Public Use)

紙製のカードに記載された二次元バーコード（QR）コードを使ってデータを集積するサーバーと通信・照合し、本人確認をする仕組みだ。本人確認の現場では、指紋とQRコードリーダー

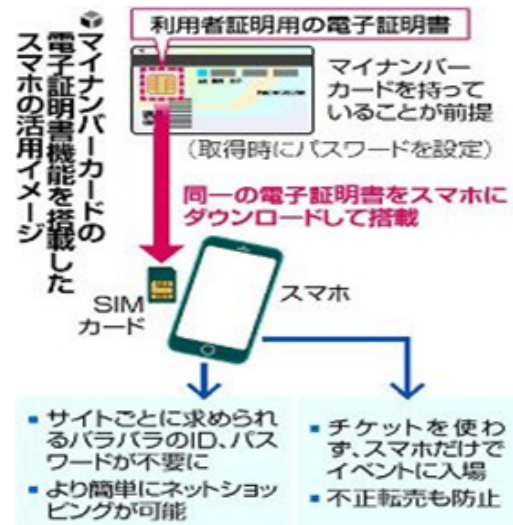


を使っている。

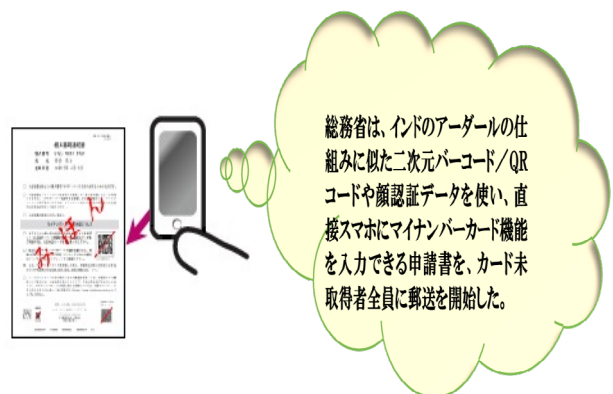
インドではやっていいことでも、プライバシーや人権を大事にするように求められるわが国ではやってはいけないことがある。このことを、IT企業は心しないといけない。政府も同じである。

◆危ないQRコード・顔認証情報使用のマイナンバーカードのスマホ申請

国民全員にICカードの通行手形（国定身分証）を持たせようという政府の悪だくみは、まだまだある。総務省が、J-LIS / ジェイリスをダミーに使って、20年11月末から、マイナンバーカード / マイナICカードの未取得者 約8,000万人に、スマホ申請書を発送したことだ。コロナ禍で財政逼迫が危惧されるなか、国の役人の悪巧みで、またもや血税の浪費がはじまっている。以前から、国は、下記のようなマイナンバーカードから電子証明書機能をスマホに移転するイメージを公開している。



今度は、QRコード・顔認証情報を使ってマイナンバーカードのスマホ申請を促す悪だくみだ。



この手続では、申請者は、まず、スマホのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録する。

次に、登録されたメールアドレス宛に通知される申請者専用WEBサイトにアクセスし、スマホのカメラで撮影した顔写真を登録（あらかじめ撮影しなくても操作中に撮影可能。）する。



そして、画面の案内に従い、必要事項を入力し送信すると、登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨のメールが届き申請完了する。

「こりゃ、簡単で便利だ」と考える人がいるだろう。「いや、待てよ。国民の顔認証情報を裏口入手、国家管理が狙いだ」と考える人もいるだろう。

いずれにしろ、EU（欧州連合）などは、生体認証情報を収集するにあたり、事前に本人に利用目的、収集と保存の期間を通知し、個別に同意を得ていること（オプトイン方式）を要件としている。つまり、嫌な人は個別に申し出て収集に協力しなくともよいとするやり方（オプトアウト方式）は違法とされる。わが国は、先進諸国の生体認証のプライバシー保護の作法を学ぶべきである。

○ オプトイン方式
【参加したい人だけが同意する仕組み】

× オプトアウト方式
【参加したくない人は申し出る仕組み】

今般のAI規制規則案で禁止されるAIシステムまたは高リスクAIシステムの利用にあたるのではないか。ガバナンスゼロのAIシステム利用で、文明国失格である。

◆問われる東京渋谷区でのLINE依存で顔認証データの利用

CNNニュース104号でも紹介しているように、東京都渋谷区は20年度から住民票の写しや課税証明書などの発行申請をライン／LINEの区公式アカウントで受け付けている。本人確認はスマホを活用したオンラインシステムを活用するほか手数料もライン／LINEで決済し、証明書

は自宅に郵送する。渋谷区は、ライン／LINEを活用した住民サービスの拡充を計画している。21年度からは、新たに国民健康保険の申請やオンライン健康相談の受付を始める。サービスを現在の9種類から21年度には15種類に増やすという（https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/line/line_shinsei.html）。

CNNニュース105号ですすでにふれたように、とりわけ、渋谷区が採用するスマホ、ライン／LINEのアプリでは、マイナンバーカードなしで本人認証ができるというものの、本人認証にはeKYC（electronic Know Your Customer）」という顔認証、生体認証データを使う。生涯不変の生体認証情報の取り扱いについては、慎重を期する必要がある。軽い気持ちで住民の生体認証情報を官民で分かち合っはいけない。EUのGDPR（一般データ保護規則）や、今般のAI規制規則案で禁止されるAIシステムまたは高リスクAIシステムの利用にあたるのではないか。

【図表20】リモートアクセスで使われる認証方式：主要なデータセキュリティ対策

認証方式	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
①固定パスワード	低	高	低	安全度が低い
②PKI（公開鍵・電子証明書）	中	低	高	運用が煩雑
③ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
④生体認証	高	高	高	容認度が低い
⑤その他（マトリクス認証等）				

さらに、今般のライン／LINEのズサンな個人データ管理実態の発覚は、官民連携、実質民間IT企業への丸投げで進める自治体の軽率な住民データの名ばかり厳正管理、の危うさ、甘さに大きな警鐘を鳴らしている。顔認証データを海外に保存しているとすれば、大きな問題だ。住民の人權保護を置き去りにして、法令遵守、グローバルな個人データ管理水準に達していない民間IT企業に依存を強める多くの自治体の危うさが浮き彫りになっている。

ただ、総務省（前総務大臣）は、マイナンバーカード搭載の「公開鍵」を使わない渋谷区方式をやめるように渋谷区にコメントを発している。ただ、渋谷区は、総務大臣のコメントを受

け入れず、この方式を使い続けている (<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message020403.html>)。加えて、ライン／LINEはこの件で総務省を相手に裁判を起している (<https://note.bot-express.com/n/n576bc8f23476>)。

もっとも、NTTドコモやヤフー、楽天、メルカリ、日本マクドナルドHD、グーグル、フェイスブックなど国内で利用者が多いアプリの運営IT企業の多くは、国内ユーザーの個人データを海外に移転・保存、海外からのアク

セスが可能である。なぜ、対話アプリのライン／LINEだけが集中砲火を浴びたのであるか？総務省にとり、ライン／LINEは役所の言うことをきかない生意気な存在に映っているはずだ。今回の事件は、ライン／LINEに役所の軍門にくだるよう暗に促す好機なはずだ。行政指導に加え、個人情報保護委員会のような自称「独立機関」、実質「政府ご用達機関」を動員し、厳しく対処している。この事件については、深読みが要る。過去には、日本年金機構も同じような問題を起している。だが、この件では、総務省は静観し、むしろ沈静化するのを待っているような感じであった。

菅政権のデジタル国家総動員体制づくりで、役所にとり、人権に小うるさい外国資本のデジタルプラットフォームは使い勝手がよくないはずだ。民族資本のデジタルプラットフォーム事業者であるライン／LINEを手なずけることは大事なはずだ。今回の事件を必要以上にフレームアップすることで、「転向」、「中国スタイルの国家に忠実なプロバイダー役」を期待しているようにもみえた。

いずれにしろ、渋谷区におけるデジタル行政サービスの本人認証にeKYC (electronic Know Your Customer)」というAIシステムのもと生涯不変の顔認証、生体認証データを使う

**顔写真の撮影・アップロードや本人確認書類で本人確認を行う
【出所：渋谷区公式Webサイト】**



ことは、人権に大きなインパクトを与えるものである。この区のトップや現場の担当者に、こうした認識があるのかどうか問われている。EUのAI規制の基準によれば、禁止されるAIシステムの利用または高リスクAIシステムの利用にあたるのではないかとすれば、仮にこの種の顔認証情報の利用がゆるされるとしても、オプトイン方式【参加したい人だけが同意する仕組み】の徹底、顔認証AIシステムの法適合性評価やその評価結果を一般住民が監視できる仕組みや堅固なガバナンスの確立などが求められる。

**◆子どもの学習成績をマイナンバーでAI国家管理
～問われる人格権のポイント評価**

政府は義務教育の対象である小中学生の学習履歴やテストの成績をマイナンバーで紐づけしてオンラインで管理する仕組みづくりをはじめ。2023年度にも試行開始の方向だ。教育ビッグデータをストックし、指導方法の改善や教育政策の検証に役立てるのが狙いだという。

AIを使ったスコアリングシステム・社会信用ポイント制 (social scoring / 個人の行動や人格的特性などにに基づき、国家が個人の信頼性などを格付けするAIシステム) も最たる例である。EUのAI規制規則案 (5条) で厳禁されるスコアリングシステム・社会信用ポイント制につながるのではないかと。

20年12月1日に、政府の教育再生実行会議が設けた「デジタル化タスクフォース (TF)」が第3回会議を開き、ICT化に必要な課題を次のようにまとめた (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusAIsei/jikkoukAIgi_wg/digital_tf/dAI3/siryoul.pdf)。

- ①学習履歴 (スタディ・ログ) の活用
- ②教育ビッグデータの効果的な分析・利活用の推進
- ③ICT活用の抜本的拡充に対応した情報基盤のあり方
- ④デジタル技術による教育手法や学務の高度化・効率化
- ⑤デジタル化の担い手となる人材育成
- ⑥その他

これらの課題のうち、①と②を、マイナンバー活用の対象にするようだ。だが、ちょっと待った！である。こうした課題に挑戦するにしても、成績

をマイナンバーで紐づけしてオンラインで管理する必要などまったくないはずである。

子どもたちの成績のマイナンバー管理は、極めて重大な人権問題である。マイナンバー管理しないと、子どもたちの学習成績をビッグデータとしてAIシステムで活用したり、オンライン教育の推進ができないわけではない。そもそも、国家が個人の成績などの個人情報や背番号で一生集約管理するなど、民主国家ではやってはいけないことである。マイナンバーを使った子どもの成績の国家管理システム、AI評価は人権侵害で、憲法違反である。



中国でのAI評価/スコアリング (public use)

また、EUのAI規制規則案によると、禁止されるAIシステム利用にあたる。先進文化国家を目指すのであれば、こんな愚策は直ちにやめないとはいけない。恥ずかしい限りである。政府の教育再生実行会議が設けた「デジタル化タスクフォース(TF)」のメンバーに、世界のAI規制の動き、AI倫理、AIリテラシーを叩き込むための再教育が要るのではないか。

●むすびにかえて

今般の欧州委員会(EU ropean Commission)がまとめたAI規制規則案(AI法案)は、たたき台である。今後、EU理事会(EU Council)や欧州議会(EU ropean Parliament)で、中身が精査される。AI法案については、さまざまな疑問符がついている。とりわけ、バイアスのかかったアルゴリズムの排除、不公正な評価が出た場合その結果を個々の被害者に通知する仕組みや一般市民がチェックする仕組みが未整備であることが指摘されている。また、市民団体からは、利用が禁止されるはずのAI顔認証監視カメラやライブ遠隔顔認証AIシステムについて法執行機関への

適用除外が広すぎるとの強い批判もある。

EUのAI規制規則案は、人間不在のAI開発やAIを使ったデジタル国家主義、市場社会主義の流れにストップをかけることが狙いである。ヨーロッパの民主的な価値観の保全、自由や基本的人権の尊重、民主主義の原則、オープンな社会の保障などがキーワードである。AIシステムのプロバイダーもユーザーも、このキーワードを常に復唱しながら、AIの開発・利用を進めようというものである。いわば「人格権をむしばむAIパンデミック」にストップをかけるための画期的な「ワクチン」にあたりとみてよい。

AI規制規則案は、EU域内、あるいはEU加盟国のみならず、EU域外(第三国)にありながらも、EU域内にいるユーザーを対象にAIシステムの販売やAIシステムのサービスを提供するIT企業(プロバイダー/開発者)、ユーザーなどにも大きな影響を及ぼす。いわゆる「域外適用(extraterritorial application)」が想定されている。にもかかわらず、AIガバナンスの仕組みが、各加盟国ベース主導でデザインされ、ワンストップ・ショップ体制(one-stop-shop mechanism)になってはいない。AIシステムのオペレーター/運営管理者(プロバイダー・ユーザー・授権代理人。輸入者・販売者)にフレンドリーな仕組みではない、との指摘もある。また、一般法であるGDPR(一般データ保護規則)と特別法であるAI規制規則案とのガバナンスやコンプライアンス上の連携を強化すべきである、との声もある²⁵。

わが国の現在の政権は、外圧があっても変わらない。外圧がなければもっと変わらない。まさに、デジタル監視国家主義の中国の政権と似ている。人権をむしばむ「マイナンバーパンデミック」を流行らせ、グローバルの通用しない入管法改正を闇雲に強行しようとする。自由と人権尊重を第一とする憲法にまで触手を伸ばす。この国のガバナンスゼロ、人権反故は当り前の政府やIT企業の姿勢を改めさせるためには、国際的な経済制裁が要るのかもしれない。家電メーカーの「イメージ」が「売り」のパナソニックなどは、AIビジネスの軸足を、人間の大量監視を狙いとする監視カメラ事業から、もっと倫理観ある事業に大きく

²⁵ See, Mark MacCarthy & Kenneth Propp, "Machines learn that Brussels writes the Rules: The EU's New AI regulation," (May 4, 2021, Brookings Institution). <https://www.brookings.edu/blog/techtank/2021/05/04/machines-learn-that-brussels-writes-the-rules-the-eus-new-ai-regulation/>

シフトすべきではないか。EU の AI 規制規則案は、国際水準に到達できないわが国の IT 企業や政府に対してある種の経済制裁として効き目を表すに違いない。わが国の経団連は、EU の AI 規制について、以前から「イノベーションの阻害要因となる恐れがある」との見解を固守している²⁶。

ちなみに、2019 年末に、アメリカ政府は、中国の少数民族ウイグル族の監視や弾圧に関与した中国の監視カメラ大手、杭州海康威視数字技術（ハイビジョン）を制裁対象にした。また、この種の中国企業と取引をする日本企業名も明らかにした。制裁対象にはならないが、日本の技術が中日両国での人権侵害に加担しており、企業の倫理、人権感覚の欠如が厳しく問われている。

中国の制裁企業と日本の関わり

制裁企業	取引内容	日本企業	事実関係や人権問題への認識
ハイビジョン	監視カメラに日本の部品	ソニー	人権を尊重する旨を基本方針としているが、個別の取引先はコメントを控える
		シャープ	販売先に関する情報は、開示していない
	パナソニック	製品の供給元や使用する部品に関する情報は開示していない	
	中国側に監視カメラ生産を委託	日立	コメントを控える
		N T T	今年3月で販売を終了した
ダーファ・テクノロジー	中国側に監視カメラ生産を委託	パナソニック	製品の供給元や使用する部品に関する情報は開示していない
センスタイム	共同研究	池上通信機	当社製品のごく一部に限られる
		ホンダ	米国の規制に直接的な影響はなく、現時点で見直す考えはない
アイフライテック	共同研究	日本英語検定協会	現在は研究を行っていない

(日本企業は子会社や買収した海外企業分も含む)

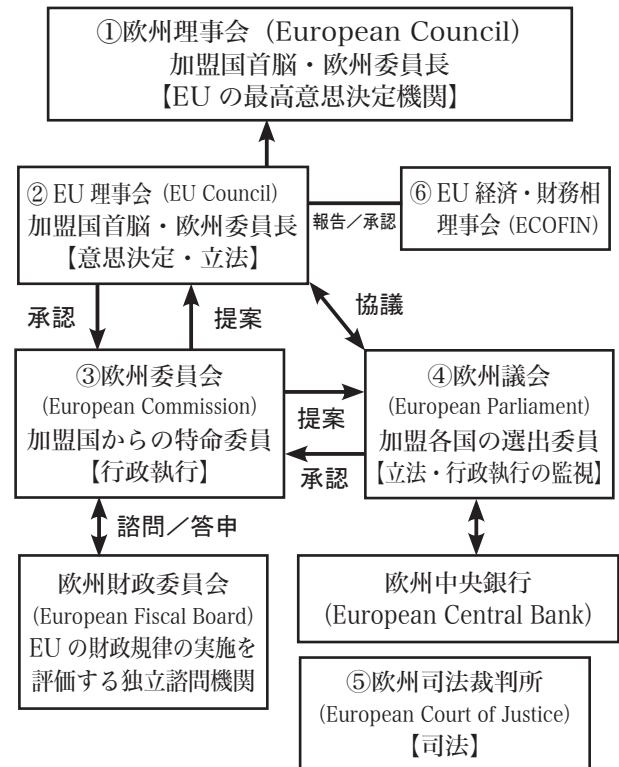
2019 年 11 月 26 日東京新聞より引用

【添付資料】

●もっと知りたい EU の統治機構と法制度

わが国は、比較的に厳格な三権分立を採用している。しかし、国家連合である EU は、必ずしも権力分立がはっきりしているわけではない。EU の統治機構と主な機関（財政関連）を図示すると、次のとおりである。

【図表 A】 EU / 欧州連合 (EU =EU ropean Union) の統治機構と主要機関 (抜粋)



* EU には、理事会 (Council)、議会 (Parliament) および委員会 (Commission) という機関がある。それぞれのトップはすべて英語で「President」と呼ばれる。駐日欧州連合 (EU) 代表部 https://eeas.europa.eu/delegations/japan_ja では、これら 3 人の Presidents の日本語を区別し、次のように邦訳 (和訳) している。

【図表 B】 駐日 EU 代表部の「President」の邦訳方針

- ・①②理事会 (Council) & ④議会 (Parliament) の President ➡ 「議長」
- ・③委員会 (Commission) の President ➡ 「委員長」

*もちろん、他の邦訳 (和訳) も可能

【図表 C】 EU / 欧州連合 (EU=EU ropean Union) の主要な機関の特質

①欧州理事会 (EU ropean Council)
EU 加盟国の首脳 (大統領や首相)、欧州委員会委員長 (Commission President)、常任議長を構成員とする EU の最高意思決定機関である。EU 首脳会議、EU サミットとも呼ばれる。トップは、欧州理事会議長 (EU ropean Council President)。
* EU の立法機関である EU 理事会 (EU Council) や、EU とは別の機関である欧州評

²⁶ 経団連：欧州委員会 `White Paper on Artificial Intelligence:a European approach to excellence and trust、への意見 (2020-06-10) (keidanren.or.jp)

議会 (CoE=Council of EU rope) と混同しないように注意が必要。
<p>② EU 理事会/欧州連合理事会 (Council of the EU ropean Union / EU Council)</p> <p>EU 理事会は、EU の機関である。主な任務は、欧州議会 (EP=Parliament) と共同で立法をすることである。EU 加盟国の政府閣僚級代表(1人)で構成されている。閣僚理事会とも呼ばれる。政策分野ごとに設置された委員会で活動する。トップは、EU 理事会議長 (President of the EU Council)。</p> <p>* 「EU 理事会 (EU Council)」は、EU の最高意思決定 機関である「欧州理事会 (EU ropean Council)」や、EU とは別の機関である「欧州評議会 (CoE=Council of EU rope)」と混同しないように注意が必要。</p>
<p>③ 欧州委員会 (EU ropean Commission)</p> <p>欧州委員会は、EU 基本条約の規定に基づき設置された行政執行機関である。EU 基本条約の守護者として、欧州全体の利益を代表し、法令の立案、政策や法令の執行、国際条約の交渉などを任務とする。「EU の政府、あるいは内閣」のような存在である。トップは、委員長 (President of the EU ropean Commission) である。</p>
<p>④ 欧州議会 (EP=EU ropean Parliament)</p> <p>EP は、EU の立法機関である (ただし、立法権限は、EU 理事会 (EU Council) と共有している。)。すなわち、条約遂行に必要な EU 法の提案は、基本条約に個別に規定されたものを除き、通常、欧州議会 (EP=Parliament) および EU 理事会 (EU Council) が共同で提案・審議・採決する。ほかに EU の行政執行活動を監視する責務を担っている。EP は、欧州市民の利益を代表する機関で、5 年毎の直接選挙で選ばれる議員で構成される。トップは、欧州議会議長 (President of the EP) である。</p>
<p>⑤ 欧州司法裁判所 / ECJ (EU ropean Court of Justice)</p> <p>欧州司法裁判所 (ECJ) は、EU 基本条約 (TEU) および EU 運営 [機能] 条約 (TFEU) に準拠して設立された EU の裁判所である。EU 基本条約 (一次法) や EU 法令 (二次法) の適切な解釈を通じて、域内で EU 法を公平に適用する任務を担っている。①司法裁判所 (Court of Justice [法律審裁判所で、一般裁判所または専門裁判所の裁決に対する上訴事件 (ただし上訴は法律問題を争う場合に限られる) など] を管轄する (TFEU 256 条 1 項後段)、②一般裁判所 (General Court / 事実審)、③専門裁判所 [specialised court / EU 公務員審判所 (EU ropean Union Civil Service Tribunal)] の 3 つの部門からなる。</p>

る。欧州司法裁判所 (ECJ) は、欧州共同体設立条約 (TEEC) により、EU 法について排他的に判断する権限が与えられ、統一的な法の適用・解釈を行っている。また、ECJ は、先行判決 (先決的判決) 制度 (References for preliminary rulings) (TEEC 267 条) に基づき、EU 法と加盟国の国内法との解釈など各種法律問題に関する鑑定や助言をする権限を有する。競争法関係を含め、欧州委員会 (Commission) の決定を審査するとともに、加盟国の国内裁判所の付託を受けて、EU 法の解釈について先行的判決を下すことができる。加盟国が基本条約 (一次法) や二次法 (指令や規則など) に定められている義務を履行しない場合には、欧州委員会 (Commission) の求めに応じ、ECJ は、違法状態の認定を行ったり、違法とされた当該加盟国が対応しないときには、高額な罰金を科したりすることによって、各種法令、とくに基本条約の遵守を求めることができる。欧州司法裁判所 (ECJ) は、TEEC 220 条に基づき、27 人の判事と 8 人の法務官で構成される。加えて、事務を統括する事務局長 (任期 6 年、再任可能) を任命している。ルクセンブルグに所在する。現在の正式名称は、CJEU = Court of Justice of the EU ropean Union (欧州連合司法裁判所) である。

* 欧州司法裁判所 (ECJ) は、欧州評議会 (CoE) の人権救済機関欧州人権条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms) 上の審理を行う欧州人権裁判所 (ECtHR=EU ropean Court of Human Rights) (EU 評議会 (CoE) *) の人権救済機関) とは別の司法機関である。混同しないように注意が必要。

* 欧州評議会 (CoE=Council of EU rope)

欧州評議会 (CoE) は、1949 年に設立された人権・デモクラシー・法の支配などについて国際基準を策定・評価する目的でヨーロッパに設立された国際機関である。専門家会議の開催、国際問題に関する勧告や決議の採択、それらのモニタリングなどを責務としている。現在 47 か国が参加している。日本もオブザーバー参加している。

1953 年発効の欧州人権条約 (EU ropean Convention on Human Rights) に基づき創設された欧州人権裁判所 (ECtHR=EU ropean Court of Human Rights) は、欧州評議会 (CoE) の機関である。

* 欧州評議会 (CoE) は、EU の機関ではない。EU 理事会 (EU Council) や欧州理事会 (EU ropean Council) などと混同しないように注意が必要。

⑥ EU 経済・財務相理事会 (ECOFIN= Economic and Financial Affairs Council)

ECOFIN は、EU 加盟国の経済・財務相が出席し、経済政策の調整などを行う閣僚理事会である。毎月定例で開催される。経済サーベイランスに加え、加盟各国の予算政策・財政の監視、金融市場・資金移動、などの諸問題に関する経済政策指針を策定する。また、欧州議会 (EP=EU ropean Parliament) とともに EU の予算編成・決定に関与する。

《 EU 法とは何か 》

「EU 法とは何か」。英語でいうと、「What is sources of EU law」。「sources of law」の言葉は、一般に、「法源」と邦訳される。法的拘束力を有する規範 (norm) (さらには、法的拘束力のない法形式も含む。) を指す。「EU 法 (sources of EU law)」は、「一次法 (primary legislation / primary law)」と「二次法 (secondary legislation / secondary law)」からなる。双方をやさしく図にすると、次のとおり*。

*詳しくは、石村耕治「Q & A: 現代 EU 財政法入門塾」JTI 税務ニューズ4号参照 988ed1d79a9043157de4814ac2ac2917.pdf (jti-web.net)

【図表 D】 EU 法の基本体系

一次法 (primary legislation)	条約 (その議定書、附属文書を含む。)
二次法 (secondary legislation)	一次法 (条約) を根拠に制定される広義の共同体立法。具体的には、① 規則 (regulation)、② 指令 (directive)、③ 決定 (decision)、④ 勧告 (recommendation)、⑤ 意見 (見解) (opinion)

【図表 E】 種類の共同体立法 (二次法) の違い

① 規則 (regulation)

EU の「規則」は、加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。すなわち、加盟国の政府等を直接法的に拘束する。このため、加盟国の国内立法は不要である。2009年12月のリスボン条約によって EC は廃止され、今まで法の制定ができなかった EU は、法制定が可能な EC の地位を継承した。規則の名称は、複雑である。

やさしくまとめると、次のようになる。欧州共同体 (EC = EU ropean Community) → 欧州連合 (EU = EU ropean Union)。2009 年末までは、例えば、Regulation (EC) No 1466 / 97。2010 年以降は、例えば、Regulation (EU) No 1173 / 2011 は、加盟国の国内立法が必要である (EU 条約 24 条 3 項・10 条 1 項)。つまり、一定期間内 (EU 官報掲載後 3 年以内) に加盟国の国内法に置き換えられなければならない。加盟国には一定の範囲内で立法裁量がある。

② 指令 (directive)

EU の「指令」は、加盟国政府に対して直接的な法的拘束力があるが、企業や個人には直接適用されない。個々の加盟国に効力を及ぼすには、加盟国の国内立法が必要である (EU 条約 249 条 3 項・10 条 1 項)。すなわち、一定期間内 (EU 官報掲載後 3 年以内) に加盟国の国内法に置き換えられなければならない。加盟国には一定の範囲内で立法裁量がある。

③ 決定 (decision)

EU の「決定」は、特定の加盟国の政府や企業、個人に対して直接適用される。対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。性格的には「行政上の処分」とみてとれる。

④ 勧告 (recommendation)

EU の「決定」は、特定の加盟国の政府や企業、個人に対して直接適用される。対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。性格的には「行政上の処分」とみてとれる。

⑤ 意見 [見解] (opinion)

EU の「意見 [見解]」は、特定のテーマについて欧州委員会 (Commission) の意思の表明である。「勧告」と同様、原則として法的拘束力はない。性格的には一種の「行政措置」とみてとれる。

*本稿は、あくまでも会員の学習・研究目的での資料であり、内容の正確性や完全性を保証するものではない。したがって、この点について、著者は一切の責任を負わない。読者は、AI 法務実務においては、法務専門職のアドバイスを受けるように推奨する。

ムリなデジタル化で 自治体による LINE の危険な使われ方

— LINE 依存で危惧される住民の人権 —

辻村 祥造 (PIJ副代表・税理士)

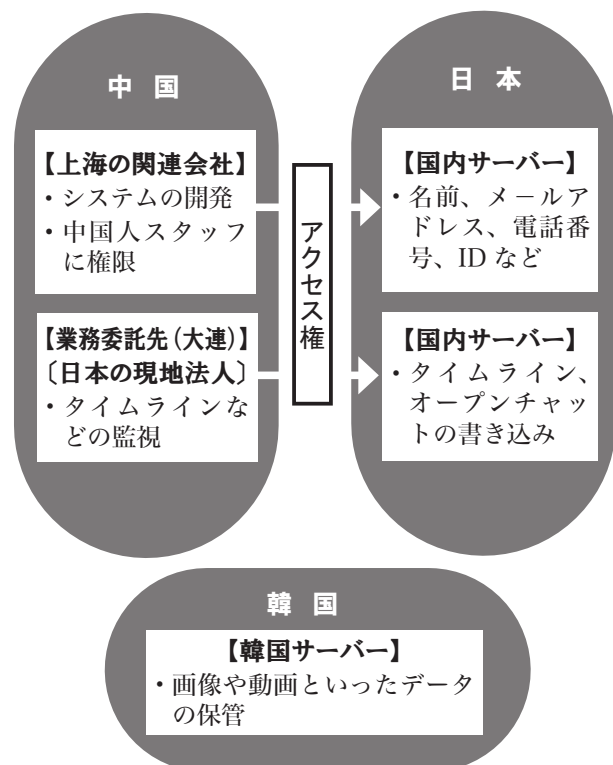
◆発覚した LINE のズサンな個人データ管理

無料通話アプリ「ライン／LINE」のズサンな個人データ管理の実態が暴かれた。中国にある関連会社にシステム開発を委託するなどし、中国人技術者らが日本のサーバーにある 8,600 万人分のユーザーの個人情報をのぞき見できる状態にあったというから驚く。わが国の大量の個人データが外国に筒抜けで、実際に 30 回以上のアクセスがあったとも報道されている。わが国の個人情報保護法では、個人情報を国外にいる第三者に提供するには情報主体である本人の同意を得る必要がある。しかし、ライン／LINE は、ユーザー向けのプライバシーポリシーでそうした手続について説明していなかった。ライン／LINE は、この手続違反を政府の個人情報保護委員会に報告し

た。同時に、調査のための第三者委員会を立ち上げ、運用の見直しを行った。

また、ライン／LINE は、利用者間でメッセージをやりとりするサービス「トーク」に投稿されたすべての画像と動画を韓国にあるサーバーに保管していることもわかった。

こうしたライン／LINE のマイナンバーを含む個人データのズサンな管理実態の発覚は、多くの自治体にも衝撃を与えた。なぜならば、自治体事務のデジタル化、住民サービスのインフラとして、ライン／LINE 利用がエスカレートしているからである。しかも、これら自治体が、民間 IT 企業の個人情報管理の実態をよく吟味することなく利用を推進していたからである。この報道を受けて、全国で初めてライン／LINE による住民票の写しの申請受けを始めた千葉県市川市は、3 月 17 日に受けの一時停止を発表した。各地の自治体も続いた。その後、多くの自治体は、国のお墨付きを得て、ラインを使った行政サービスを再開している。



◆危ない LINE に頼る自治体の拡大

コロナ禍を機に、感染対策が重視され、「非接触」、「非対面」が合言葉になっている。ネットでも提供できる業務サービスについては、あらゆる分野で、リアル／アナログからネット／デジタル／オンラインに移行している。これは、自治体サービスでも例外ではない。

東京圏の自治体では、とりわけ、無料通話アプリ「ライン／LINE」の利用が広がっている。この背景には、IT 企業のライン／LINE が 2019 年 5 月から、自治体（都道府県・市町村・東京都 23 区）をターゲットにした「LINE 公式アカウント」を無償化新プラットフォームにおける「地



(public use)

方公共団体
プラン」を
受け付け
るビジネス
戦略を積極
的に展開し
出したこと
にもよる

([https://](https://feedback.LINE.me/enquete/public/5251-vXVioUKL)

feedback.LINE.me/enquete/public/5251-vXVioUKL)。公共データを国内情報インフラ、生活インフラの主役の地位を狙っているのだろう。

ライン／LINE の呼びかけに応じて、自治体が、「LINE 公式アカウント」の利用を加速させている。ライン／LINE を使ったネット／デジタル／オンライン業務のメニューも、多岐にわたる。戸籍・住民異動・福祉・教育など住民向けサービスの各種申請・届出の受付、モバイル送金・決済サービス「LINE Pay」を利用した税金のキャッシュレス支払い、災害時における住民への避難方法の緊急連絡、さらには新型コロナウイルスに関する情報発信など。

千葉県木更津市は2月、ライン／LINE 上に移住・定住の相談窓口を設けた ([sisin.pdf](https://www.kisarazu.lg.jp/sisin.pdf) ([kisarazu.lg.jp](https://www.kisarazu.lg.jp)))。希望者（友だちとして登録されている人）はLINE で市の職員と移住や定住について自由にやりとりできる。

埼玉県北本市は20年10月、ふるさと納税の情報を発信する専用のライン／LINE アカウントを開設した (<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000020.000061548.html>)。返礼品の紹介や寄附の使い道を配信したり、地域をPRするのが狙いである。

このように、民間IT企業ライン／LINE のサービスに依存する自治体は、ますます広がりを見せている。このIT企業の個人データ管理の危うさと気づき、あわてふためいている自治体も多い。

◆神奈川県はLINE 依存症は危険水域

神奈川県は、2020年4月、ライン／LINE を使ったコロナ情報の発信や住民一人ひとりにあわせた健康確認の「パーソナルサポート」を全国で初めて導入した (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/LINE/index.html>)。ついで、県は、21年2月26日、AI防災協議会などと組み、ライン／LINE を使った「防災チャッ

トボット」の実証実験を行った (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/prs/r5063995.html>)。文書や電話などアナログだった作業を、ネット／オンライン化で効率化することが狙いである。防災チャットボットには住民が投稿した被害情報を集約する機能と、避難情報を自動応答で案内する機能がある。各地の被害情報の一元的な把握や、特定の避難所が混雑してきた場合に近隣自治体の避難所をライン／LINE で誘導するなどの実験が行われた。神奈川県は2021年度の本格導入を目指すという。

神奈川県は、20年10月に、総務局に「デジタル戦略本部室」を立ち上げた。戦略本部室はそれまであった総務局ICT推進部を再編し、70人体制でスタートさせた。そして、民間IT企業であるライン／LINE の江口清貴執行役員を県庁のCIO（情報統括責任者）兼CDO（データ統括責任者）に起用した。黒岩知事は、「デジタル戦略本部室は神奈川県版デジタル庁」だという（神奈川新聞 2020年10月28日報道参照 <https://www.kanaloco.jp/news/government/article-282739.html>)。

神奈川県は、この問題について、県に見解をHPで公表している県のLINE公式アカウントの情報管理について - 神奈川県ホームページ ([pref.kanagawa.jp](https://www.pref.kanagawa.jp))。横浜市も同じく市の見解をHPでアナウンスしている（横浜市LINE公式アカウントについて [横浜市《yokohama.lg.jp》](https://www.yokohama.lg.jp)）。

だが、ちょっと待った！である。それこそ「デジタル公安調査庁、にならないように、見える形での必要な人権保護措置を講じているのであろうか？民間IT企業のアプリを使うことで、住民のプライバシーは大丈夫なのであろうか？一度立ち止まって、住民の個人情報を官民で分かち合うことの問題点を洗いなおす作業を急ぐ必要がある。この自治体の住民データのリスク管理の基本が問われている。今回のライン／LINE のズサンな個人データ管理実態の発覚は、官民連携、実質民間IT企業への丸投げで進めるこの自治体の「住民データの名ばかり厳正管理、の危うさ、甘さに大きな警鐘を鳴らしている。

神奈川県は、今後「パーソナルサポート」を、ワクチン接種への活用も検討するという。しかし、デジタルで武装し、データ監視の仕組みをつくるだけで、打つ弾（ワクチンやPCR検査）や人員が十分でないと、感染者数の高止まりが続くのではないか。



科学技術立国をうたいながら自前の国産ワクチンも開発も視界不良。かといって輸入に頼るワクチンの供給量も見通せない。全国民を対象とした無償のPCR検査体制も確立できない。まさに戦う武器はなし、竹やりや精神論（マスクの装着＋密回避）のインパルを繰り返すだけの菅政権。多くの自治体のトップは、科学的な知見が十分でなく、結果として、こうした「出口戦略ゼロ」政権の片棒を担いでいるだけとの声も。`劇場型、や `ポーズだけ、の自治体トップの姿勢に惑わされてはいけぬ。

埼玉県も、LINE 公式アカウントを利用した「埼玉県—新型コロナ対策パーソナルサポート」を立ち上げている (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0324-08.html>)。

東京都も LINE 公式アカウントを利用した「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」を立ち上げている (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/ryo/kansen/LINE-corona-hogo.html>)。

◆東京渋谷区では NINE 依存で顔認証データの利用も

東京都渋谷区は 20 年度から住民票の写しや課税証明書などの発行申請をライン／LINE の区公式アカウントで受け付けている。CNN ニュース 105 号（13 頁以下）でも紹介したところである。本人確認はスマホを活用したオンラインシステムを活用するほか手数料もライン／LINE で決済し、証明書は自宅に郵送する。渋谷区は、ライン／LINE を活用した住民サービスの拡充を計画している。21 年度からは、新たに国民健康保険の申請やオンライン健康相談の受付を始める。サービスを現在の 9 種類から 21 年度には 15 種類に増やすという (https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/LINE/LINE_shinsei.html)。

●リモートアクセスで使われる認証方式：主要なデータセキュリティ対策

認証方式	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
①固定パスワード	低	高	低	安全度が低い
②PKI (公開鍵・電子証明書)	中	低	高	運用が煩雑
③ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
④生体認証	高	高	高	容認度が低い
⑤その他(マトリクス認証等)				

だが、待った！である。とりわけ、このスマホ、ライン／LINE のアプリでは、マイナンバーカードなしで本人認証ができるというものの、本人認証には eKYC (electronic Know Your Customer)」という顔認証、生体認証データを使う。生涯不変の生体認証情報の取り扱いについては、慎重を期する必要がある。軽い気持ちで住民の生体認証情報を官民で分かち合っはいけない。CNN ニュース今号（106 号）では、EU の AI 規制法制の動向が詳しく紹介されている。EU では、こうした生体認証は、人権侵害であるとして、近く禁止される方向だ。

ただ、総務省（前総務大臣）は、マイナンバーカード搭載の「公開鍵」を使わない渋谷区方式をやめるように渋谷区にコメントを発している。ただ、渋谷区は、総務大臣のコメントを受け入れず、この方式を使い続けている (<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message020403.html>)。加えて、ライン／LINE はこの件で総務省を相手に裁判を起こしている (<https://note.bot-express.com/n/n576bc8f23476>)。

◆LINE 丸投げで露呈した危機管理の甘さ

このように、とりわけ東京圏の自治体では、無料通話アプリ「ライン／LINE」の利用が広がっている。これは、総務省が 19 年度に実施した調査（情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書）でも証明されている。ライン／LINE の普及率は全年代で 86.9% である。ツイッター 38.7%、フェイスブック 32.7% などと比べてみても、ダントツトップである (<https://www>。

soumu.go.jp/main_content/000708015.pdf)。

ところが、ライン／LINE は、ローカルなアプリである。オーストラリアやアメリカなどから来た訪問者からは、「ライン／LINE って何？」の質問を受けることも少なくない。マイクロソフト社の「ワード (word)」がグローバル化しているのに、あたかも和製の「一太郎」を使うように求めるように見えるところもあるからだろう。グローバルシティの東京圏でライン／LINE のようなローカルな (国際化していない) アプリの利用を求めることの負の問題もある。とりわけ、災害時の短期滞在外国人の保護などは深刻になるのではないか。

先にふれた総務省の調査によると、ライン／LINE の普及率は全年代で 87% と高いものの、60 歳代でのライン／LINE 普及率は 67.9% にとどまっている。自治体の 1 私企業であるライン／LINE への一極集中・過信は、危ういのではないか。災害時に一番保護が必要な高齢者や、ネットを活用できない住民へのサービス維持や情報発信が後手に回るおそれもあるからだ。

加えて、今回のライン／LINE のズサンな個人データ管理実態の発覚は、自治体業務のデジタル化が、官民連携の名のもとに、個人データ管理水準の低い民間 IT 企業に丸投げされている実態をさらけ出した。住民の人権保護が置き去りにされており、自治体の「住民データの名ばかり厳正管理、の危うさ、甘さに大きな警鐘を鳴らした。

もっとも、NTT ドコモやヤフー、楽天、グーグル、フェイスブックなど国内で利用者が多いアプリの運営 IT 企業の多くは、国内ユーザーの個人データを海外に移転・保存、海外からのアクセスが可能である。来年 (22 年) 施行の改正個人情報保護法では欧州連合 (EU) の一般データ保護規則 (GDPR) と同様に、移転先の国が日本と同水準の保護体制が無い場合、国名の明示が求められる方向である。だが、現在の国内法では問題ない。

にもかかわらず、なぜ、ライン／LINE だけが集中砲火を浴びたのであるか？総務省にとり、ライン／LINE は、裁判を起こしたりして役所の言うことをきかない生意気な存在に映っていたはずだ。今回の事件を契機に、ライン／LINE に役所の軍門にくだるよう暗に促すためにも、個人情報保護委員会など政府ご用達の「名ばかり保護機関」とダッグを組み、厳しく対処しているのではないか。この事件については、深読みが要る。過

去には、日本年金機構も同じような問題を起こしている。しかし、この問題では、総務省はむしろ静観するような対応であった。

政府は、21 年 4 月、「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方 (ガイドライン) について」を公表している。02 (fsa.go.jp)。結局、「サービスが拡大しすぎて潰せない」が結論のようだ。事実、国主導のコロナワクチン大規模接種会場 (東京・大阪) では、自衛隊とライン／LINE がタイアップし、何事もなかったように仲直りを演出した。何か不透明さを感じる。

◆各世帯にではなく、IT ハイエナ企業に血税を注ぎ続ける愚策

デジタルデバイド (情報技術格差) 発生の大きな原因の 1 つに「所得格差」問題がある。年金世帯や貧困世帯は、高額な Wi-Fi インフラ投資や毎月のネット接続代が払えないのである。こうした世帯では、子どものオンライン授業やワクチン予約や税金の電子申告などは遅々として進まない。にもかかわらず、どの自治体も、公的ネットインフラづくりを PR するだけだ。各世帯への Wi-Fi インフラの普及への公的支援、ネット接続代を払えない住民への公的支援については一言もふれないのが気にかかる。この面での課題に対する多くの自治体トップの認識が甘すぎるのではないか。

時代は、PC (パソコン) からスマホ全盛に様変わりした。にもかかわらず、菅政権はマイナ IC カードのような PC 全盛時代の遺物の配布にこだわる。IC カードリーダーは時代遅れだ。セキュリティ機能を PKI (公開鍵) にこだわるのであれば、IC カードではなく、その機能をスマホに直接格納すればそれで済む。個人情報情報を羅列した危ないマイナ IC カードは、発行する必要がない。むしろ、紛失による危険の方が高い。カードを国民全員に首からぶら下げさせ、デジタル取容所列島を移動する際には、国民登録証として携行を強制しようという国の役人の悪くみが先行しているのであろう。スマホ全盛時代の今日、いずれ、マイナ IC カードは廃止された住基 IC カードと同じ運命をたどるのではないか。血税をジャブジャブ浪費することに慣れきっている国の役人は、柔軟な発想ができないのである。

国や自治体は、20 年にもわたり、毎年 1 兆円規模での IT 投資を続けてきている。だが、いま

だ電子／デジタル政府、電子／デジタル自治体は幻の存在である。`住基 IC カードがあれば引越した際の住民登録手続きが楽になる、と同じ PR を、マイナ IC カードでもいまだ流し続けている。デジタル化は何も進んでいない証拠だ。各世帯への Wi-Fi インフラ普及のための支援などをけちる一方、新たな公共事業である IT ハイエナ企業への血税の垂れ流しを続けた結果ともいえる。デジタル庁に国や自治体のデジタル化政策の権限を一極集中するなど、人権ゼロの新たな `デジタル国家総動員体制、`デジタル公安調査庁、をつくるに等しい。電波行政の権限を一手に握る総務省は、官民癒着、接待問題に揺れた。デジタル権限の一極集中は、新たな官民癒着問題を引き起こす可能性も高い。

◆人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

デジタル技術、科学の発展は、人類に貢献することも多い。新型コロナウイルス感染症のパンデミック（感染爆発）を防ぐためのワクチンは、科学の力を総動員し短期間で開発できた。感染症はもはや人の手に負えない自然の脅威ではなく、科学で解決できる時代に入っているとみてよい。それでも、この国はいまだ多くの犠牲者を出し、リバウンド（再感染）をくり返している。これは、科学を軽視する菅政権が、的確な出口戦略を描けずに、誤った判断を繰り返しているからだ。

ただ、デジタル技術、科学は使い方を誤ると、市民の監視や自由を束縛するツールと化す。「緊急時」をキーワードに、コロナ封じに近距離無線通信技術／ブルートゥース（Bluetooth）やビーコン（Beacon）などを応用した接触追跡アプリ（APP）の導入や GPS、AI（人工知能）を使った監視カメラを積極的に使う動きが一例である。ワクチンパスポートという監視ツールも、偽物とが出回り、他人の健康やいのちを危なくしかねない。何よりも、警戒を怠れないことは、いったんこうした監視ツールが出回れば、コロナ収束後の巻戻しの確証もないことだ。

政官学と IT 企業が連携した人権をむしばむデータ監視社会づくりにストップをかけないといけない。EU（欧州連合）は、危ない AI（人工知能）規制に動き出した。CNN ニュース今号（106号）で詳しく紹介されている。`国家主義的データ監視大好き軍団、の動きや国民監視のためのデジタ

ル技術や科学の使われ方については、市民による人権面から`常時監視、が必要だ。「緊急時」、「戦時」というキーワードの独り歩きは許されない。プライバシーや匿名で移動／行動できる権利は憲法で保障された権利だからである。

◆問われるデジタルに無知な政治家

菅政権が今国会で成立したデジタル監視 6 法は、マスターキーであるマイナンバーを使って国家が個人データを無制限に集約管理するのが狙いだ。国民総背番号によるデジタル国民総動員体制づくりが狙いだ。これは、デジタル監視 6 法に「人権の保護」、「プライバシーの保護」というキーワードはどこにも見当たらないことからわかる。まさに、「マイナンバーパンデミック」に油を注ぐに等しい。この政権は、「コロナ便乗型新自由主義」、「コロナ・ショック・ドクトリン政治」をモットーに、人権をむしばむデータ独占、監視国家づくりにひた走りの状態だ。デジタル化と監視は市民のプライバシーを脅かし、人権侵害を恒常化する社会への扉を開く。大規模な監視とディストピア（暗黒郷）の間にバランスを見出し、国民を護るのが政治家の仕事だ。ところが、国にも自治体にも、その仕事をこなせる政治家が少なすぎる。こうした状態では、国民の人権をむしばむ菅政権のデータ監視社会づくりにストップをかけることを期待するのはほぼ絶望的である。NTT の接待などリアル問題での追及はできても、デジタル問題で人権面から追及できるレベルの政治家は少ない。政治家のデジタルデバインド（情報技術格差）問題はかなり深刻である。政治家の多くは、国の役人が官民連携ですすめるデジタル監視法／デジタル国家総動員法には、まともに太刀打ちできていない。例年の税制改正法と同じで、役人が仕上げた監視 6 法は、ほぼ無修正で通ってしまった。

今回のライン／LINE のズサンな個人データ管理実態の露呈は、目から鱗が落ちる体験となった。官民連携、実質民間 IT 企業への丸投げで進められる自治体の軽率な`住民データの名ばかり厳正管理、の危うさ、甘さを浮き彫りにした。しかし、こうした問題を、住民目線で人権を護る立場から厳しく追及できる地方議員の数はあまりにも少ない。

こうした現実には、重く受け止めなければならない。各自治体は、`自らの力で住民の人権が護れなければ、デジタル化はゆるされない、とするルールを明確にする必要性はさらに高まっている。

《読書の声を一緒に考える》

国民投票法改正と SNS 規制・言論の自由

コメンテーター：清水晴生（白鷗大学教授）

読者から、「国民投票法改正と言論の自由」について、次のような「声」が届きました。そこで、白鷗大学法学部の清水晴生先生にコメントをお願いしました。

なお、このコメントでは、「言論」、「表現」、「意見」、「発言」、「投稿（ツイート／ポスト）」などの言葉がでてきます。これらは、ほぼ同じ意味で理解してください。（CNN ニュース編集部）

◎国民投票法改正を急ぐな！

まず「SNS 規制と言論の自由」問題の決着を急げ！

CNN ニュース 105 号の「ネット規制と言論の自由を考える」を読みました。レベルが高く、すごく興味深い対論でした。とくに、32 頁で、ソーシャルメディアと国民投票法（正式には「日本国憲法の改正手続に関する法律」）の関係を論じており、現在の国民投票法改正法案審議で抜けている点だと思いました。

国会の衆院憲法審査会における国民投票法改正案の審議が開始されました。ここでは、リアルメディアでの広告規制の問題だけを取り上げています。ソーシャルメディア(SNS)を使ったフェイク・ツイートと言論の自由のあり方などについては、ほとんど検討されていません。しかし、必要不可欠なポイントなはずです。

にもかかわらず、マスメディアによっては、日経新聞（21.04.16 朝刊）のように、「国民投票法改正を決着させよ（社説）」とかけしかけるわけです。いわく、「立民などが採決に応じない理由のひとつに『テレビCMへの規制なしに国民投票が実施されると、世論がゆがめられかねない』との懸念がある。海外ではフェイクニュースが選挙結果に影響したとみられる事例もある。全く的外れな指摘でもないだろう。他方、公権力がCMの内容や頻度を束縛するのは、表現の自由の侵害につながるおそれがあり、法規制にはなじみにく

い。いちばんよいのは、与野党が「集中豪雨的なCM放送はしない」との紳士協定を結ぶことだ」と。

すごく荒っぽい社説で、びっくりしました。普段、日経新聞は SNS の問題とかを丹念に報じています。SNS は言論活動の主役に躍り出ており、いまやその存在は無視できない時代です。にもかかわらず、リアルCM放送云々でおしまいです。意図的に「海外では」と枠をはめ、コンセンサスに時間がかかる難しい「国民投票に絡む SNS 問題」を避けているわけです。これでは、コロナ・ショックドクトリン手法です。憲法改正ウイングと歩調を合わせているだけです。実質、彼らの応援団、改憲の旗振り役を演じているとしか思えません。この議論打切りを誘導する社説には失望しました。

ネット規制と言論の自由問題は、とくに国民投票においては、避けて通れないきわめて重要なポイントだと思います。アメリカでは、政治言論などを自主規制する SNS プラットフォームの責任を免除する通信品位法（CDA）230 条 c 項の改廃をめぐる、ツイッター社やフェイスブック社など主要 SNS を巻き込んで、連邦議会や言論界で熱心な議論が展開されています。CNN ニュース 16 号で詳しく紹介されているところです。

「言論の自由市場」を護るためには、わが国でも、この面での活発な議論は必要不可欠です。でないと、中国版ツイッターとも呼ばれるウェイボ（Weibo）や中国版ラインとも呼ばれるウィーチャット（WeChat）のように、中国の検閲当局の意のままに懐柔される SNS として存続するしかなくなるかもしれないからです。

この問題での日本人が大好きな「役人にお任せコース」の選択は危険だと思います。「中立的な言論保障」とかのふれこみで、役所が主役となって、「国民投票の中立」を名目に、実質 SNS の官製統制に走るかもしれないからです。SNS プラッ

トフォームに対する政府の管理、デジタル[公安調査]庁による検閲が唯一の解決策とする方向に動く可能性もあるからです。

与野党を問わず、民主主義や人権という価値観を共有できず、「政治的中立」のキャッチが言論圧殺につながるなどと夢にも思わない議員も少なくありません。やると決めた以上は一億一心、既定方針には有無を言わせないで突っ走る国柄です。国民投票法改正を急いではならない、と思います。まず「SNS 規制と言論の自由」問題を、時間をかけて議論し、決着させる必要があると思います。

わが国は、本当に、自由と人権を尊重する西欧型民主体制をとっているといえるのでしょうか。Yes というのであれば、一連のデジタル監視国家法案は、ゆるされないでしょう。

菅首相は、人権なんか余り感心がないタイプではないかと思います。デジタル監視国家をつくる法案を通して、中国を超える人権ゼロの国をつくらうというタイプの御仁ですから。

渡米して、香港・新疆ウイグル地区の人権状況などに懸念を表明する資格があるかどうかは疑問です。中国の人権状況にふれたとしても、ジョー・バイデンとつきあう手前、ポーズだけ・・・ではないか、と思います。制裁が必要なのは、中国ではなく「ヨシ」その人なのかもしれません。アメリカの「ジョー」には、「ヨシ」に人権感覚を磨くように、アドバイスしてもらえばいいのではないかと、思います。

CNN ニュースの編集局には、国民投票法を素材に、SNS 規制と言論の自由についての対論あるいはコメントの掲載をお願いできれば、と思います。期待しております。

2021 年 4 月 17 日 (一読者より)

《コメント》

国民投票法改正案は、読者が指摘するように、「SNS 規制と言論の自由」のような重要な問題については、国会内はもちろんのこと、政界での議論も生煮えの状態にあります。同法改正案は、リアル（現実空間）なテーマに終始しています。世は SNS 全盛の時代です。にもかかわらず、ネット空間での言論の自由と法的規制がどうあるべきかなどについてはまったく議論していません。「共通投票所」を、駅や商業施設に設けるとか、公職選挙法が定める通常の選挙と同じ投票環境を整えるとか、どこかの外れな内容です。国会議員のデ

ジタルデバインド（情報技術格差）問題の深刻さを感じざるを得ません。

改正法案は、自民、公明両党、日本維新の会などが 2018 年 6 月に提出し、8 国会にわたり継続審議となっていました。その間に、菅政権がデジタル改革とかの政策を打ち出してきました。立法環境は大きく変わっています。ネット／デジタル投票なども、あながち夢ではないかもしれません。

立憲民主党は、CM 規制がしっかり検討されていないことを理由に、採決に反対していました。しかし、今国会で、3 年以内を目途に法改正の検討をすることを付則にも盛り込むことを条件に採決に応じました。3 年以内に憲法改正の機運が盛り上がるかどうかはわかりません。しかし、再検討をするまでに最長で 3 年間の時間ができました。そこで、読者が指摘した点について、少し深読みしてみたい、と思います。

憲法 96 条 1 項は、憲法改正について、次のように規定しています。

憲法 96 条 1 項

この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法 96 条 1 項からわかるように、憲法改正には、国民投票が必要です。国民投票には、その手続をはっきりさせるための法律が必要です。国民投票法（正式には「日本国憲法の改正手続に関する法律」）は、私たちが暮らす国家を根本的に形づくっている憲法の中身を変える際の投票手続を定めた法律なわけです。

憲法改正は必要ないとする意見が多いのも事実です。ですから、ここでは国民投票が行われることになったという「仮設定」の形で話を進めます。

憲法改正のための投票をします。この場合には、憲法の内容の改正に反対、賛成というだけでなく、その内容が改正されることの意味や影響についてもよく知る必要があります。その際に、反対の人の意見を聞き、また賛成の人の意見にも目をおす必要があります。改正した場合としない場合とを比較するなど、さまざまな意見にふれて、それらを参考にする必要があります。

憲法改正について、多くの意見（または言論）があること自体は、参考にする側にとっても有益で

す。そのなかから自分の判断で自分なりの答えを導き出す手がかりが得られるかもしれないからです。このように、憲法改正のために国民投票が実施されるとすれば、「言論の自由」が保障されていることが、とても重要になります。

◆ SNS と「言論の自由市場」

「言論の自由」は、自分が表現したいことを表現し、表現したくないことをしないという、人間の根本にかかわる自由です。自由権の代表格のような存在です。

わが国の憲法は「言論の自由」について、21条で、次のように定めています。

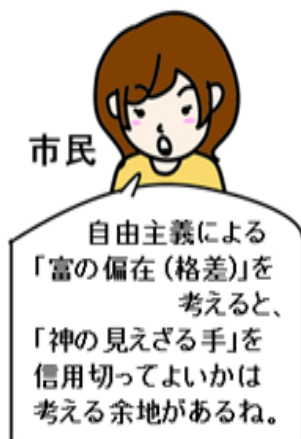
憲法21条	
1項	集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2項	検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

日々のくらしのなかでは、「言論」のほかに、「表現」、「意見」、「発言」、「投稿」などの言葉が使われます。ここでは、これらの言葉は、同じような意味で使います。

言論は、自由に競いあうべきであり、むやみやたらに規制すべきではないという考え方を、「言論の自由市場」論といいます。リアルまたはネットの言論市場では、正しい意見が間違った意見を打ち負かし、自然淘汰されるのが望ましい、とする考え方です。仮に、政府が一方向的に自分らに都合の良いニュース、あるいはフェイクニュースを流しても、究極的には「真理」によって駆逐される、とみるわけです。

ところが、誰もが「何が真理・真実か」について

正しい判断能力を持っているとはいえないのも事実です。むしろ肩書に惑わされて安易に信じたり、流行りの考え方に飛び乗ってみたり、時間をかけてよく調べることもせずに信じてしまうようなことは誰にでもあります。日々の生活



に追われるなかで、国防・自衛隊について、集団安全保障や緊急事態について、あるいは天皇制について、それぞれの複雑な内容に関して専門家と同じように勉強したり、理解することは難しいのです。

おまけに新興の言論市場ともいべき SNS (ソーシャルメディア) 上には、むしろ判断を誤らせることを意図したフェイクニュースや差別的表現/言動があふれています。そればかりでなく、ユーザーのパソコン (PC) 内のキャッシュ (Cache) やクッキー (Cookie) で収集された閲覧・検索・検知された履歴、あるいは、ビーコン (Beacon) やブルートゥース (BLE = Bluetooth Low Energy) を使ってスマートフォンで感知された位置情報などをもとに、それらを掻き集めて作られたビッグデータの解析から選ばれたターゲット広告が表示されています。無差別に見える広告はじつはユーザーの嗜好に基づいてカスタマイズされているわけです。ですから、巧みに誘導され、関心を持たされ、投票行動をも左右することができるわけです。SNS 市場には、さまざまな偏向 (バイアス) 情報が流通していることに細心の注意を払わないといけないうわけです。

SNS 市場に流通する偏向情報の例
・フェイクニュース
・差別的表現、ヘイトスピーチ
・ターゲット広告
・誇大広告

イギリスの EU (欧州連合) からの離脱 (ブレグジット) やアメリカ大統領選挙でも、SNS 市場に流通する偏向情報の影響があった、と確認されています。

つまり SNS は、私たちが調べ物をしに行った図書館や、いろいろな商品のなかから選んで買えるスーパーとも違います。誰が置いたのかわからない商品や、どこで作られたのかもわからない、何のラベルもついていない缶詰が所狭しと置かれ、著名名も出版社名もない本が大量に並べられているような状態です。しかも、ただ乱雑に並んでいるのではなく、その読者が好んで手に取りそうな本が「推薦図書」の棚に、あたかも全員に同じように推薦されているかのように置かれているのです。

ただでさえ勉強不足で、これから勉強して投票に備えようとする人たちの前には、こんな光景が

広がっているわけです。

◆投票の権利と言論の自由とを同時に護るために

言論の自由は、市民に民主的な社会形成への参加を保障するためにあります。投票の権利もまた、同じように民主的な社会形成への参加を保障するためにあります。

ですから、言論の自由が投票の権利を損なうようなものであれば、それは言論の自由の名を借りた、民主的な社会形成への妨害行為といえます。

既存の放送メディアに関しては、放送法4条1項が番組編集基準を定め、「報道は事実をまげないですること。」(3号)を義務づけています。

放送法4条1項【番組編集基準】

放送事業者は、国内放送…の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 1号 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 2号 政治的に公平であること。
- 3号 報道は事実をまげないですること。
- 4号 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

ところが、SNSにはこのような規制はありません。

それから、刑法の名誉毀損罪を問う裁判で、無罪の主張をするとします。この場合、真実性を担保する取材があったかどうか問われます(刑法230条の2)。しかし、国民投票の一時点でそんなことを問うことはできません。

また、既存のメディアの報道内容に偏向(バイアス)があったかどうかは、長いスパンで明らかとなります。しかし、国民投票の一時点のみで、SNS上のどの発言、投稿(ツイート/ポスト)にどのような偏向(バイアス)があるかはすぐにはわかりません。さらに一般の選挙に関する公職選挙法では、いわばフェイクニュースを流布することは犯罪として処罰されます。しかしこれは、国民投票にはうまくあてはまりそうにありません。

虚偽事項公表罪(公選法235条2項)

当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する

私たちがさまざまな言論にふれ、また自由に言論表現をするためには、少なくともお金をたくさん持つ者の発言力が高まるような、金権国民投票を防がなければなりません。また言論市場自体の公正を疑わせるような暗示的な広告を禁止して、一人ひとりがその1票を慎重に投票できるような環境を整備、保障する必要があります。

◆情報の偏りをなくすためのポイント

情報の偏り(バイアス)をなくすための主なポイントは、次のとおりです。

- ① SNS 広告の総量・総額規制、一定範囲の活動団体の登録制・報告義務を国民投票法で定めることが必要です。
- ② ターゲット広告を制限するために、匿名加工情報(個人情報保護法36条1項)、いわゆるビッグデータの提供・利用を禁止することも必要です。
- ③ 一方、公職選挙法のようにフェイクニュースの発信を処罰するというのは、実は手放しで賛成できるものではありません。というのも、そもそも「何をもって虚偽・フェイクというのか」は明らかではなく、非常に難しい問題だからです。ですから、特に国民投票の実施の際にはこれとセットで、情報の受け手の「知る権利」が保障される制度・取組も不可欠となります。
- ④ 政府が直接関わるのではなく、ファクトチェックに取り組んできた実績のある複数の NGO/NPO が関わる形で、各プラットフォームにおいて一定期間ファクトチェックの取り組みを増強し、フラッグ立て・警告・公表等の実施を検討する必要があります。なかでも、例えばタイムリーに外国の軍艦が日本に向けてミサイルを発射したかのような明らかないわゆるディープフェイク映像などの投稿・拡散が明確に確認された場合には、削除・凍結等のより強い措置をとる余地もありうるでしょう。
- ⑤ SNS を運営するプラットフォーム企業に監視状況の報告を求める必要もあります。
- ⑥ ファクトチェックに取り組んできた実績のある NGO/NPO の協力も必要不可欠です。チェック事項は、国民投票に関わる情報に接する際に注意すべき事項(発信者は誰か、偽造・改変されたものでないか、一部が切り取られた情報ではないなど多岐にわたります。また、真偽不明情報の拡散・再生産に協力しないこと、ありがちな虚偽情報など)を繰り返し広報し、投票する側のいわゆるメディアリテラシーを高める努力も必要です。

◆おわりに

フェイクニュース規制については近年盛んに論じられています。総務省もプラットフォーム研究会を立ち上げて、フェイクニュース規制についても検討してきました。2019（令和元）年度司法試験の憲法の論文試験問題にも登場したほどです。

あらゆる分野の研究者から各種メ



ディアに至るまで、現在も盛んに論じられています。その理由は、知る権利を脅かすフェイクニュースを規制することが、かえって言論の自由やひいては知る権利までも規制することになりかねないからです。例えば、ワクチンや医療に関する政府の不手際を報道したら、それはフェイクだとして削除されかねないわけです。

憲法改正の国民投票は、政府の信任投票ではありません。決して国政選挙のように劇場型で行われるようなことがあってはならないのです。可能な限り、落ち着いた投票環境と十分な情報環境とが整えられなければなりません。

国のあり方を左右しかねない憲法改正の国民投票においては、とりわけ SNS 規制のあり方についての議論の重要性が増してきています。

最新のプライバシーニュース

不適切投稿削除で、グーグルと法務省との危ないタイアップ 情報公開、タイアップ作業の市民監視が不可欠

(CNNニュース編集局)

ネット上の SNS（ソーシャルメディア）への投稿（ツイート／ポスト）によるいじめや嫌がらせ、ヘイトスピーチなど拡散問題が深刻化している。こうしたなか、法務省と IT 大手グーグルが不適切な投稿の削除に向けた情報共有態勢／タイアップを強化することになった。わが国の政府機関が「プラットフォーム」と呼ばれる巨大 IT 企業と（デジタルプラットフォーム企業）タイアップして具体的な対策に乗り出すのは初めてだ。

グーグルは、動画投稿サイト「YouTube（ユーチューブ）」を運営している。YouTube は、不適切投稿からユーザー（利用者）を護る独自のガイドライン（community guideline）を定め [YouTube コミュニティ ガイドラインの適用について - Google 透明性レポート]、これとぶつかる投稿を削除している。人の目や AI による自動検知、ユーザーなどからの報告をもとに、削除対応を行っている。YouTube は、「公認報告者プ

ログラム（Trusted Flagger program）」を組んでいる。メンバーには、ユーザーのなかから、ガイドラインにぶつかると思われる投稿を高い頻度で報告し、信頼のおける個人や NGO、政府機関を認定する。公認報告者からの報告・削除要請について、YouTube は優先的に審査する。

YouTube は、コミュニティガイドラインの違反警告を ① 90 日間のうちに 3 回受けた場合、② 悪質な嫌がらせ行為（搾取行為など）が 1 回行われた場合、または ③ YouTube のガイドラインに違反する行為をすることのみを目的としたチャンネル（多くの場合、スパム アカウント）と判断された場合、YouTube はチャンネル停止の措置を講じる。チャンネルが停止されると、そのチャンネルの動画はすべて削除される。

YouTube が公表した統計によると、このプログラムで 2020 年 10 月から 12 月までの 3 か月間に世界全体で、およそ 200 万件のチャンネルを停止し、およそ 930 万件の動画が削除された

ことがわかる。

グーグルにとっても、わが国の政府機関で YouTube の「公認報告者 (trusted flagger)」に認定されたのは、法務省人権擁護局が初めてだ。法務省によると、全国の法務局に寄せられたネット上のひぼうや中傷などに関する相談は 2018 (平成 30) 年以降、去年 10 月までにおよそ 2 万件にのぼっているという。このうち 1,200 件余りについて、法務局が、プロバイダーであるデジタルプラットフォーム企業 (IT 事業者) に削除を要請した。だが、およそ 3 割は事業者が要請に応じず、実効性の確保が重い課題になっているという。こうしたなか、法務省人権擁護局と動画投稿サイト YouTube を運営するグーグルが、不適切な投稿の削除に向けた情報共有の態勢を強化でタイアップすることになった。

しかし、このタイアップは手放しでは喜べない。むしろ危険な使われ方に注意する必要がある。なぜならば、中国のようなデジタル監視国家では、投稿の削除に政府機関が関与するのは当たり前とされているからだ。この国では、政府に不都合な「言論／表現の自由」は、「不適切」を理由に政府機関により圧殺される。「法の支配」、「悪法も法なり」のキャッチのもと、「言論／表現の不自由、だけが横行している。

わが国の自公政権は、マイナンバーパンデミックを流行らせ、デジタル国家総動員体制、デジタル監視国家づくりだけに異常なほど熱心だ。国民の「人権反故は当たり前、の政権だ。こうした政権が続くわが国でのこの種の官民タイアップは危険だ。運用次第では、わが国の「言論の自由市場」を、デジタル監視された市場に一変するおそれもある。

法務省人権擁護局は、削除率をあげることに狙いを定めている。しかし、不適切な投稿として YouTube をはじめとした SNS を運営する事業者に対し「要削除」の報告をする場合に、どのような基準で選定したうえで削除依頼をし、さらには苦情処理などに応じているのかは不透明なままだ。とりわけ政府機関が投稿を選別したうえで報告を行うことは、憲法 21 条 1 項が保障する言論／表現の自由と憲法 21 条 2 項が禁止する「検閲」との兼ね合いもあり、安易に考えてはいけない。

削除が進まない背景には、難しい憲法問題はもとより、不適切な投稿が名誉棄損にあたるのか線引きが難しいことがある。ネット中傷を受けたと

する被害者側からの削除要請に応じるかどうかは、原則として SNS 運営事業者に委ねられる。だが、どのような投稿が名誉毀損にあたるかなどを具体的に定めた法律はなく裁判例も少ない。安易に削除すれば、投稿者側から言論／表現の自由を侵害しているとしてカウンターパンチを食らう怖れもある。SNS 運営事業者によっては、削除を求める裁判所の命令や判決が出るまで対応を保留するところも出てくる。また、削除を求めた被害者であるユーザーも、こうした司法判断にたどり着くまでのハードルは高い。さらに、不適切な投稿者の特定や弁護士費用などで多額の負担も強いられる。テマやカネをかけることに後ずさりし、泣き寝入りする被害者が多いではないか。

法務省はこの問題の検討を公益社団法人「商事法務研究会」に依頼した。同法人は、4 月に「ネット上の中傷を巡る法的問題を整理する有識者検討会」を立ち上げた [公益社団法人 商事法務研究会 (shojihomu.or.jp)]。法学者や弁護士 6 人と、法務省、総務省、最高裁が参加している。座長は、政府ご用達の憲法学専攻の東大教授が務める。民主的な諸外国とは違い、独立した NGO / NPO からの代表の参加はない。

政府機関が SNS 投稿削除の先頭にたつことについては、慎重に考える必要がある。昨今話題になっている国民投票法に基づく投票時の広告規制などの問題も先取りして考える必要がある。政府機関が参加した官民タイアップ型の不当投稿削除プログラムが、軌道をそれる怖れもある。「大なる嘘」、フェイクニュースの規制を名目に、政府の不都合な言論／表現／投稿対策にエスカレート利用、乱用される怖れも織り込む必要がある。わが国は、過去も現在も、政府は監視国家づくりに手を染めてきていることを忘れてはならない。総務省などが、有識者検討会という政府御用達機関を立ち上げ、投票時の不適切投稿のチェック作法などを議論し出すのではないか。

言論／表現の自由市場が保障されないと、国民の知る権利が脅かされる。不適切投稿、フェイク投稿を規制することが、かえって言論の自由やひいては知る権利までも規制することになりかねない。SNS の無機性が招く危険と SNS を巨大 SNS 自身により招く危険、あるいは SNS を政府が規制に乗り出す危険、こうした危険を誰がどうさばくのか？やはり、言論／表現の自由市場の存在が一番大事である。

清水晴生教授に石村耕治 PIJ 代表が聞いた 5月21日に可決成立した少年法改正を聞こう！

少年の実名報道禁止緩和とプライバシー

特定少年（18～19歳）に対する少年法上の実名・顔写真禁止（匿名報道）解禁
報道の自由・知る権利と少年の立ち直り権・忘れてもらう権利とのほざま

対論

話し手 清水晴生（白鷗大学教授）

聞き手 石村耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

国家（国や自治体）が市民のプライバシー権を直接侵害するケースがある。マイナンバーやマイナンバーカードを使った市民監視が適例。かたや市民間で他人のプライバシーをSNS上にさらすようなケースがある。リベンジポルノや不適切投稿が適例だ。しかし、どちらともいえない中間のケースもある。国が、法律やその改正によって、市民間での他人のプライバシーをさらす行為を違法とする範囲を変えるのが一例。まさに2021（令和3）年2月に国会（第204回）に提出され、5月21日に成立した少年法改正が適例だ。

刑事事件報道は、発生時20歳未満であった少年事件については匿名とされてきた。ところが、この改正では、事件時18歳、19歳の少年について、匿名報道制限を解除することになった。公職選挙法や2022年4月から施行される民法の成人年齢の18歳への引下げに歩調を合わせるのが理由とされる。たしかに公職選挙法と民法、そして刑法や少年法は、どれも法律であることでは変わらない。しかし、歩調を合わせること自体に大きな疑

問符がつく。

現代メディアの主流であるネット、SNS（ソーシャルメディア）上にはフェイクや少年の人権をむしばむ投稿（ツイート）が氾濫している。プライバシー権には、「忘れてもらう権利」が含まれる。わが国の裁判所は、この権利を法認することに消極的である。本誌89号でも扱われたところである。だが、国会が法律をつくれれば解決できる。

今回の少年法改正により刑事事件匿名報道年齢が引き下げられれば、その結果、少年の「立ち直り権」、「忘れてもらう権利」は最も長く侵害されることにつながる。にもかかわらず、政府は、今回の改正では、この問題から逃げた。

少年事件については、年々件数も、重大ケースの数も減り続けている。少年の「立ち直り権」、「忘れてもらう権利」を置き去りしたままの一方的な匿名報道年齢引下げは解せない。加えて、この改正案により創設される「特定少年」の扱いについても問題が山積している。刑事法が専門の清水晴生 白鷗大学教授に石村耕治 PIJ 代表が聞いた。

（CNNニュース編集部）

◆法改正のポイント

（石村）少年法改正法案は、5月21日に可決成立しました。この改正は少年犯罪の厳罰化が狙いです。警察国家化、デジタル国家主義を進める自公政権の目玉政策の一つです。問題ポイントを一緒に考えていきたいと思います。

（清水）成人の犯罪も少年の犯罪も近年ではずっと長く減り続けています。それでも治安対策を緩めたくはないのでしょうか。法務省、警察は重大事

案が少ないという印象操作を繰り返して、まだ少年法の厳罰化をいい続けています。

（石村）法務省や警察にとっては自分たちの存在意義に関わるからでしょうね。でも犯罪が減った方が成果を上げているということになるはずですが・・・。

（清水）いったんできあがった組織は、存続自体が存続目的になってしまいますから。

（石村）公安調査庁などいい例ですね。ただ、政府は、今回の少年法改正は、来年春（2022年

4月)に迫った民法の成人年齢引き下げに歩調を合わせるだけだとしていますか？

(清水) 現行の少年法は、少年法上の少年を「二十歳に満たない者」と定めています。民法上の未成年と連動させているわけではありません。

少年法2条1項

この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

(石村) 民法の成人年齢が18歳になるからといって、少年法でも直ちに同じ年齢を基準にしなければならないわけではないのですよね。

(清水) 民法は私人同士の契約関係や婚姻関係などを定める私法です。少年法は犯罪・非行事実についての公的な裁判手続やその後の処分について定める公法です。

(石村) 性格はまるで違いますね。結婚年齢や民法の成人年齢と喫煙や飲酒年齢が同じである必要はないのですよね。

● 2022年からどう変わる、成人年齢

主な例	現在	2022年から
婚姻年齢	男 18 歳 女 16 歳～	男女とも 18 歳～
スマートフォンの契約	未成年は親権者の同意	未成年は親権者の同意
選挙権	18 歳	18 歳
パスポート (10 年)	20 歳	18 歳
飲酒/喫煙	20 歳	20 歳
ギャンブル	20 歳	20 歳
国民年金の被保険者資格	20 歳	20 歳
公認会計士/司法書士/行政書士/医師免許などの資格	20 歳	18 歳

(清水) そうです。とくに犯罪にかかわった少年の更生・立ち直りの問題は、本人の資質ばかりでなく、成育環境や社会のかかわり方が大きなウェイトを占めます。環境に恵まれずに育った者にも等しく刑事責任を負わせる政策、厳罰化で対応するには大きな疑問符が付きます。

(石村) にもかかわらず、自公政権は今回の厳罰化を強行したわけですね。

(清水) そうです。法改正の主な内容は次の4点です。

法改正のポイント

- ① 特定少年の逆送拡大
- ② 特定少年の虞犯除外
- ③ 特定少年の福祉除外
- ④ 特定少年の匿名除外

(石村) 除外の字が並んでいます。それに「特定少年」とか聞き慣れない言葉がありますね。

(清水) 「特定少年」

とは、いわゆる「年長少年」のことですね。18歳、19歳です。

(石村) この層を、いわば「成人扱い」にするわけですね。

(清水) 実質的にそれが狙いです。

◆ 少年法とは何か

(石村) 少年を、成人とは違う扱いにする、というのが本来の少年法の考え方ですね。

(清水) 仰せのとおりです。刑事訴訟法の特別法という位置づけです。

(石村) どのような内容を定めているのですか。

(清水) 大まかにいいますと、少年(少女も含みます)が犯罪・非行事実を行った場合に、地方裁判所や簡易裁判所での刑事裁判の代わりに、家庭裁判所の少年審判を受けることを定めています。

(石村) 家庭裁判所は離婚や相続を扱うばかりではないわけですね。少年審判は刑事裁判とはどう違うのでしょうか。

(清水) 基本的に検察官は関与しません。ですから、対審ではなく、家庭裁判所判事が少年と向かい合う形です。

(石村) すると家裁判事は捜査記録を基に非行事実を認定するわけですね。

(清水) そうですね。さらに家裁調査官が少年にいかなる保護処分が必要か(要保護性)を調査した社会記録も判断の基礎となります。

● 判断(裁判)の基礎・対象

成人事件	少年事件
・ 犯罪事実 (量刑上の情状)	・ 非行事実 ・ 要保護性

(石村) 少年については、それだけ「保護」を重視しているという

ことですね。非行事実の軽重や要保護性の程度を考慮したうえで、どのような処分が決定されるのでしょうか。

(清水) 処分の内容としては「保護観察」や「少年院送致」などが決定されます。しかしそれだけではなく、「審判不開始決定」や「不処分決定」の場合でも、その決定に至る過程自体が少年に対

する教育的・保護的措置だと理解されています（教育主義、保護主義）。

（石村）少年の場合、成人とは異なる手続にして、その家庭環境・成育環境といった要保護性の要素

を調査して審判の基礎とするわけですね。となると、当然その手続自体の目的が、環境調整や教育的・保護的な働きかけだということになるわけですね。

コラム

もっと知りたい「少年院」、「少年刑務所」、「少年鑑別所」

《少年院とは》

少年院法4条は、久しく「少年院」を、①初等少年院、②中等少年院、③特別少年院、④医療少年院の4種類に分類していました。それが、2015年6月に施行された少年院法の改正により、次のような新しい分類になりました。①第一種少年院、②第二種少年院、③第三種少年院、④第四種少年院の4つ。家庭裁判所が保護処分^{ほごしゅぶん}の審判の際に、少年をどの種類の少年院に収容するかを決めることになります。

《4種の少年院の特徴》

①第一種少年院

保護処分の執行を受ける人であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の人（第二種少年院に収容する人を除く）

②第二種少年院

保護処分の執行を受ける人であって、心身に著しい障害がない犯罪傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の人

③第三種少年院

保護処分の執行を受ける人であって、心身に著しい障害があるおおむね1歳以上23歳未満の者、

④第四種少年院

少年院において刑の執行を受ける者

《「医療少年院」とは》

かつての少年院法には、「医療少年院」の種別がありました。しかし、現在の少年院法では、「心身に著しい障害がある」人を収容する「第三種少年院」として規定されています。ただ、現在も、「関東医療少年院」、「神奈川医療少年院」、「京都医療少年院」、「宮川医療少年院」といった施設の呼び方は継続的に使用されています。少年院の収容期間については、成人のような「懲役〇年」という期限はありません。家庭裁判所から収容期間について処遇勧告が付く場合もあります。しかし、法務省訓令で定められた2年以内という標準期間で収容するのが一般的です。法務省の通達に従い、12か月単位で教育計画が立てられ、評価(3, 2, 1)されます。最高評価(1)になれば、引受人と帰省地があり、保護観察所が帰住のOKを出せば、少年院仮退院の手続が開始されます。仮退院とは、

保護処分では、少年院からは退院するが、その後は社会内処遇である保護観察（原則20歳まで）の対象となることから、「仮」と呼ばれるわけです。仮退院後、病院への通院または入院、さまざまな社会福祉サービスが必要になる場合が多い。

《少年刑務所とは》

家庭裁判所が審判の際に、少年を、保護処分よりも刑罰を科す方が適切であると判断したとします。そして刑事裁判にかけられて実刑判決を受けたとします。この場合に収容する施設が少年刑務所です。少年刑務所は、26歳未満^{しょうけい}の受刑者を収容する刑務所です。ぞくに「少刑」とも呼ばれます。全国に7つの施設があります。「少年」という名称ではあるものの、実態としては20歳未満の少年よりも20歳以上の成人の方が多く収容されています。青年刑務所といった方が的確かもしれません。少年刑務所では、成人の受刑者と20歳未満の少年受刑者は同じ居室にならないよう配慮しています。なお、女性の少年受刑者については、成人受刑者と同じ施設に収容されるため、とくに女性の少年刑務所は設けられていません。

《少年院と少年刑務所の異同》

少年院と少年刑務所は、刑事事件を起こした少年を収容する施設である点では共通しています。しかし、施設の存在目的は大きく異なります。

少年院は、少年の更生や教育に重点が置かれています。一方、少年刑務所は、基本的に成人が収容される刑務所と同じで、刑罰として刑務作業などを行います。ただ、少年受刑者には、とくに少年であることや更生目的を強調して教育的処遇が取られています。少年刑務所は、一般の「刑務所」と「少年院」の中間に位置する施設ともいえます。

《少年鑑別所と少年院の異同》

少年鑑別所は、少年を社会から隔離したうえでの矯正教育が必要かどうかを判断する施設です。少年院は、鑑別結果などから「社会生活での更生は難しい」と判断された場合に送致される矯正施設です。

*各種資料、ウェブサイトなどを利用してまとめました。

(清水) そうです。少年についてはそうした手続が不可欠だということです。成人であれば警察や検察限りで微罪処分や不起訴、起訴猶予ということがむしろ大半です。しかし、少年事件については家庭裁判所への全件送致主義が採られています。

(石村) つまり、決してゆるい手続にはなっていないということですね。

◆少年審判とは

(清水) 少年法がゆるい手続でないことは、審判対象とされる少年の範囲からもわかります。

(石村) どういうことでしょうか。

(清水) 少年法3条は、審判対象を、犯罪行為や触法行為（刑事責任年齢未満の者の犯罪行為）を行った少年だけに限っていません。ほかに、家に帰らないで夜に出歩いているような少年についても、審判対象に加えています。

(石村) いわゆる「^{ぐはん}虞犯少年」ですね。犯罪・触法行為を行っていなくても家裁の少年審判にかけられるのですか？

(清水) そうなのです。場合によっては保護処分を受けることにもなります。

●「虞犯少年」とは

少年法3条1項3号

次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年

- イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
- ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
- ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入すること。
- ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること [援助交際など]。

(石村) 少年院送致（少年法24条1項3号）もありうるということですね。これはつまり、処分を決定する基礎には犯罪・非行事実のみならず、むしろ要保護性にも十分に重きが置かれるためですね。

(清水) そのとおりです。

(石村) 将来罪を犯すおそれがあるからといって、まだ罪を犯していないにもかかわらず自由を奪う処分を行うというわけですね。

(清水) 成人の場合であれば決して許されない、

相当に前のめりな対応です。

(石村) いわゆる保安処分のようなものですね。しかし、実際に罪を犯す前に軌道修正させようという、いわば親心ということなのでしょうけど。

(清水) 仰せのとおりです。しっかりと少年の成育・生活を監督・監護できない親の代わりに、国が親の代わりとなってその責任を果たそうとする考え方に基づいています。国親思想 [パレンス・パトリエ] と呼ばれます。

(石村) その少年たちに対する少年審判には、検察官は原則関わらないということでしたが・・・。

(清水) 刑事裁判では検察官が有罪を証明する責任を負い、被告人・弁護人が防禦を尽くし、裁判所はあくまで中立公平な第三者の立場から判決を下します。

(石村) 両方の当事者同士が攻撃と防禦を互いに尽くしていくことで刑事裁判が進むということで、当事者主義と呼ばれますね。

(清水) そうです。これに対して検察官が原則関わらない少年審判では、裁判官がいわば検察官の役割も担って、非行事実の有無を確認・認定していくわけです。

(石村) いわゆる職権主義ですね。いわば訴追官と審判官を同一人が請け負うわけですから、事件性や犯人性が否定されにくくなる心配がありますね。

(清水) ええ。事件性や犯人性が認められるからといって審判を開始しておいて、始めたその人が事件性や犯人性がなかったと認定するというのは考えにくいことです。

(石村) なぜ、あえてそのような、いってみれば少年にとって不利になるかもしれない制度が採用されているのでしょうか。

(清水) 対審性を採らず、非公開で行う形になっています。これは、裁判のように、対立図式のなかで自己弁護に終始せざるをえないような場にしないためと考えられて

います。むしろ、少年審判は、自己表現に未熟な少年と向かい合い、深く反省し、更生の道へと踏み出すための一歩となるような働きかけの場、教育的な場にしようということだと思います。

「当事者主義」は推定無罪の原則に適合した訴訟の構造だね。

市民

「職権主義」は本来は、人権保障より「真実の発見」を偏重する訴訟構造ね

◆非行事実と要保護性

(石村) 犯罪や触法行為を行わない虞犯の場合には、とくに要保護性が重視されるということでした。これはどんな形で判断されるのですか。

(清水) 家裁調査官が自宅を訪問して、保護者・家族から聞き取りをしたり、学校に行って話を聞いたりします。適切な監護を十分に受けられる成育・生活環境が整っているかを確認することが第一、ということだと思います。

(石村) 非行から距離を置くことのできる環境がなければ、同じことを繰り返してしまうでしょうからね。適切な監護が見込めないということであれば、たとえ非行事実が重大でなくても、むしろ少年院送致によって生活環境・生活習慣を整えるような場合もあるわけですね。

(清水) そうです。また家裁調査官による社会調査のほかに、少年の身柄を確保しながら、その心理・非行傾向等の資質を科学的に鑑定・鑑別するための「観護措置」という手続・中間的な処分もあります。

(石村) これは、いわゆる「鑑別所送り」ですよ。

(清水) そうです。少年鑑別所に送られたということ、少年院に送られたようなイメージですが、実は鑑別所は審判をするための準備・調査をするための施設にすぎません。

(石村) 少年にとっては、事件を起こしたときに身柄を拘束されるということが、最初の大きな衝撃でしょう。中間処分である鑑別所送致が、あたかも処分が決定されたかのように感じるのも無理はありません。

(清水) 成人の場合でも、逮捕後にさらに勾留されて社会生活から切り離されたとしたら、本人や周囲にとって衝撃はかなり大きいですからね。

(石村) 鑑別所ではどのような調査が行われるのでしょうか？

(清水) 鑑別技官や法務教官らによって、心理テスト等も含めて資質鑑別が行われます。そのうえで鑑別結果通知書が作成されます。

(石村) それも審判での要保護性判断の資料とされるわけですね。

●観護措置（少年鑑別所送致）



◆「特定少年」とは

(石村) 少年法と少年審判の概要についてはわかりました。このなかから「特定少年」というのが切り分けられて、特別な扱いをする、というのが今回の改正の趣旨ですね。

(清水) そうです。18歳、19歳の年長少年については、公職選挙法や民法での権利拡大に見合う形で、刑事手続上も成人相当の責任を負うべきだという考えがベースとなっています。

(石村) しかし、少年法の対象範囲から外さなかったのですね。

(清水) そうです。成人と比べて、どちらかというと、少年は犯罪を繰り返すことが少ないわけです。言いかえると、更生・立ち直りの可能性（可塑性）が大きいのです。対象年齢を引き下げて、負のレッテルの範囲を広げる積極的な理由はないわけです。しかも18歳、19歳といえば、まだ大学や専門学校で1、2年生の年代です。世の中が本当に大人扱いしている年頃でしょうか？

(石村) むしろ、これから大人として社会に出るための準備を今まさに始めたばかりという年代ですね。

(清水) まだ社会に出る前から、刑事責任だけは社会人同様に背負うべきだというのはどうなのでしょう？社会の実態からかけ離れてしまって、立法事実（法改正の理由となる事実）がないように思えます。

(石村) どうして従来からある年長少年ではなく、特定少年なのでしょう？

(清水) 単に年代別の分類ではなく、質的な差異があるかのように演出したいのでしょうか。

◆特定少年の逆送拡大

(石村) 年長少年、いや特定少年の取り扱いはどのように変わるのですか？

(清水) 少年事件は捜査が終わったら家裁への全件送致主義が採られていることはすでにお話しました。

(石村) 家庭裁判所にその判断を委ねるわけですね。

(清水) そうです。ただ従来から、犯情が特に重い事件については例外的に、家庭裁判所から地方検察庁へ送り返して地方裁判所に起訴をさせるという手続があります。

(石村) いわゆる逆送、検察官送致（検送）ですね。

(清水) そうです。この逆送、検送については、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの」については原則検察官送致にするというように、原則と例外を逆転させる法改正が行われました。

(石村) 原則逆送規定（20条2項）ですね。

●原則逆送

少年法 20 条 2 項

前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

(清水) そうです。そしてさらに今回、この「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの」というのを超えて、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であつて、その罪を犯すとき特定少年に係る」事件についても、原則逆送としました。

●特定少年の逆送拡大

法改正前の逆送（20条2項本文）

…家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものについては、同項〔検察官送致〕の決定をしなければならない。

特定少年の逆送（新設62条2項）

家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項〔検察官送致〕の決定をしなければならない。

2号 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの

(石村) 「その罪を犯すとき特定少年」ということですね。審判時ではないのですね。

(清水) 少年法は基本的に刑事訴訟法の特別法ですから、少年かどうかは審判時・処分時を基準に判断します。しかしこの逆送規定はいわば犯罪事実に対する厳罰化を含意したものですから、犯行時が基準となります。

(石村) 犯行時に成人並みの刑事責任能力があっ

たはずだから、その責任を負わせるということですね。

(清水) 具体的には「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた」というのに届かなくても、「短期1年以上の懲役・禁錮」が法定されていればよいことになりました。

(石村) 新たにどのような犯罪が加わりますか。

(清水) 刑法典の罪をあげれば、次のとおりです。

●特定少年の原則逆送に追加される罪の例

刑法 108、112 条

現住建造物放火、同未遂
(死刑 or 無期 or 5年以上の懲役)

刑法 177～181 条

各種強制性交、同未遂、同致傷等
(死刑 or 無期 or 5年以上の懲役)
各種強制わいせつ致傷
(無期 or 3年以上の懲役)

刑法 236～241 条

各種強盗、同未遂
(5年以上の懲役)
各種強盗致傷
(無期 or 6年以上の懲役)

(石村) 未遂でも既遂と同じ扱いなのですね。

(清水) 未遂は犯情により刑の減軽が可能です。ただ、法定刑は変わりません。それに、必ず減軽しなければならないというわけではありません(刑の任意的減軽。刑法43条)。

●未遂処罰

刑法 43 条

犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減軽することができる〔刑の任意的減軽〕。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

◆特定少年の虞犯除外

(石村) 犯罪行為を行っていないでも少年審判、保護処分の対象となるのが「虞犯少年」でしたね。

(清水) そうです。新設65条1項は、この虞犯を定める3条1項の規定を「特定少年については、適用しない。」とするのです。

(石村) 特定少年に対しては、もはや国親思想のような教育的・保護的な働きかけを十分には行わないということになりますね。

(清水) もう重い刑事責任も自ら負える年代だとみて、特定少年には原則逆送の範囲を拡大します。これに加え、匿名報道からも除外されるわけです。おせっかいな虞犯の対象からは外さざるをえないということでしょう。

●特定少年の虞犯保護は必要



(石村) 厳罰化の副作用が「保護の縮小」の形で現れるのは大問題ですね。

(清水) 同感です。次こそ少年法の領域から完全に排斥するための布石なのでしょう。

(石村) こう見てくると、公選法も民法も18歳になったのになぜ少年法だけ20歳のまなのか、と批判が起こるのを予想して、先手を打った法改正だったことは明らかですね。

(清水) 少年法の有効性を無視してこれを切り捨てても、世間からの人気・評判を追い求めたのですね。こういう意味では、保護主義のみならず、この社会そのものを顧みることさえ放棄した、とみることもできます。

◆特定少年の福祉除外

(石村) 特定少年の「虞犯除外」はわかりました。それから、「福祉除外」はどういうことでしょうか。

(清水) 現行の少年法上、審判不開始決定や不処分決定のほかに、保護処分に対する決定として、次の3つがあります。

●従来の保護処分

少年法 24 条 1 項本文
家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。
1号 保護観察所の保護観察に付すること。
2号 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること。
3号 少年院に送致すること。

(石村) この規定が特定少年については、どうなるのですか？

(清水) 次のようになります(※ 新設 64 条 1 項)。

(清水) 何かがなくなりました。

(石村) 24 条 1 項 2 号の「児童自立支援施設・児童養護施設送致」がなくなりましたね。

●特定少年の保護処分

新設 64 条 1 項
第 24 条第 1 項 [上掲] の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第 23 条 [不処分決定] の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第 1 号の保護処分に限り、これを行うことができる。
1号 6月の保護観察所の保護観察に付すること。
2号 2年の保護観察所の保護観察に付すること。
3号 少年院に送致すること。

(清水) 特定少年を「児童福祉(法)」の範囲から除外したわけです。

●児童福祉法上の施設

児童自立支援施設 (児童福祉法 44 条)
児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
児童養護施設 (児童福祉法 41 条)
児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(石村) あくまで成人扱いを徹底するということですね。「特定少年・年長少年には甘い扱いをしない」というアピールを、これでもかと世間に向けてしているようにみえます。こうしたやり方は、かつてアメリカでも実施されましたね。

(清水) そうです。アメリカがかつて歩んで、こうしたやり方ではだめだとして、もう引き返しているわけです。ところが、わが国は、その道を、今さら意気揚々と歩き始めようとしているわけです。

(石村) 安倍・菅政権による公安国家化、デジタル監視国家化が、共謀罪に始まり、司法取引を経

て、特定少年のみなし成人化にまで至ったというわけですか。

(清水) 極め付きが、推知(匿名)報道禁止からの特定少年の除外ですね。

◆特定少年の匿名除外

(石村) 以前から議論のある規定ですね。

(清水) 大正少年法では、出版物に掲載した場合について「1年以上の禁錮又は千円以下の罰金」を定めていました。

●大正少年法の出版物掲載禁止

大正少年法 74 条	
1 項	少年審判所の審判に付せられたる事項又は少年に対する刑事事件に付き予審又は公判に付せられたる事項はこれを新聞紙その他の出版物に掲載することを得ず。
2 項	前項の規定に違反したるときは……1年以上の禁錮又は千円以下の罰金に処す。

(石村) 大正少年法では罰則規定があったのですね。

(清水) ありました。しかし戦後、GHQ 指揮下で当時の少年法は全面改正されました。それで、新しい少年法になったわけです。少年年齢が18歳未満から20歳未満に引き上げられ、この罰則規定もなくなりました。

(石村) 大正少年法の少年は18歳未満だったのですか。すでに明治31年から施行されていた現行民法4条が成人年齢を20歳としていたのですから、本当に連動しているわけではないのですね。

(清水) まったくです。戦後、新憲法(1947[昭和22]年施行)の下で、報道の自由への配慮から、現行の新少年法(1949[昭和24]年施行)は罰則規定をなくしたといわれています。

(石村) やや規定ぶりも異なりますね。報道自体を禁じるのではなく、プライバシーを保護する趣旨であることがわかります。

(清水) アメリカの少年法制の影響を受けたものようです。

(石村) この禁止が特定少年については解除されるというのですね。

(清水) 拡大された検察官送致により「公訴を提起された」ら、禁止は解除されるようです。

(石村) 検察官には起訴便宜主義が認められています。ですから、起訴裁量によって不起訴や起訴猶予にすることはないのでしょ

●現行規定の推知(実名)報道の禁止

少年法 61 条
家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

●特定少年の匿名除外

新設 68 条
第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条[略式手続]の請求がされた場合([略])は、この限りでない。

(清水) 家庭裁判所の裁判官が「刑事処分相当性」を認めて検察官送致を決定したとします。この場合、事件の送致を受けた検察官は、その裁判所の判断に従うものとされています。

(石村) ということは、検察官送致された後は成人と変わらない扱いを受けるとい

わけですね。(清水) いえ、実は再度、地方裁判所から家庭裁判所へ送り返すこともあります。55条移送と呼ばれる仕組みが用意されています。

●地裁から再度家裁への送致(55条移送)

少年法 55 条
裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

(石村) こちらは地方裁判所の裁判ですから、家裁の判断に反することになってもいいわけですね。

(清水) ですから、調査官の関与もない地裁では難しいとは思いますが。地方裁判所は少年の刑事事件においては、この55条移送があることを前提に裁判をすることになります。

(石村) 55条移送された少年がさらに再び検察官送致に付されることはさすがにないのでしょうか?

(清水) いえ、ごく稀にあります。ただ決して望ましいとはいえません。少年事件の手続は、少年にとり教育的・保護的手続であるはずですが、にもかかわらず、何度も係属が変わり必要以上に時間がかかることはよくありません。その間ずっと少年を不安定な状況に置かれることになり

ますから。(石村) 少年法が55条移送を定めて、地裁の刑

事裁判を担当する裁判所にさえ、いわば「保護相当性」をなお判断させようとしています。ですから、検送後の地裁の刑事事件もなお保護的性格を失うわけではないはずですね。

(清水) そのとおりです。

◆刑事事件報道年齢下げと「忘れてもらう権利」

(石村) 今般の少年法改正の問題ポイントについて、わかりやすい解説をありがとうございました。引き続き、刑事事件報道の年齢下げとプライバシー権、とりわけ「忘れてもらう権利」との関係について考えていきたいと思えます。

(清水) ひとくちにプライバシー侵害ケースはさまざまです。

(石村) そうですね。1つは、国家(国や自治体)が市民のプライバシー権を直接侵害するケースです。

(清水) マイナンバーやマイナンバーカードを使った市民監視が典型ですね。

(石村) 「パンデミック」という言葉が流行っています。「パンデミック」の「パン」は「すべて」、「デミア」は「人々」が元々の意味です。まさに、菅政権は「マイナンバーパンデミック(背番号感染爆発)」を引き起こす新型コロナウイルスのような存在にみえてきます。何にでも番号をつけて「国民総背番号制」を徹底して監視すればいい、プライバシーなどどうでもいい、という姿勢です。

(清水) ①国家による直接の市民のプライバシーの侵害に加え、②市民間で他人のプライバシーをSNS(ソーシャルメディア)上にさらすようなケースがあります。

(石村) リベンジポルノや不適切投稿があげられますね。

(清水) そうです。それから、①と②のどちらともいえない③中間のケースもありますね。

(石村) 国が、法律あるいは法改正によって、市民間で他人のプライバシーをさらす行為を違法とする範囲を変えるのが一例ですね。

(清水) そうですね。プライバシー権には、「忘れてもらう権利」が含まれます。ところが、裁判所

は、この権利を法認することに消極的です。本誌89号でも扱われたところです。

(石村) さいたま地裁が、この権利にふれた裁判例があります。しかし、他の裁判所は、この権利を認めることには消極的です。

(清水) 刑事事件匿名報道年齢が引き下げられれば、その結果、事件を起こした少年は、犯罪者のなかでは、最も長く「忘れてもらう権利」を侵害されることにつながるわけです。

(石村) 少年事件については、年々事件数も、重大ケースの数も減り続けているとのことですが。

(清水) ですから、「忘れてもらう権利」を置き去りしたままでの一方的な匿名報道年齢下げは解せないわけです。

(石村) 大事なポイントだと思います。司法(裁判所)は「忘れてもらう権利」を法認することについては消極的(最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁)です。しかし、立法府(国会)が、権利として認める法律をつくれればいいわけです。刑事事件匿名報道年齢下げと「忘れてもらう権利」とをパッケージで考えないといけません。頭の切り替えが必要ですね。

(清水) 同感です。ただ、一方で、犯罪報道について市民の「知る権利」・メディアの「報道の自由」も損なわないようにしないといけません。バランスのとれた姿勢が求められます。

(石村) 政治家の過去の犯罪報道のように、市民の民主的な投票行動のための資料となるものは、容易に削除されてはなりませんね。その政治家の「忘れてもらう権利」よりも、むしろ、市民の知る権利、その報道に対しアクセスする権利を優先しないといけませんね。

(清水) ですから、匿名報道問題を大人と少年とを同じ次元で考えてはならないと思えます。少年はまだ社会参加も経済活動も一般に制限され、成熟の途上にあるわけです。

(石村) 少年の成長発達、その成育環境・保護環境に大きく左右されます。ですから、更生の困難さをすべて自己責任とするわけにはいきません。

(清水) かつて犯罪に手を染めた人間は雇いたくない、近くに住んでほしくないという考えもわからないわけではありません。しかし、社会から排除し続けることのデメリットもあるわけですね。

(清水) 事件を起こした少年が、裁判を経て、刑罰を受けた後は、立ち直る権利・環境が整備されていることがとても大事です。

(石村) 社会にとっても、その少年ができるだけ早

- ① 国家による直接の市民のプライバシーの侵害ケース
- ② 市民間で他人のプライバシーをSNS上にさらすようなケース
- ③ ①と②との中間ケース

く更生し、帰属意識をもってもらうことが大事です。
(清水) ご承知のように、少年法上の刑罰として、少年には死刑がありません。

(石村) 無期懲役刑に減軽されるのですね（少年法 51 条 1 項）。

(清水) そのとおりです。そして無期懲役刑が相当な場合についても、10～20 年までの刑とされます（同条 2 項）。

(石村) 少年の場合、刑期を終えた後の人生がまだ長いことに配慮したのですね。

(清水) そうです。もちろん犯罪被害者の心の傷に終わりがあるわけではありません。ただ、一方では、同じことを繰り返すような状況に追い込まないためにも、一定のルールが必要だと思います。

(石村) 確かに少年の更生も大事ですが、被害者の心の問題には慎重に取り組む必要があると思います。で、少年ということは 20 歳未満、特定少年で 18～19 歳ということでしたね。

(清水) そうです。立ち直り・社会復帰といっても、より若いうちの方が更生しやすいと思います。

(石村) 歳をとってからまっとうにやり直すというのは、確かに難しそうです。

(清水) そうすると、やはり特定少年以外の少年であれば 25 歳、特定少年であっても 30 歳以降は、むしろ「立ち直る権利」を十分に保障する必要があるかと思えます。

(石村) 刑事事件匿名報道年齢引下げは、少年の「立ち直る権利」あるいは「忘れてもらう権利」とパッケージで考える、そのための思考回路にチェンジが要りますね。この場合の「忘れてもらう権利」は、ネット上の実名でアップされた記事などを削除してもらう権利が主な対象になるのでしょうか。

(清水) そうなると思います。

(石村) 「立ち直る権利」、「忘れてもらう権利」を法認しても、この権利を実現するには、場合によっては裁判を起こす必要がでてきますよね。裁判を起こすことで、かえって、「寝た子を起す、ことにつながらないでしょうか。犯罪に手を染めたことを世間に知らしめることになりはしないのでしょうか？

(清水) 裁判に消極的、アレルギーを感じる国民性も織り込んで考えることも大事ですね。

(石村) それから、裁判を起こすことで、ステイグマタイズ、犯罪者のレッテル（烙印）が亡霊のように現れてくることにも配慮する必要がありそうですね。

(清水) 立ち直る権利を行使する人にフレンドリー

な仕組みづくりに今一つ知恵を絞る必要がありますね。

(石村) 裁判をしてまでネットで報道された犯歴の削除を求めるといことは、それだけ立ち直りを真剣に考えているともとれますが？

(清水) もちろん、そういう面も否定し切れないと思います。

(石村) いずれにしろ、今後の刑事事件匿名報道年齢の議論では、「立ち直る権利」や「忘れてもらう権利」とセットで考えることが不可欠だと思います。

◆おわりに

～報道の自由・知る権利と成長発達権

(石村) 今回の刑事事件匿名報道年齢引下げは、そもそも「知る権利」や「メディアの報道の自由」を広げるという主張に基づくものではないですね。

(清水) 年長少年に対する厳罰化の流れの一部でしかありません。ですから、刑事事件匿名報道年齢引下げが、本当に「知る権利」、「報道の自由」の拡大につながるものなのか、憲法学の分野の方にしっかりと検証してもらいたいところです。

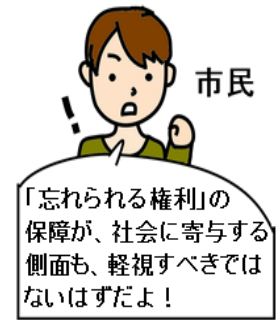
(石村) 少年法 61 条は「新聞紙その他の出版物」の発行人を対象としています。SNS のツイート（投稿）はそもそも対象外です。ただ、今回の特定少年の頭名解禁によって、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう」が、ネット、SNS 上に大量にアップされる懸念もあります。

(清水) いまの法制では、SNS への投稿は、違法ではないことになりますからね。

(石村) これまでのリアルメディア報道に加え、ネット報道やヤフーやグーグルといったデジタルプラットフォーム企業の SNS（ソーシャルメディア）を使った日々の言論活動／投稿（ツイート）は、コントロール不能なほど膨大な数に達します。この制御不能なほど深刻な SNS 問題を迂回し、「立ち直る権利」や「忘れてもらう権利」にもふれないうで、刑事事件匿名報道年齢引下げが行われたことは、非常に不幸なことです。

(清水) 匿名報道規制がかえって少年の情報を SNS 上にアップするのが正しいことだと思ってい

●SNSと「立ち直る権利」



る人さえいますから。事態はより深刻になりかねません。

(石村) 損害賠償請求も困難になり、発信者情報の追跡もさらに困難となりかねませんね。匿名報道規制が形骸化し、規制するにしても、もぐらたたき状態も想定されます。

(清水) 内容が真実と信じるに足りるものであれば、そのツイート（投稿）や情報アップは「公共の利害に関する事実」であり、公益目的もあるといえますからね（刑法 230 条の 2）。

●公共の利害に関する場合の特例

刑法 230 条の 2

- | | |
|-----|---|
| 1 項 | 前条第一項 [名誉毀損罪] の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。 |
| 2 項 | 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。 |
| 3 項 | (略) |

(石村) 現状では成人の人でさえ、忘れてもらう権利が十分に保障されていません。犯罪にかかわった少年は、こうした法環境のもとで、ましてやその少年の消えない烙印を他人がいつでも容易にネット検索できる状態で、さらに長い人生を生

きなればなりません。

(清水) 自業自得という人もいるでしょう。しかし、もっと赦しあえる社会にしないと、少年は社会の冷たい視線のなかで孤立を深めるだけです。

(石村) 家族や学びの場で十分愛されなかったことで非行に走ったのかもしれませんが。その少年をまた非行を繰り返す環境下に放置してはなりません。

(清水) 少年が安心して成長できる環境に恵まれなかった場合、これを補い、健全な成長に導くのは社会の責任です。

(石村) その責任を社会が果たさなかったことで最も被害を受けるには、その少年自身ですからね。健全な育成環境が保障されるということは、子供にとって基本的な権利そのものです（児童の権利条約 27 条）。

(清水) 児童の権利条約の児童は 18 歳未満です。しかし、18 歳になったからといって、それまで保護がなかったことの責任が直ちに少年自身に移るとするのは、どう考えてもおかしいわけです。

(石村) 児童虐待ケースがメディアをにぎわしてします。虐待のケースでは、なぜもっと早く保護しなかったのかという声が上がります。少年事件が起きたときも同じです。

(清水) しかし、遺憾なことに、今回の少年法改正では、特定少年という新たな柵（さく）を築いて、少年に求められる早目の保護措置をなくしてしまったのです。

(石村) 清水先生、今回は、貴重なご意見をありがとうございました。

少年事件に関して、少年といえども重大な事件を起こした以上はその責任を負うべきだという主張も根強くあります。今回の改正もそうした声を反映したものでしょう。

しかし、刑事施設でいくら重い懲役刑を科しても、それで再犯が予防できるとは限りません。それに対して、少年院では少年一人ひとりに対応した形での処遇が専門のスタッフにより行われます。いわゆる「医療少年院」もその一つです。無論、予防という以上、将来の再犯を全くなくすることはできません。それは刑事罰でも同じことです。しかし少年が成人以上に、再犯することなく更生・立ち直りを期待できる「可塑性」を備えていることは間違いありません。

再犯の予測というのは非常に難しく、これを容易に認めれば必要以上に自由を侵害することになります。どんなに再犯の怖れがあったとしても、犯罪事実や非行事実以上の身柄の拘束を認めることは「保安処分・予防拘禁」となり、予測に基づ

く人権の制約を拡大することになります。それは久しく国家が気に入らない個人を拘束する権力濫用の手段として利用されてきました。

将来の危険性を理由に自由を制約することは、できる限り避ける必要があります。再犯の予防は過度の人権制約の予防とのバランスを測りながら、慎重に行う必要があります。危ない奴を出すなという声は、自分たちに返ってきます。刑罰は決して万能な手段ではありません。その他の社会資源も最大限に活用することでしか社会の平穏を維持することはできないことを、改めて自覚しておく必要があります。

もちろん、以上のことを踏まえてもなお、少年法は甘すぎる、少年に対してももっと厳しくあるべきだという意見もありえます。

今回の対論は、少年法を素材として、プライバシー問題について改めて考えてみる機会にしていただけだと思います。

最新の注目ニュース

FB社の独立監視委員会、トランプアカウント凍結を

(CNNニュース編集部)

今年(21年)1月6日に、アメリカ連邦議会乱入事件が起きた。その直後、フェイスブック社(FB社)は、トランプ前大統領の同社のページやインスタグラムの個人アカウントを凍結した。トランプ氏が、議会襲撃に加担した支持者を、「盗まれた選挙に痛みを感じている偉大な愛国者たち」などとあおる投稿(posts)をしたことから、その後の不適切投稿を封じるためだ。

FB社の投稿規約(community standard)は、暴力賛美を禁じている。トランプ氏の投稿は、この規約に著しく違反するというのが理由だ。他のSNS各社も同じような措置を講じた。ツイッター社はトランプ氏のツイッター活動を永久的に禁止した。グーグル社は、傘下にあるYouTubeはトランプ氏のアカウントとトランプ氏が以前に投稿した映像は残したものの、新しい映像は投稿をストップさせた。「真実は何か」をトランプ氏が独断で決める体制は、危ない。アメリカの立憲体制になじまない。彼のSNSアカウントの凍結は正しかったのではないか。

ただ、前大統領のSNSアカウント凍結は、「政治的主張と言論の自由」、「暴力的行為のあおりと公共安全」など、さまざまな保護法益がからんでいる。調整は容易ではない。国家が直接介入するのは、これまで培われてきたアメリカ憲法の価値観を粗末にし健全ではないとの幅広いコンセンサスがある。その一方で、巨大化したSNSが、3万5千人を超えるモデレーター(削除人)を雇い、AIシステムを駆使して日夜不適切投稿封じをしているのも、もはやまともとはいえない。FB社は、この問題を精査するために独立監視委員会(Oversight Board/監視委)を立ち上げた。いわゆる「第三者機関」である。監視委は、世界各国の法律家や人権の専門家、ジャーナリストなどからなる。監視委は、FB社の投稿節度を判定する事実上の最高裁(a de facto supreme court for the FB's content moderation decisions)と自負する。

FB社監視委は5月5日、同社がアカウントを凍結した1月6日の決定について、基本的にこれを支持する判定をした。「トランプ氏が選挙詐

欺や持続的な行動要求に対する根拠のない言葉を維持する過程で暴力の重大なリスクが生じる環境を作った」ことを理由とした。その一方で、「無期限で停止する」とした措置については、FB社の規則にはないもので、不適切とした。そのうえで、FB社に他の利用者に適用されるものと同様の措置をトランプ氏に対しても検討すべきだとした。FB社監視委の判断は、SNS各社にも大きな影響を与えるとみられる。

ほとんどのSNSを利用できなくなったトランプ氏は5月4日に、公式ホームページに「Donald Trumpの机から(From the Desk of Donald J. Trump)」と題するブログを立ち上げた。トランプ氏は今後このブログを使ってリアルタイムでメッセージを出す計画だ。訪問者はトランプ氏がここに投稿したコメントをフェイスブックやツイッターなどでシェアできる。だが、直接コメントはできない。

トランプ前大統領は、5月5日に、FB社監視委の判断を批判した。「言論の自由がアメリカ大統領から奪われた。フェイスブック、ツイッター、グーグルのような腐敗したソーシャルメディア・プラットフォーム企業は政治的な代償を払うことになる(pay a political price)だろう」と。

[<https://www.donaldjtrump.com/desk/desk-htrykas6u6/>]

今後、FB社の監視委は、政治家の不適切投稿のチェックを始めるという。トランプだけでなく、ブラジルやフィリピンなどの大統領も不適切発言でターゲットとなるかもしれない。そのうち、日本の憲法改正論議におけるSNSの不適切投稿かどうかの判断は、FB社の監視委が牛耳ることになりはしないか?不安がないわけではない。ネット規制と言論の自由問題は、とくに憲法改正の国民投票においては、避けて通れない重い課題だ。ところが、わが国の国会は、的外れで時代遅れのリアルの広告規制問題の議論に終始している。そのうち、わが国は、国境のないネット空間で、FB社の監視委が言論を牛耳るアメリカの51番目の州になるかもしれない。愚策を繰り返し不人気のスガーリン政権が続けば、対米追従でも、FBの監視委が牛耳るソフトな監視国家の方がましだとの投稿も急増する可能性もある。

最新のプライバシーニュース

会計検査院、 マイナンバー制度利用超低迷、ほぼ機能不全常態と告発！！

マイナンバーパンデミックは一日も早い終息が要る！！

(CNNニュース編集部)

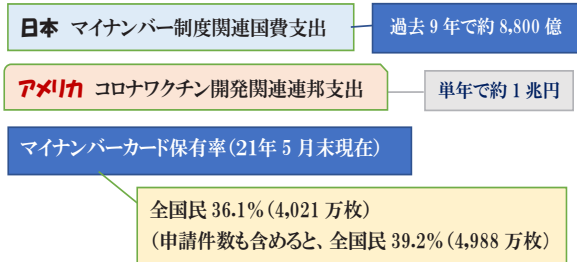
そもそも、マイナンバー制度は、電子政府、電子自治体づくりのツールのはずではなかったか？私たち国民は、マイナンバー制度を通して、政府・自治体から安心・安全で、効率的な行政サービスが受けられるようになるはずであった。だが、国民はそんな恩恵をまったく実感できていない。

これは、政府が、マイナンバー制度を「国民監視ツール」としてしか見ていないからだ。菅政権が、マイナンバー制度を使った人権侵害のシステムづくりしか興味がないからだ。この政権は、まさに、デジタル国家主義が当り前の中国の習近平政権と瓜二つだ。

◆血税浪費の公共工事の典型

菅首相は、21年3月31日の衆議院内閣委員会での答弁で、マイナンバー問題にふれた。マイナンバー制度づくりの国費支出の累計が過去9年で約8,800億円に上ると吐露した。立憲民主党の後藤祐一議員が「コストパフォーマンスが悪過ぎるのではないか」と指摘したのに対し、「確かに悪過ぎる」と認めた。

■菅首相の21年3月31日衆院内閣委員会での答弁



アメリカはコロナワクチン開発に単年で約1兆円。一方、わが国の菅政権は、IT公共工事に膨大な血税を注ぎ続ける。「背番号が先か、ワクチン

が先か」誰にでもわかることではないか。マイナンバーカード保有者が増えた、マイナンバーパンデミックを流行らせるのに成功した、と豪語する。だが、これで国民が受けられるデジタル行政サービスなどほとんどない。人権をむしばむ「デジタル監視国家」、「デジタル収容所列島化」だけが急速に進む。血税の使い方が粗雑すぎる。

全世帯へのFi-Hiの無償提供などがないと、デジタル社会づくりは夢物語である。マイナンバー制度のみならず、パンデミック下での子どものリモート学習などの奨励には、「庶民が主役」のデジタルインフラ投資がカギを握る。だが、愚策を繰り返す菅政権には、デジタル[公安調査]庁を立ち上げる程度の脳しかない。

◆政府が構想する導入段階での電子行政サービス

政府が構想する導入段階での、マイナンバーの電子行政サービス利用分野について、図説すると、次のとおりである。

■導入段階での個人番号の利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国/地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
	災害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
その他自治体条例で定める事務		

この5月の会計検査院の検査告発は、このことを如実に語っている [会計検査院「政府情報システムに関する会計検査の結果について」(2021年5月) 47頁以下参照 30526_02_zenbun.pdf (jbaudit.go.jp)]。

◆会計検査院、マイナンバー制度を酷評

かつて、わが国では、政府が、電子政府、電子自治体でバラ色の社会をつくる構想をぶち上げた。住基ネット(住民基本台帳ネットワーク)・住基カードだ。ところが、莫大な血税を投じたあげく、夢は破れ、この構想は完全に頓挫した。

それでも、政府は、懲りない。今度は、マイナンバー制度を使った電子政府、電子自治体(マイナポータル)をPRし出した。この制度で、だれもが多様な電子行政サービスを楽しむことができると豪語する。

■電子自治体の電子行政サービスメニュー

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

【出典】各自治体HP参照

だが、会計検査院は、2021年5月に、視界不良のマイナンバー制度の実態を暴露した。

■マイナンバー制度の電子行政サービス利用状況

《マイナンバー利用電子行政サービス》
 政府の利用**想定数**:6億4,700万件(2019年度)
 利用**実績**:3,600万件
 利用**実績率**:全体~5.5%
 分野別:年金・医療~1.9%
 福祉~4.2%
 災害対策~ゼロ

マイナンバー制度の利用は超低速、ほぼ機能不全状態であることがわかる。惨憺たる結果である。政府のPR・説明は、看板倒れどころか、ほとんどフェイクといってよい。

■電子自治体の行政サービス利用状況

「子育てワンストップサービス」の検索/申請(「びったりサービス」)
 政府の当初の全国での19年度利用想定数:1,440万件
 利用実績:9,000件弱
 「公金決済サービス」(クレジットカードなどで決済)
 利用実績:ゼロ

マイナンバー制度を使った電子自治体行政サービス利用は限りなくゼロに近く、閑古鳥が鳴いている。背景には、自治体業務の大半は、生活保護など対面でやらざるをえない業務だからだ。このことは、裏返すと、マイナンバーカードは、国民監視番号・人権侵害の監視カード、国民登録証(ID)としてしか機能していない現実をくつきりと映し出す。「出口戦略」なきマイナンバーパンデミックは一日も早く終息させないといけない。こんな人権をむしばむ仕組みは要らない。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
 編集・発行人 中村克己
 Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
 2021.7.10 発行 CNN ニュース No.106

入会のご案内
 季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。
 郵便振込口座番号
 00140-4-169829
 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき
 ・菅政権、コロナパンデミックでは「出口戦略」なしのインパール、マイナンバーパンデミックを流行らせ得意顔。もうヤダこんな政権！人権尊重の憲法を粗末にするデジタル監視国家は要らない。人権尊重のEUのAI規制法に見習わないと。(N)